

平成31年度 租研会員の税制改正意見集

平成30年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

は し が き

本冊子は、本年7～8月に、(公社)日本租税研究協会における会員各位の平成31年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、基本的に全てそのまま掲載してあります。

なお、平成31年度税制改正に向けての(公社)日本租税研究協会としての意見については平成30年8月30日に「税制改正に関する租研意見」を既に表明しております。

平成30年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等	1
(2) 受取配当等の益金不算入	2
(3) みなし配当	5
(4) 有価証券の評価	6
(5) 減価償却資産の償却等	7
(6) 資産の評価損	9
(7) 役員の給与等	9
(8) 寄附金	11
(9) 貸倒損失	12
(10) 引当金	12
(11) 欠損金	13
(12) リース資産の償却等	15
(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整	15
(14) 特別法人税の廃止	18
(15) その他	19

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備	25
(2) 適用対象子会社の範囲	26
(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和	26
(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価	26
(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備	27
(6) 申告・納付期限の延長	28
(7) 連結納税グループからの離脱	28
(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化	29

3 グループ法人税制

(1) 100%グループ内の法人間の寄附金	29
(2) 損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い	29
(3) 中小特例の適用	30

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等	30
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	32
(3) 国際的組織再編税制の整備	35

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制	35
(2) 交際費等の損金不算入制度の見直し	39
(3) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等	39
(4) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等	39
(5) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	40
(6) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等	40
(7) 地震・災害・公害対策等の特別措置	42
(8) 生産性向上設備投資促進税制・所得拡大促進税制	42
(9) その他	44

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制	46
(2) 外国税額控除制度	50
(3) 外国子会社合算税制	53
(4) 外国子会社配当益金不算入	63
(5) 租税条約等	64
(6) 過大利子支払税制	67
(7) BEPS 勧告への対応	68
(8) AOA・その他	71

II 所得税

1 所得税法

(1) 金融所得関係	73
(2) 給与所得関係	73
(3) 譲渡所得関係（アーンアウト条項により価額調整が行われた場合の取扱い）	73
(4) 所得控除関係	74
(5) 源泉所得税	76
(6) その他	77

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等	77
(2) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	78
(3) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニア NISA の恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置	79
(4) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置	80
(5) 外国金融機関等の債券現先取引等（レボ取引）に係る利子の課税の特例	80
(6) クロスボーダーの債券現先取引に係る特定利子	81
(7) その他金融商品への投資について	81
(8) 都市・住宅対策促進税制の延長、PEI 事業促進税制の整備等	81

3 確定拠出年金税制等の見直し

Ⅲ 相続・贈与税等

(1) 相続税評価額等の見直し	83
(2) 事業承継税制	83
(3) 金融資産の世代間移転	83
(4) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	84

Ⅳ 消費税

(1) 消費税制度全般	86
(2) 仕入税額控除	88
(3) 申告・納付期限の延長等	90
(4) その他（電気通信利用役務の提供含む）	91

Ⅴ その他の国税

(1) 印紙税	93
(2) 登録免許税	94

地方税の部

Ⅰ 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し	95
(2) 法定外税	96
(3) 連結納税制度の導入	96
(4) その他	97

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化	99
(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化	99
(3) 外形標準課税における課税標準の見直し	100
(4) 法人住民税額の計算	103
(5) 上場株式等の配当等に係る住民税の課税方式	103

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止等	104
(2) 課税標準の見直し	104

IV 固定資産税

- (1) 償却資産に対する固定資産税の廃止…………… 105
- (2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一…………… 107
- (3) 固定資産税の負担の軽減…………… 107

V 不動産取得税

- (1) 不動産取得税…………… 110

その他の部

I 環境・エネルギー税制

- (1) 地球温暖化対策のための税の見直し…………… 111
- (2) 軽油引取税の減免…………… 111
- (3) 石油石炭税の本則非課税化…………… 111
- (4) 自動車関連税…………… 112

II 納税環境の整備

- (1) 納税者権利憲章の法制化等…………… 113
- (2) 法人税の納付…………… 113
- (3) 更正の請求期間の延長…………… 113
- (4) 申告期限の延長…………… 113
- (5) 充当・還付加算金の順序の明確化…………… 114
- (6) 納税証明書（未納の税額がないこと）…………… 114
- (7) 税理士法の緩和…………… 114
- (8) 各種税制の簡素化及び手続きの合理化…………… 114
- (9) 電子申告・納税システム…………… 114

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等

【理由】

- 法人実効税率は着実に引き下げられているが、OECD平均では約25%、更には先進国の中でも高税率国であった米国や英国等の引き下げ、これらを踏まえると、中長期的な日本の立地競争力の確保、ひいては国内企業の国際競争力強化の観点から、更なる法人実効税率の引き下げに向けた検討を実施すべき。
- 平成30年4月以降の法人税率が23.2%まで引き下げられることとなったが、地方税を含めた日本の実効税率は未だに国際的に高い水準にあることから、さらなる法人税率の引き下げを要望する。但し、引き下げを実現するために課税ベースを拡大の結果、金融業にとって課税の公平性を欠いた税制とならないよう要望する。
- 米国税制改革にみられるように世界主要国の法人税率は引き続き引下げの動向が続いており、名実ともに成長指向の法人税改革の推進が必要である。

我が国においても法人実効税率29.74%の実現をもって打ち止めとすることはなく、米国及び主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準（25%程度）まで平成31年度での実現は困難としても平成32年度以降順次引下げていく道筋をつけることは重要である。

- 現下のわが国における厳しい財政状況を前提とすると法人税率の更なる引下げ（現行29.74%→将来25%）を直ちに実現することは困難であることは理解できるものの、わが国の企業立地競争力を維持する等の観点から、企業の実質的な税負担の軽減（ネット減税）を図るための措置を講じつつ、中長期的な法人税率引き下げの道筋を示していただきたい。
- 近年の法人税改革により、わが国の標準実効税率は30%を切る水準へ引下げられたが、諸外国において法人税率引下げの動きが進む中、国際的に必ずしも競争力のある水準とはなっていない。とりわけ、わが国とともに世界で最も税率が高いとされてきた米国において法人税率が大幅に引下げられたほか、欧州においても法人税率が引下げられていることなどから、改めて法人実効税率の適正化を検討すべき状況にある。

一方、わが国の法人税改革は、税収中立のもと、課税ベースなどの大幅な見直しにより、国内企業間の税負担が調整されたに留まっており、必ずしも法人の実質的な税負担軽減に繋がっていない。法人実効税率のみならず、課税ベースについても国際的なイコールフットイングなどの観点から、見直しの必要がある。

このような状況に鑑み、わが国の法人実効税率について、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準も踏まえ、少なくともOECD加盟国平均の25%程度への着実な引下げを目指すとともに、財源確保のために縮減された繰越欠損金控除制度等の諸制度について、本来あるべき姿に戻す必要がある。

- 実質的な税負担の軽減として法人実効税率を25%程度まで引き下げられたい。

アジアやOECD諸国において産業競争力強化のため法人税率の継続的な引下げが行われており、これらの動きに呼応して我が国でも段階的に税率が引き下げられ、法人実効税率は平成28年度に30%を切り、30年度では29.74%となった。

しかし、我が国では税収中立の考え方のもと、財源確保を目的に課税ベースの拡大が行われた結果、外形標準課税の強化により従業員を多く抱える企業にとっては増税となるケースが多々見られるなど、国際的な競争力の強化に向け、企業の実質的な税負担を軽減するという本来の政策目的が必ずしも実現しているとは言い難い。

米国トランプ政権は連邦法人税率を21%まで引き下げ、また、英国は平成32年度に17%へ引き下げ、フランスも平成34年度に25%まで段階的な引き下げを予定するなど、海外では企業税制面での支援が強化されている。

このような状況下、国際的な競争環境の確保の観点から、あくまで実質的な税負担の軽減として法人実効税率を25%程度まで引下げていくことは、我が国として引き続き重要な課題である

- ・ 税制改正により法人税の実効税率は段階的に引き下げられる傾向にあるが、依然として我が国の法人税実効税率は諸外国と比較して高水準である。企業の海外流出国際競争力強化の観点から引き下げを望む。
- ・ 国と地方を合わせた我が国の法人実効税率は、なお諸外国と比べて高水準である。

国際競争がますます激化する中で、国際競争力を維持、強化し、国内の産業空洞化を防ぐために、法人実効税率の更なる引き下げは、非常に有効である。ついては、是非とも更なる引き下げをしていただきたい。

- ・ アジア近隣諸国やOECD諸国では立地競争力強化のために継続的な法人実効税率の引下げが行われている。また、世界で最も税率が高いとされてきた米国において、我が国を上回る大幅な税率引下げが検討されている。

企業の国際競争力を高め、製造業の国内立地維持・国内雇用確保のため、我が国においても法人実効税率は欧州並みの30%程度まで引き下げられてきたが、税率引下げによる財源として課税ベースの拡大等が実行された結果、企業間の負担調整が行われたのみで、実質的な税負担減にはつながっていない。国際的なイコールフットイングの観点や経済再生という政策目的も踏まえると、実質的な税負担減を実現することが重要であり、税率引下げに伴う財源確保のために縮減された諸制度は、本来あるべき姿に戻すべきである。

- ・ 段階的に引き下げることにより、その度にシステムの変更や社内資料の再作成等を比較的短期間に行わなければならないなど、相当程度の実務上の負担が発生する。したがって、今後、段階的な引き下げに際しては、実務上の負担や問題点・準備も考慮いただき、十分に予測可能・準備可能な内容にて決定してほしい。
- ・ これまでの税制改正により法人実効税率は20%台へ引き下げられたが、外形標準課税等の強化により企業の実質的な税負担は必ずしも下がっていない。本邦の法人実効税率はOECD諸国やアジア諸国に比べてまだ高い水準にあり引き続き税率引き下げを検討する必要があるものの、従来のように外形標準課税等の強化と合わせた法人実効税率の引き下げは限界に近づいていると考えられるため、更なる引き下げにあたっては慎重に検討すべき。

(2) 受取配当等の益金不算入

1) 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引上げ

【理由】

- ・ わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を高める観点から、平成27年度および平成28年度の税制改正によって法人税率の引下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。

こうしたなか、平成27年度税制改正において、受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われているが、その具体的な算定方法等について、二重課税排除や実務負担の軽減等の観点から、所要の措置を講じることを要望する。

- ・ 受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から 議論を行うことが必要と考えます。

法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。しかしながら、平成27年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合が50%から20%に引き下げられました。

本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。

- ・ アメリカ・イギリス・ドイツなどの主要国では70%～100%の割合を益金不算入としており、二重課税の

防止・国際的な競争力の確保のため、日本でも益金不算入割合のさらなる引き下げを要望する。

- ・ 国際競争力維持のため、米国税制改革では海外子会社受取配当金の100%が益金不算入化されたので我が国においても平成31年度改正において100%化を要望したい。
- ・ 負債利子控除額算定のため、すべての連結子法人から総資産情報を入手する事務量は多大であり、それを簡素化することによって事務効率化につながる。これを理由に、関連法人株式等に係る配当の益金不算入額の算定における負債利子控除の廃止を要望する。廃止が難しい場合は一定割合（例えば95%）の益金不算入という制度とすることを要望する。
- ・ 完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等にかかる受取配当金について、益金不算入割合を撤廃し、全額益金不算入とすること及び関連法人株式等に係る負債利子控除は撤廃することを要望する。

受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をお願いしたい。

- ・ 国内受取配当金は、株式等保有割合に基づいて受取配当金の益金不算入率が定められている。受取配当金に課税されると二重課税が生じる為、全ての受取配当金を益金不算入としてもらいたい。
- ・ 平成27年度以降、受取配当金に係る益金不算入割合が持分25%以上の配当について100%、25%未満が50%という割合から変更され、5%超～1/3以下までが50%、5%以下が20%となった。

配当は税引後利益が原資であり、いわば二重課税といえる範囲が従前よりも拡大傾向にあるため、全額益金不算入或いは益金不算入範囲の拡大をして頂きたい。

また関連法人株式等にかかる負債利子控除計算についても事務負担の観点から撤廃頂きたい。

- ・ 受取配当金等の益金不算入額につき、保有割合25%以下の株式に係る配当は平成14年度より50%に縮減、平成27年度より保有割合が1/3以下となり、また、更に保有割合5%以下の株式に係る配当は20%と益金不算入額が縮小しておりますが、受取配当金は課税後の利益分配であり、二重課税の排除という見地からも、また、株式投資の活性化を図るためにも益金不算入額の制限措置の撤廃を要望します。
- ・ 関連法人株式等の出資比率要件を「1/3超」とする場合、3社共同出資の合弁会社が要件を満たさないこととなり、国内事業会社の再編の阻害要因となっていることから、「1/3以上」への引下げを要望する。
- ・ 関連法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%・80%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係わらず、全額益金不算入とすることを要望する。

また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。

- ・ 平成21年度税制改正により国外子会社に係る配当金については益金不算入となったものの、配当額の95%を上限とすることや、国外の子会社以外からの配当については益金算入であることから、未だ制度としては不十分と言わざるを得ない。全ての株式に係る配当金につき100%の益金不算入を認めるべきである。

また、直接持分割合が25%未満の外国子会社であっても、グループ合計の持分割合（海外子会社を通じて保有する持分割合を含む）が25%以上の子会社からの配当は、益金不算入の対象とするよう見直して頂きたい。

- ・ 国内受取配当金について、株式保有割合によっては100%、50%、20%が益金不算入となっておりますが、益金算入部分については依然として二重課税の状態となっておりますので、持分割合に関係なく全額を益金不算入とすることを要望いたします。
- ・ 受取配当金の益金不算入額の計算において、関連法人株式等の保有区分のみに規定されている負債利子控除について、負担軽減の観点から廃止を要望いたします。また、95%が益金不算入とされている外国子会社からの配当について、国内投資の促進の観点から全額を益金不算入とすることを要望いたします。
- ・ 受取配当金に対する課税は二重課税であるため、全額益金不算入とすることを要望する。

また、区分の細分化により、出資比率の確認等に相当時間を要する。事務効率化のため、以前の3区分に戻していただきたい。

- ・ 二重課税の状態を排除する必要があるため、出資比率に関係なく、全額益金不算入を要望する。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、持株割合に係らず全額益金不算入とすることを要望します。
- ・ 二重課税防止の観点から、受取配当金の益金不算入割合を100%とすること。
- ・ 二重課税排除の観点から、連結法人株式等及び関係法人株式等以外からの受取配当についての20%及び

50%縮減措置を廃止していただきたい。

- ・ 会社が剰余金の配当を行う場合、支払を受けた者において配当課税や法人税課税が行われることとなるが、そもそも、剰余金の配当の分配原資は企業の税引き後利益であるため、配当金は、潜在的に二重課税の問題を有している。

現在の配当控除や益金不算入制度では十分に二重課税の調整が図られているとは言えないことから、二重課税の排除を徹底するための措置を要望する。

- ・ 受取配当金の益金不算入制度は、数次にわたる縮減措置実施の結果、平成26年度時点で連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る益金不算入割合が50%に制限され、更に平成27年度改正において制限幅が拡大するとともに、持ち分株式の区分が複雑となった。利益の配当を行う時点で法人税が課されており、同一所得に対する二重課税状態にあるため、「法人擬制説」に立脚する法人税法の立場からは全ての国内株式に係る配当金につき、100%の益金不算入を認めるべきである。

2) 負債利子控除の撤廃・簡素化等

【理由】

- ・ 国内関連法人からの受取配当金について、税制の簡素化・事務負担の軽減及び国内事業再編の促進を図るため、関連法人株式等にかかる国内受取配当金の益金不算入額算定において控除することとされている負債利子の規定を廃止すること。また、関連法人株式等の出資比率要件を「1/3超」から「1/3以上」に引き下げを要望する。
- ・ 関連会社株式に係る益金不算入額の算定における負債利子については、他の株式と整合性を欠きつつ算定に多大な事務工数がかかるため廃止を要望します。
- ・ 一定区分の株式からの配当にだけ残されている負債利子控除を廃止することを要望。当該区分だけ負債利子を認識する合理的な理由が乏しく、事務を簡素化するため。
- ・ 事務効率化のため、従来の株式区分に戻すとともに、受取配当益金不算入の負債利子控除計算は廃止して頂きたい。
- ・ 平成27年度改正により、負債利子を控除するのは、関連法人株式等のみとなったが、通常の事業会社は株式取得のために借り入れることは少なく負債利子控除はそぐわないと考えられる。そこで、事務負担の観点からも廃止を要望する。
- ・ 国内受取配当の益金不算入制度については、課税ベース拡大の観点から平成27年度税制改正において見直しが行われている。同見直しにおいては、国内受取配当等を内国法人の支配を目的とした株式保有にかかるもの（完全子法人株式等／関連法人株式等）と資産運用を目的とした株式等にかかるもの（その他の株式等／非支配目的株式等）に区分の上、その他の株式等および非支配目的株式等にかかる受取配当について負債利子控除計算の対象から除外された結果、関連法人株式等にかかる受取配当についてのみ負債利子控除計算規定が適用されることになっている。

また、事業活動の性質上、企業が国内の子会社や関連会社への事業投資により企業集団を構成する一方で、取引先との関係構築目的を含むポートフォリオ投資等を多く有する場合には、恒常的に事業再編や資産入れ替えをおこなっていることもあり、これらの企業において実務上、負債利子の計算に相応の事務負担が生じているのも事実である。

したがって、同一所得に対する二重課税の排除という制度本来の趣旨、国内配当にかかる取り扱いの統一により企業活動や業種に対して中立で簡素な税制とすること、及び税務申告及び税務執行上の簡便性を実現することを目的として、その他の株式等／非支配目的株式等と同様に関連法人株式等についても負債利子計算の廃止を要望する。

- ・ 通常の事業会社は株式取得のために借り入れることはなく、負債利子控除はそぐわない。存続する場合でも、事務効率化のため、負債利子控除を定率計算としてほしい。
- ・ 受取配当益金不算入の対象となる負債利子の算定方法の見直しと業態に応じた算定方法の創設を要望する。具体的には、以下のとおり。

①借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないこと。

現行の負債利子の計算は、株式等を取得する目的ではないことが明らかな借入金等に係る負債利子まで

含めることとなっている。これら借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないように要望するもの。

②負債利子は受取利息と支払利息のネット後とすること。

金融機関は、資金の貸借による利ざやを獲得することを業としていることから、このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法、例えば外形標準事業税の純支払利息のように、受取利息と支払利息をネットするといった算定方法の創設を要望するもの。

③金利スワップの繰延ヘッジ損益・特例処理損益相当額を、負債利子控除の支払利子から除外すること。

銀行は金利スワップをファンディングのためではなく、ALMオペレーションの一環として（金利リスクマネジメント目的で）行っている。このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法の創設を要望するもの。

3) 議決権による持株割合算定の提案

【理由】

- ・ 現行法では発行済株式数のみで判定を行っているが、発行済株式又は議決権のいずれか多い割合で判定を行うものとするを要望。

議決権ベースで3分の1を超えているものの、種類株式の発行により発行済株式ベースでは3分の1以下となるケースが生じる。

平成27年度税制改正時に、関連法人株式等の判定に係る持株割合については、会社法で特別決議を阻止できる3分の1を想定されているものと理解しております。当該趣旨を鑑みれば、受取配当等の益金不算入の持株割合の判定の基礎に議決権を入れるべきものと考えられ、また、国外配当等益金不算入の取扱いとも整合する取扱いです。

(3) みなし配当

- ・ ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式の取得にみなし配当規定の適用を認めることを要望する。

ToSTNeT市場は、法令23③一の「金融商品取引所の開設する市場」に該当するため、ToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は、みなし配当規定の適用がある自己株式の取得には当たらないと解釈されている（平24.5.25東裁（法）平23-233）。

確かにToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は金融市場内での取引ではあるものの、取引所の時間外に行われるものであり、実質的には相対取引と同様であると考えられる。また、法的手続や事務負担等のビジネス上の観点からToSTNeT-3の利用が望まれる場合においても、税務上の取扱いが障害となり、ToSTNeT-3の利用が見送られるケースが多くみられる。こうしたToSTNeT-3の利用を阻む税務の要因を排除するためにも、ToSTNeT市場を「金融商品取引所の開設する市場」から除外する規定を設けていただきたい。

- ・ 外国法人にその発行株式を買取ってもらう場合、当該外国法人の財務諸表上の資本金及び資本剰余金の金額を国内法上の資本金等の金額とみなして、みなし配当の金額を簡便的に計算する特例の明文化を要望する。
出資先の外国法人が資本の払戻し、あるいは自己株式の取得等を行った場合、株主である内国法人が本邦税法に基づくみなし配当額を計算するにあたって、本邦税務上の資本金等の金額（法令8条）を算出することが困難な場合が多い。

したがって、現実的には、外国法人の財務上の資本金及び資本剰余金の金額を国内法上の資本金等の金額とみなして、みなし配当の金額を簡便的に計算することを容認する立法的な解決が必要。

(4) 有価証券の評価

1) 有価証券の期末評価方法について、利息法による償却原価法を認めること

【理由】

- ・ IFRSを強制適用される法人は有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、会計上、税法と同じく償却原価法を採用していた上場企業にとっては利息法への変更と共に財税差の集計管理も併せて対応しなければならなくなるため、有価証券の保有種類、保有量の大きな銀行にとっては膨大なシステム対応コストや実務負担が増加することになる。

2) 自己査定等による無税償却の認容と損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有価証券の期末評価を資産自己査定と同じ基準での無税償却を可能とすることを要望する。或いは、貸出金等の債権が貸倒損失以外にも個別貸倒引当金の損金算入が可能のように、有価証券に関しても損金算入要件の緩和を要望する。

銀行等の金融機関は業種特性として有価証券を大きなボリュームで保有。現行は発行人が破綻した場合等極めて厳格な損金算入要件のため、巨額な財税不一致額を発生させている。このため、財務・税務の二つの償却基準への習熟が求められ、事務負担・管理負担が過大となっている。

3) 種類株式の譲渡損益

【理由】

- ・ 種類株式を法61の2⑭に定める事由により譲渡をした場合において、法61の2⑭各号に規定する株式等で、その譲渡をした種類株式の価額とおおむね同額の株式等の交付を受けたときは、その種類株式につき譲渡損益は生じないこととされている。

しかし、どのような場合に「おおむね同額」といえるのか明記されていないことから、この規定の適用を躊躇してしまうケースがある。したがって、法令上、その意義を明らかにしていただきたい。

4) 取得価額に含めるべき金額の範囲の明確化

【理由】

- ・ M&Aのデュー・ディリジェンス費用については有価証券の取得価額に含める必要があるが、費用の範囲を明確にすべき。
- ・ M&A（企業の合併・買収）のデュー・ディリジェンス（DD）費用は有価証券の取得価額に含める必要があるが、その費用の範囲を明確にして頂きたい。

5) （非適格）現物出資により取得した有価証券の取得価額

【理由】

- ・ 事業の移転を伴う非適格現物出資については、被現物出資法人の発行する株式の現物出資時の価額とすることを要望。

実務上、特に被現物出資法人が上場株式の場合などは被現物出資法人の株式の価額を以って譲渡対価の額が計算されるものの、現物出資を行う法人の株式の取得価額の書きぶりに齟齬があるため、直前に当該株価が急騰した場合などに問題が生じる。

6) 上場株式以外の有価証券

【理由】

- ・ 非上場株式については、債務超過が継続している等の理由で監査法人から会計上の評価損計上を要求されるケースが多いが、税務上の損金計上が認められないため、税会差の管理が煩雑となっている。そのため、非上場株式についても、当該会社の2年連続の債務超過などの形式的な理由での評価減の損金算入を認めていただきたい。

(5) 減価償却資産の償却等

1) 損金経理要件の撤廃

【理由】

- ・ 減価償却の損金経理要件によれば、会計上の償却年数が税務上の償却年数よりも長い場合、損金算入が認められるのは税務上の償却限度額よりも少ない会計上の減価償却費となるが、国内でも導入が進んでいるIFRSでは、企業によって利用可能と予想される期間を償却年数としているため、企業が会計基準としてIFRSを導入した場合、会計上の償却年数が税務上の償却年数より相当程度長くなり、税務上の損金算入メリットを享受できないケースが想定される。
したがって、IFRS導入企業が会計監査で会計上の償却年数が適正と認められている限り、損金経理額を超え、かつ償却限度額に達するまでの減価償却費については、税務調整による損金算入の容認を要望する。
- ・ IFRS導入により減価償却資産の会計と税務の乖離がより一層大きくなる傾向にあるため、損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 会計と税務の乖離が大きくなりつつある昨今の現状を考慮すると、会計処理を税務処理の要件とする必要性は低下しているため、損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ IFRS導入に伴い固定資産の減価償却計算は、税務と会計の乖離が大きくなると予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃していただきたい。
- ・ 税法と会計上の償却費計算方法の乖離が大きくなってきており、損金経理要件の意義が薄れている為、本要件を廃止してもらいたい。
- ・ 減価償却に関する損金経理要件を撤廃すること。
- ・ 損金経理要件が無くとも課税上の弊害が生ずるとは思われず、当該要件によって納税者は非常に煩雑な申告調整実務を強いられているため、減価償却等の損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却資産の償却方法の定率法から定額法への変更や、会計上の耐用年数の延長が見込まれているが、減価償却費については損金経理要件が付されているため、税法基準での損金算入が不可となることから、損金経理要件を早期に廃止すべきである。

2) 少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

【理由】

- ・ 事務負担効率化の観点から少額減価償却資産の限度額の引き上げ、少額減価償却資産として損金処理できる範囲を10万円未満から30万円未満とすることを要望します。
- ・ 税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、併せて、一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。

3) 一括償却資産の損金算入制度の廃止

【理由】

- ・ 一括償却資産については企業会計上は費用として処理されており、税務申告で加算処理が必要となっております。会計処理と整合性を持つことにより会計と税務の乖離の低減に結びつきます。したがって、少額かどうかの判定を20万円未満とし、一括償却資産の損金算入規定を廃止していただきたい。
- ・ 3年という短期間で結局全額損金算入されるものであり、会計と税の一致、申告調整額算定の申告、納税事務負担軽減のために、少額の減価償却資産の取得額引き上げ及び一括償却資産制度を廃止することを要望します。

4) ソフトウェアの償却期間の短縮

【理由】

- ・ 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産及び自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすることを要望します。

- ・ 販促用ソフトウェアの即時損金算入を認めることを要望する。IFRS上、販促用のソフトウェアの固定資産計上が不要となっていること、またアプリケーション等は比較的短期間で買い替え、改良がされるものであることから、管理コストがかかる一方、ソフトウェアの寿命自体が短いので資産計上即除却ということも大いにあるため。

5) 電話加入権の損金算入

【理由】

- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 加入権返還による返金も無く、市場における流動性も無い現状から、損金算入できるようにすることが、経済実態を正しく反映することとなるため、電話加入権を減価償却費等により損金経理した場合、損金算入できるようにしていただきたい（長期に渡っての損金算入でもよいので、最終的には0円までの損金算入としていただきたい）。
- ・ 電話加入権の減損損失の損金算入を要望する。例えば、上場有価証券の評価損の損金算入テストを行い、一定要件（使用実態、時価等）を満たせば損金算入できる制度として頂きたい。
電話加入権の減損損失については、既に一般市場において経済的価値が暴落している為、たとえ1年以上遊休状態であったとしてもそれを理由に税務上損金算入は認められない。
しかしながら、他の固定資産とは異なり、電話加入権は世間一般として使用実態が無くなりつつあり、IP電話やスマートフォンの使用に移行している為、社会通念上、市場価格までの減損損失は認められるべきと考えられる。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。
- ・ 近年、IP電話等の普及により固定回線の利用頻度が低くなり、遊休となっているケースが多い。また、度重なるオフィスレイアウト変更などにより回線の担当変更など管理が困難となってきているため、税務上も損金算入を認めていただき事務負担を軽減していただきたい。
- ・ 電話加入権の実勢相場は下落傾向を強めており、更には近い将来に電話加入権が廃止される方向性を踏まえ、現在、非減価償却資産となっている電話加入権の損金算入を認められたい。

6) 国外PEに帰属する減価償却資産の償却の方法

【理由】

- ・ 国外PEに帰属する減価償却資産の償却方法をPE所在地国会計基準によって認められた償却方法によっている限り（但し、一括償却によっている場合を除く）、当該償却費に計上された金額を各事業年度の損金の額に算入する金額の限度額とする。具体的には、措令39の15②三と同じ取り扱いとすることを要望。
海外拠点においては現地基準と日本基準の二重管理で極めて負担が大きいことに加え、瑣末な過誤により多大な事務コストが生じている。AOAにおいて独立企業間原則が徹底される中、現地会計・税務で容認される償却方法を認めることは自然な取り扱いであり、実際に外国子会社合算税制においてはそのように取り扱われており、（金額の重要性含め）課税上の弊害はない。

7) 資産除去債務に掛る減価償却費の損金算入

【理由】

- ・ 会計と税務の平仄を合わせるために、影響額が大きい資産除去債務に掛る償却費の損金算入を認めてもらいたい。

8) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

【理由】

- ・ 地域経済や雇用を支える中小企業の活力維持のため、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金

算入の特例を延長いただきたい。

(6) 資産の評価損

1) 有価証券の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有価証券評価損の企業会計と税務会計の乖離について、実務の煩雑さを解消する観点から税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。
また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。
- ・ 別表5上と資本等の金額の調整欄に、会社が存在する限り差異が残り続けるが、何十年もその差異の発生経緯を残しておくのが困難な場合が生じる恐れがある。欠損金を引き継げる場合には損の二重取になる恐れがあるため、損金不算入としているが、欠損を引き継げない場合には損金としてよいとしてほしい。
- ・ 上場有価証券などの一部を除いて、法人税法上の有価証券等に係る評価損の要件は従来どおりであるため、会計と税務の乖離が大きく、多額の有税処理を余儀なくされている。公正な担税力の観点から、また実務の煩雑性において、かかる現状は適当でないことから、会計基準と同様の基準で評価損の計上を認めてほしい。また、相場のあるゴルフ会員権は、上場有価証券に準じ評価損の計上を認めてほしい。加えて、損金経理要件を廃止し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めてほしい。

2) 固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 固定資産の減損損失について公正妥当な経理処理として会計上容認されたものについて、法人税法上も損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。
- ・ 明確な会計基準に基づく時価評価をおこない、大会社において監査法人の会計監査を受け、適正（公正妥当）な会計処理と認められた結果である不動産等に係る減損、評価損について、会計処理に合わせた税務申告処理を認めてほしい。
- ・ 棚卸資産の評価損並びに固定資産の減損損失についても、会計基準と同様の基準で損金算入を認めてほしい。

(7) 役員の給与等

損金算入要件の緩和・明確化

【理由】

- ・ 業績連動給与の定義は、「・・・株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの」となっている。しかし、付与される数が、固定給与額を基礎とし、付与時の株価に応じて変動してしまうものは、業績連動給与から除外することを要望する。
業績連動給与のうち、ストックオプションに係る退職給与については、役務の提供期間以外にも、職位に応じて固定報酬額に相当する新株予約権を付与することある。そのようなケースでは、交付される数は変動するが、決まった金額が給与となることから、業績に連動して役員への経済的利益が変動しない為、損金不算入とする理由がない。
- ・ 役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は業績連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供の対価であることから損金算入を認めるべきである。

上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。

- ① 法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分があることから、法令の抜本的な改正が望まれる。
 - ② 実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方が不明確である。
 - ③ 使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。
- ・ 出向と定期同額給与の関係について、法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすることを要望する。
 法人税基本通達9-2-46は、左記二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。
 - ・ 役員に対して支給する(退職)給与のうち不相当に高額な部分の算出方法を明確化することを要望する。
 役員に対して支給する給与が過大であるかどうかは、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給状況等に照らして判定することとされている。しかし、同種同規模の法人であっても地域等の要素により支給額に差が生じることが考えられる。また、地域別、業種別、規模別の役員(退職)給与の支給額を確認することは現実的に困難である。
 したがって、不相当に高額な部分の算出について具体的な基準を設けるか、過大であるかどうかの判定に必要となる役員(退職)給与の支給状況等に関する資料を公表していただきたい。
 - ・ 「役員報酬」は、利益連動型給与など損金算入の容認や事前確定届出給与などでの一部緩和措置の採用が行われたものの、依然としてその要件が厳格で利用し難いため、役員賞与の損金算入要件を緩和されたい。
 例えば、「業績連動給与において、指名委員会設置会社における、報酬委員が全員社外取締役であること」という要件(法人税法第34条第1項第3号)を、「報酬委員会委員長が社外取締役であること等」に緩和して頂きたい。
 - ・ 外資系日本子会社とその業務執行役員に業績連動給与を支給する場合の規定を整備することを要望。
 平成29年度改正により、一定の要件のもと、同族会社(非同族会社の100%子会社等)がその業務執行役員に支給する業績連動給与を損金の額に算入することが可能となった。
 この一定の要件のなかには、算定方法の金商法第24条第1項に規定する「有価証券報告書」への記載や会社法404条第3項に定められた「報酬委員会」等における決定が含まれている。そのため、外国法人を親会社とする日本の子会社が業績連動給与を支給する場合において、これらの要件を満たすことができるか否かについて、疑義が生じている。
 そこで、外国の親会社の本店所在地国における法令に基づき、「有価証券報告書」に相当するもの又は「報酬委員会」に相当するものといえるものであれば、上記の要件を満たすことができるように規定を整備していただきたい。
 - ・ ストックオプションとほぼ同様の報酬にも関わらず、親会社が直接子会社の役員に付与する場合についての明確な定めがないため、親会社のRS(リスクリクテッド・ストック)をグループ子会社の役員に付与する際に、どういった場合に、親会社と子会社のどちらの費用とすべきか、明確にして頂きたい。
 - ・ 役員給与の一部について損金算入が可能となっているが、損金算入要件が複雑であり、その手続きも煩雑であることから、会社法に基づき適法に職務執行の対価として支給されている限りにおいては、原則損金算入を認めるべきであると考えられることから、役員給与については、原則損金算入可能とする事を要望する。
 - ・ 合理的な賞与まで損金不算入となるため、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については不相当に高額なものを除き損金算入(同族会社を除く)とするよう

要望する。

- ・ 税制改正により役員への新株予約権が法34の規定に整理されたことにより、従来損金算入可能であったものが、実態としては改正前と何も変わらないのに損金算入できなくなってしまう。取締役会設置会社では株主総会の決定でよいところ、より進んだ統治形態である指名委員会等設置会社において、より厳しい要件を付すのは合理性を欠く。過半数を社外取締役が占める報酬委員会において、例えば社外取締役の全員が承認した場合などの要件に緩和すべきである。

(8) 寄附金

1) 損金算入要件の緩和及び損金算入限度額の拡大

【理由】

- ・ 企業の社会貢献を促すためにも、一般寄附金の損金算入限度額を拡大してもらいたい。
- ・ 昨今、大企業は企業統治の厳格化に加えて、環境問題や社会問題への取組みが求められている。企業として、迅速かつ大胆にそれらに取組んでいくにあたり、寄附金の無税限度額がネックになる場合が少なくない。一方、政府および日本銀行が何年もデフレ脱却に取り組んでいる中で、景気を底上げする方策が必要。企業が株主への説明がしやすい無税限度額内での環境・社会への貢献（寄附）は、民間の資金移動を活発にし、景気活性化させる効果がある。その効果を最大限にするためには、現状、単年度限定となっている無税限度額を、過年度（複数年度）分に繰り越して使用できるようにするもの。
- ・ 損金算入限度額の未使用部分を一定の期間（例えば3年）の中で繰越可能とする控除制度を創設されたい。
- ・ 連結経営の重要性が高まる中、親法人として連結経営のために支出する費用は年々増加しているが、当該費用については寄附金の問題が生じうるため、寄附金該当の有無の判断要件を明確化して頂きたい。
企業は社会への貢献を強く求められており、公益法人など各種団体からの寄附要請に応えねばならない社会状況に鑑み、寄附金制度について次の措置を認められたい。
 - ① 一般寄附金の損金算入限度額の引き上げ
 - ② 特定公益増進法人などに対する寄附金の全額損金算入

2) 寄附金の損金算入限度額における資本金等基準

【理由】

- ・ 平成24年度改正以後、損金算入限度額 = (所得金額 × 2.5% + 期末資本金等の額 × 0.25%) × 1/4 と縮小されているが、昨今2020年オリンピック開催等に関連して一般寄附の要請を受ける機会が増大していること等から、この限度額を従前の「1/2」に戻して頂くことを要望します。併せて、期末資本金等の額が資本金 + 資本準備金の額を下回る場合には資本金 + 資本準備金の額を用いることとする改正を行うことを要望します。
平成27年度改正により地方税法（事業税外形標準資本割及び住民税均等割）に関し、期末資本金等の額が資本金 + 資本準備金の額を下回る場合には資本金 + 資本準備金の額を用いることとする改正が行われたことと平仄を合わせて頂くことが合理的と考えます。
- ・ 組織再編等の結果、資本金等の額がマイナスになると、会社規模に応じた限度額計算が行なわれないため、資本金等基準については、B/S「資本金」と税務上「資本金等の額」のいずれか大きい方で計算することを要望。
- ・ 平成27年度に地方税の事業税外形標準課税の「資本割」について自己株式は資本金等から控除しないこととなったが、国税の法人税「寄付金損金算入限度額」の期末資本金等の金額は引き続き自己株式は資本金等から控除される取り扱いとなっており不整合が生じていることから、寄付金限度額計算において自己株式の額を資本金等から控除しないことを要望します。

3) 国等に対する寄付金がある場合の附帯税免除

【理由】

- ・ 国等に対する寄付金がある場合の附帯税免除を要望する。

(事業年度中に国等に対する寄付金がある場合、当該事業年度中に支払われた当該国等に対する寄付金の額の範囲内において、当該事業年度の法人税調査等の結果、加算税、延滞税、等の附帯税を免除する)

国等に対する寄付金がある場合、国等への財政上の負担を積極的に行なっている証左であり、かかる法人に対して過小納税等の罰則として附帯税が課されるのは、過度に厳格な取扱いと言える。附帯税の発生はマスコミ報道等で、納税に消極的な企業のイメージを喧伝される場合が多く、そもそもの企業の姿勢と乖離することとなる。

4) 地震、水害等大規模な災害に対する寄附金の税額控除化

- ・ 国等への寄附金は通常損金として認められているところ、災害に対する支援が必要な場合は、極めて緊急性が求められるものであるため、災害支援の支出が通常の寄附金で認められる効果(損金による所得影響)以上に、税額控除を可能にすることで、被災地への資金援助を迅速化するとともに支援を促進できる。

国等への寄附金は実質的に納税と経済効果は同じであり、所得控除よりも税額控除としても支障はない。

(9) 貸倒損失

損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については税務上も容認すること。
- ・ 関係会社の整理・支援損について現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。

(10) 引当金

1) 個別貸倒引当金制度の復活

【理由】

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。

2) 貸倒引当金の損金算入要件の緩和・拡大

【理由】

- ・ 一定期間取引を停止している場合の貸倒について、現実に回収の見込のないものについて損金算入を認めてほしい。継続的に行われる取引に限らず、原始取引であっても貸倒が生じる場合があり、経済的合理性を欠いているため。
- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は回収の見込が低い状態のものである為、全ての法人に個別貸倒引当金損金算入を認めてもらいたい。
- ・ 金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること。特に、自己査定直接償却(Ⅳ分類債権に対する財務上の直接償却)がなされた債権を、同額、同じタイミングで無税直接償却することを認める等を要望する。

各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっているため要望する。

また、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものであるため、セットで要望する。

- ・ 金融機関が既存の債務者における借入金を「資本性借入金」(DDS)へ転換する場合に適用できる長期棚上げの個別貸倒引当金の繰入れについて、損金算入が認められる当該借入金にかかる弁済期限の基準を、5年超から3年超に緩和することを要望する。

個別貸倒引当金において長期棚上げという規定があるが、「長期」の概念としては、一般的に3年超という期間の概念も含まれると考えられないか。

銀行としては、DDSを検討する先は早期の債務超過解消が見込める先が対象であり、税務上の取扱いをより柔軟なものにすることにより、より一層のDDS活用が見込まれる（裾野が広がる）と思料される。

- ・ 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の対象となった金銭債権のうち、前回回収から5年以上回収が無い金銭債権については、5年を経過する事業年度における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額から除外する。

一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額から除外した金銭債権は、前事業年度の一括評価金銭債権の貸倒引当金額の範囲内において無税償却を可能とする。（当該償却額は貸倒実績の対象外とする）

銀行の金銭債権には債務者の状況が不明で、回収の手段が無くなった債権が多額に累積している。これらは5年～10年、それ以上、回収されないままの明細も少なくない。債務者の状況が判明していれば、個別評価金銭債権として管理できるが、債務者が行方不明で状況が判明しない明細については、貸倒にもできず、一括評価金銭債権帳簿価額のままとなり、一括評価金銭債権の貸倒引当金（無税）の額をいたずらに膨張させてしまっている。

これらの自体を解消するため、これらの長期歩留まり金銭債権を、前年度の引当金（無税）の金額の範囲内で無税償却を可能とし、一括評価金銭債権の貸倒引当金を適正なレベルに是正することを提案する。

当然に、この無税償却した金額は貸倒実績率に影響させることは適当でないため、貸倒にはカウントしない。

- ・ わが国金融界は不良債権問題からすでに脱却しているものの、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの維持や、中小企業者等の経営改善、事業再生支援を積極的かつ継続的に進める金融機関の取組みを一層促進する観点から、不良債権税制の拡充が重要である。また、将来の損失発生に備えた制度を拡充することは、企業の投資意欲を高める効果も大きい。

現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、不良債権問題の再発防止や金融機関の自己資本の強化等の観点からは、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認める等、債権毀損の実情に応じたものとするのが重要である。

具体的には、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

- ・ 平成23年度税制改正において、金融機関等を除いて貸倒引当金制度の廃止が行われたが、公平性の観点から問題が多く、従前の取扱いを復活するとともに、次の個別評価の貸倒引当金については、繰入率の引き上げをお願いしたい。

- 会社更生法などの法的手続き開始時点での貸倒引当金の繰入限度額の大幅に引き上げ
- 外国政府などに対して有する特定海外債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の100%化

3) 債権回収業者（サービサー）が取得した債権に係る貸倒損失の特例の創設

【理由】

- ・ 一般的に、サービサーは債権額より低い価額（例えば1円など）で金融機関等から債権を譲り受けることが多い。このことから、これらの債権につき債務者の資力を確認するためには、サービサーにおける債権の簿価（譲り受けた価額）よりも多額のコストを要する可能性が高く、法基通9-6-2に基づき貸倒損失の計上判断を行うことは合理的ではない。

したがって、サービサー等の場合の貸倒損失計上基準を緩和するよう、柔軟な取扱いを設けてはどうか。

(1) 欠損金

1) 欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活及び控除制限の廃止

【理由】

- ・ 英国、フランス、ドイツ等、欠損金の繰越制限がない国も多く、国際競争力の観点から繰越期間を延長もしくは期限を定めず繰越可能とし、繰越欠損金の控除制限についても、OECD諸国と比して厳しい制度（米、英、蘭：制限なし、ドイツ：60%、フランス：50%）となっていることから緩和もしくは撤廃すること。ま

た、繰越欠損金の繰戻還付について全ての企業を対象とすることを要望する。

繰越期間を過ぎた欠損金は使用できず、継続企業を前提として通期の所得計算を行う場合には、失効した欠損金相当額の税率相当分は税負担増となる。これにより、欠損金発生以降の通算の企業の税負担は、依然として高い水準にある法定実効税率を上回る状態となるため。また、青色欠損金（連結欠損金）の控除限度割合の引下げにより、青色欠損金（連結欠損金）を有している法人の実質的な税負担が増加しないよう、現在中小企業者等にその規定の適用を限定している欠損金の繰戻しによる還付を全ての法人が適用を受けられるようにするため。

- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなり、課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。

繰越欠損金の控除制限についても、OECD諸国と比して厳しい制度となっていることから緩和もしくは撤廃することを要望する。
- ・ 法人税制は国際的な制度とのイコールフットイングの視点が重要であり、設備投資を促し、国際協力を確保するためにも、欠損金の繰越限度について、欧米諸国と同様に繰越期間を制限しないか、控除限度額を100%認められたい。
- ・ 当業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間は、キャッシュフローに影響を与え投資の意思決定を大きく左右する。

投資に対する積極性を確保し我が国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化及び控除制限の撤廃をお願いしたい。
- ・ 欠損を計上している会社の収益力向上・業績回復のために繰越欠損金の使用制限を撤廃していただきたい。
- ・ 欠損金の繰越期間は平成30年度より10年に延長されるものの、繰越期間が無制限であるEU諸国と比較すると不利な制度となっているため。欠損金の控除上限を撤廃し、繰越控除期間を更に延長されることを要望する。
- ・ 欠損金の控除限度額は、平成30年度に50%まで段階的に縮小されるが、欠損のある企業の早期業績回復を促すため撤廃を要望する。
- ・ 本制度は、平成4年度の税制改正で、財政面の理由から還付を停止するとして創設されたものである。中小企業については平成21年度税制改正にて不適用制度が廃止されたが、欧米先進国はいずれも還付制度を維持しており、税制の国際的イコールフットイングの観点から、企業規模に関係なく早期に廃止していただきたい。
- ・ 欠損金の繰越控除は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営を行っていくために重要であることから、欠損金の繰越期間の延長を要望する。
- ・ 欠損金の繰越期間延長は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営を行っていくために重要であるため、繰越欠損金の繰越期間の延長を要望する。
- ・ 課税の公平性、国際競争力の強化の観点から、永続的な期間で損益を通算できる制度とすべきである。

研究開発期間が長期にわたり、費用と収益の認識タイミングに大きなズレを生じるケースがあり、欠損金の使用制限もあるなかで、限定期間のみ使用可能とする制度では、欠損に紐づく利益が出ても、相殺ができない。
- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。
- ・ 欠損金の繰越控除期間が平成30年度から10年に延長されるが、欧米諸国に比べると未だ不利な状況にあることから、更なる延長を図るべきである。
- ・ 欠損金の繰越年限は、米国で20年、欧州の主要国では無制限になっている。この為、欧米並みの期限にしてもらいたい。また、繰越欠損金を保有しているものの課税所得が生じる事から本制度を撤廃してもらいたい。最後に、課税の公平性の面から、全ての法人を対象とすることを要望する。
- ・ 国際的イコールフットイングの面からも現在の10年は短すぎるため、繰越欠損金の繰越期限を米国並みの20年に延長することを要望する。
- ・ 国際競争力維持のため、所得の50%という使用制限と10年間という繰越期間は厳しい制度。主要国と同様に繰越期間については無期限としてほしい。

- ・ 研究開発投資の長期化が進む中、長期的視野での投資拡大を進めるために、諸外国に比べ不利な扱いになっている欠損金の控除期間を無期限とすることを要望いたします。
- ・ 諸外国に比べて見劣りする制度であるため、国際的イコールフットィングの観点より改善するよう要望する。
- ・ 欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めずに継続的に行われるのに対し、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されるため、法人税負担の平準化を図ることを目的とする制度であり、諸外国でも広く取り入れられている。我が国の欠損金の扱いは、従来より欧米諸国に比べ不利な状況にあったが（①繰越期間は米国が20年（トランプ政権の改正で無制限）、英国、フランス、ドイツ等が無制限に対して我が国は9年（平成30年度改正で10年）、②控除上限は米国、英国、韓国等が無制限に対して、我が国は平成24年度より大企業を対象に80%に制限など）、平成27年度改正にて控除上限が65%、平成28年度改正にて60%、平成30年度にて50%にまで制限され、諸外国に比べて更に見劣りする制度となった。
課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から企業経営を行う上で非常に重要で、新市場分野への進出など大胆かつ機動的な事業運営に欠かせない制度あり、また、国際的イコールフットィングの観点も踏まえて、控除上限の制限強化について見直して頂きたい。また、繰越期間の10年を大幅に延長して頂きたい。
- ・ 法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。金融機関にとって、景気後退期における不良債権の規模は大きいことから、その処理に伴い発生する欠損金の控除や還付について、十分な措置を設ける必要がある。

2) 欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用

【理由】

- ・ 欠損等法人の欠損金に使用制限がかかる事由に該当するかを判定する際に指標となる事業規模について、法令113の2①一～三に規定する事業区分のいずれにも該当しない事業に係る事業規模の基準を明確にすることを要望する。
法令113の2①一～三では、事業を①資産の譲渡、②資産の貸付け、③役務の提供の3つに区分して事業規模の基準を定めているが、たとえば、投資業などはこの事業区分のいずれにも属さない。
また、投資資産が匿名組合出資の持分などである場合、損失の分配を受けることがあるが、損失分配額が売上金額又は収入金額に含まれるのか否かについても明らかではない。
したがって、たとえば投資業については、投資総額で事業規模を判定するなど、その事業の実態を適切に反映する基準を設けていただきたい。

(12) リース資産の償却等

【理由】

- ・ 税法の解釈を明瞭化し、不要な会計と税務との差異を解消するため、税務上のリース取引に該当しないリース（所謂「オペレーティング・リース取引」）について、フリーレント期間がある場合、リース料総額をリース期間に均等按分する費用計上を可能とする規定の明確化を要望。

(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整

1) 乖離調整・IFRS等の新しい基準への対応

【理由】

- ・ 昨今、企業会計制度の変更（IFRSへの収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。
- ・ 税務会計側でもこの財務会計側の動きと平仄を合わせ、財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることで、財務会計と税務会計の乖離を是正していただきたい。

昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を財務会計上に反映させる動きが強まっている。

一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当者レベルでは財務会計と税務会計の差異の掌握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の差異拡大が実態の掌握を困難なものとしていると思われる。

このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有り難く、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討頂きたい。

- ・ 近年、国際的整合性の観点から金融商品に関する会計基準、退職給付に係る会計基準、固定資産の減損に係る会計基準等、各種会計基準の見直しが行われてきている。今後は更に国際会計基準とのコンバージェンスが進められることとなっているため、税制上の対応が必要である。また、収益認識に関する会計基準の適用に際して企業負担軽減の配慮をお願いしたい。

○会計上の損失処理の容認

企業においては、会計基準の導入・変更に伴い、不良債権・不良資産等に係る損失処理が進められてきたが、税制がこのような動きに連動していないため、損金認容が制限された結果、多額の繰延税金資産が計上されることになり、多くの企業において繰延税金資産の資産性の問題が生じている。また、会計・税務の二重基準に伴う申告調整項目の増加によって、判断と手続きの両面で極めて煩雑となっている。

貸倒引当金制度廃止の見直し等/有価証券評価損の計上の容認等/棚卸資産に係る評価損並びに固定資産の減損損失の損金算入

○国際会計基準へのコンバージェンスに伴う税制措置

国際会計基準へのコンバージェンスが行われた場合、減価償却費等の課税ベースが大幅に拡大することが懸念される。会計基準適用の有無により課税ベースが異なることとなるのは課税の公平性を欠き、その結果設備投資や研究開発投資へ大きな影響を与える可能性があるため、次の事項を要望する。

減価償却費に係る損金経理要件の廃止/試験研究費の発生時損金算入/排出量取引における費用計上時期について

○収益認識に関する会計基準適用に際しての適切な配慮

2018年6月に公表された「収益認識に関する会計基準」を受けて行われた今回の法人税改正は、会計に歩み寄った形で行われているが、法人税と消費税の処理については新たな乖離が生じることになった。消費税についても納税者の事務負担に配慮した取り扱いがされることを要望する。

なお、税と会計の相違点は多岐にわたっており、申告業務に対する企業の事務コストは増加する一方である。監査法人による会計監査が行われている場合は会計処理を原則として容認し、税務調整を極小化する措置を講じることを要望する。

- ・ 平成30年度税制改正における「長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準による収益の額及び費用額を計算する選択制度の廃止」に伴う経過措置期間の延長及び、平成30年度税制改正における「消費税における長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準による資産の譲渡等の対価の額を計算する選択制度の廃止」に伴う経過措置期間の延長を要望する。

2) 研究開発費用関連の損金算入

【理由】

- ・ 会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため、会計上容認される研究開発費について法人税法上も損金算入を容認してほしい。
- ・ 研究開発専用設備及びソフトウェアの取扱いについては、企業会計と税務会計の乖離により納税者に多大な事務負担がかかっているため、企業会計上費用処理が強制されるものについては、税務会計上も会計処理に合わせて即時償却を認めて頂きたい。
- ・ 一定の開発費については、無形資産として計上のうえ償却することとなることが見込まれているが、試験研

究費については、発生時損金算入という従来の取扱いを維持して頂きたい。

3) 工事進行基準に関する会計基準との齟齬の是正

【理由】

- ・ 請負工事（追加工事含む）の対価の額が期末において確定していない場合の収益計上方法について、現行税法における「該当原価の見積額を対価の額とみなす」とされている基準を、「工事契約に関する会計基準」（合意かつ合理的な見積による）と整合させて欲しい。

現行税法であれば、未確定の追加工事の概算計上額が最低でも損益±0（原価イコール）となり、実態が反映されないばかりか、仮に当該請負工事（本体）が当初より赤字工事であった場合においては、完成工事高の過大計上となり、会計上容認されない。（進行基準工事に赤字工事がない前提で作成された時代の遺物である）

- ・ 工事進行基準に関する会計基準との乖離の是正を要望する。

①工事進行基準に関する会計基準との税務の乖離の是正

会計基準、税務基準ともに工事進行基準損益の計上においては、請負の対価の額およびその原価の額などを適正に見積もることが求められるが、大会社において監査法人の会計監査を受け、適正（公正妥当）な会計処理と認められた工事進行損益については、税務上も容認いただき、会計と税務の乖離をなくしていただきたい。

②請負金未確定の場合の売り上げ計上基準の見直し

追加工事等で請負の対価が確定していない場合、会計基準では、当事者間で実質的に合意され、かつ、合意の内容に基づいて、対価の額を、信頼性をもって見積もることができることとなって時点で工事収益総額にふくめるものとされているが、税制においては法人税法施行令129条4項により追加工事等の見積原価額をその対価の額とする旨の規定がある。これは、損失が見込まれる工事に工事進行基準が適用されていない時代に制定された条文であり、改正後の現況では、一般に損失が見込まれる工事の場合、同条文に従うと収益の過大計上を招く恐れがあるため、見直しを図られたい。

4) 退職給付引当金・賞与引当金の損金算入

【理由】

- ・ 翌期に支払が見込まれる賞与引当金等は計上した期の労務の対価であることから通常の見込とは異なり、債務は確定しているため、全額の損金算入を認めて頂きたい。
- ・ 近年、会計基準の国際的な収斂に向けて企業会計基準の改正が加速化している中で、債務確定主義をとる税法との乖離がますます拡大する傾向にあり、計数処理を複雑化し、企業の事務負担を増加させている。特に賞与引当金及び退職給付引当金等については、労働の対価等を基準として発生主義に基づいて費用計上されるべき性質のものであり、企業会計基準に準じて損金算入できるよう、見直していただきたい。

5) 金融商品会計

【理由】

- ・ ヘッジの有効性の判定には、多大な事務負担と実務対応コストが発生するため、ヘッジの有効性の判定に於いて、金融商品会計に関する実務指針158のように一定の場合に当該判定を省略できるようにすることを要望する。
- ・ 企業会計上、ヘッジ取引の実態を反映し、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を同一の会計期間に認識するためにヘッジ会計が導入されたことを前提に、企業会計と同様、税務上もヘッジ取引の実態を正しく示すよう、財税不一致を解消することを要望。

企業会計上、ヘッジ取引の実態を反映し、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を同一の会計期間に認識するためにヘッジ会計が導入されたことを前提に、企業会計と同様、ヘッジ取引の実態を正しく示すとともに、税務上の観点から、デリバティブ取引を利用した利益調整が行われるといった課税上の弊害を防止することを目的とするものであり、企業会計上、ヘッジ会計が適用される取引については、課税上の弊害が認められない限り、原則として税務上もヘッジ処理を行うことで、ヘッジを行うビジネス上のリスク管理を阻害しない。

(14) 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

【理 由】

- ・ 確定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが（平成32年3月末まで課税凍結中）、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されるため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税している例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます。

試算によれば、仮に特別法人税が復活した場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうこととなります。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運用段階の課税である特別法人税について、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく撤廃を要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されることになっていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。

- ・ 少子高齢化が急速に進行し、マクロ的な社会保障負担が経済全体に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成11年度より適用が停止されており、平成29年度税制改正においても3年間の措置延長が図られている。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれかねない。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の普及の観点から、企業型においては、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

- ・ 少子高齢化が急速に進行し、マクロ的な社会保障負担が経済全体に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成11年度より適用が停止されており、平成29年度税制改正においても3年間の措置延長が図られている。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれかねない。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

- ・ 少子高齢化が進展するなか、自助努力による老後生活の維持向上を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割の重要性が高まっている。欧米における同種の年金と同様、拠出時・

運用時非課税、給付時課税を基本とする十分な税制上の措置を講じ、国際的に見劣りしない制度とする観点から、平成32年3月まで課税が停止されている退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃することを要望する。

- ・ 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものですが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。
国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成31年度までの経過措置により課税停止とされておりますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成32年3月31日迄で課税停止措置の延長期限切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を要望する。
- ・ 少子高齢化が進展するなか、自助努力による老後生活の維持向上を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割の重要性が高まっている。欧米における同種の年金と同様、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とする十分な税制上の措置を講じ、国際的に見劣りしない制度とする観点から、平成32年3月まで課税が停止されている退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃することを要望する。
- ・ 拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点から、運用時に課税する現在適用停止中（平成32年3月31日まで凍結）の企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに撤廃するよう要望します。
- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係わらず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。
- ・ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、国際的にも見劣りしない水準の制度とするため、また、主要先進国でこのような積立金に課税している例はないことから、平成32年3月末まで課税凍結されている積立金の特別法人税について撤廃を要望する。
- ・ 退職年金等積立金等に対する法人税は、平成31年度まで課税が停止されているが、運用時と受給時の双方に課税する方式そのものが不相当であると考えられることから、退職年金等積立金に対する法人税の課税は廃止していただきたい。
- ・ 企業年金積立金に対する特別法人税は、平成32年3月末まで適用が停止されているが、①公的年金を補完する企業年金制度の重要性がますます高まっていること、②厚生年金基金は原則非課税であり、制度間の中立性・公平性を欠くこと、③「拠出時・運用時非課税、給付時課税」が課税原則の基本に対して、国際的にも類例をみない運用時の課税であること、④「法人に課した税」ではなく、労働者が受給する「年金資産に対する課税」であることなどから、同特別法人税を廃止すべきである。

(15) その他

1) 外国の事業体に係る課税の明確化等

【理由】

- ・ チャリタブルトラスト（慈善信託）が株主である外国法人の完全支配関係の判定を整備し、中小法人に該当するものとして中小法人向けの特例措置の適用を認めることを要望する。

平成22年度の税制改正において、中小法人向け特例措置の大法人の100%子会社に対する適用に制限を設ける改正が行われた。

現行法では、株主が慈善団体に寄付することを最終目的とした「慈善信託」となっている外国法人が、大法人による完全支配関係がある法人に該当するかどうかを判定する場合、(1)平成19年の新信託法施行後に設定された慈善信託は、法法143⑤二ハに規定する法人課税信託の受託法人に該当する（すなわち中小法人には該当しない）と解され、(2)新信託法施行前に設定された慈善信託は、受益者が特定していないものと

して受託者（＝委託者）の資本金により判定を行うものと解されている。

しかし、(2) の場合において、受託者に完全支配関係を有する親会社が存在する場合、その最上位の海外親会社に関する情報を入手することは困難なことも想定される。また、中小法人向け特例措置の適用制限は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大等が可能とされる中小法人を対象に設けられた規制であり、慈善信託により実質的な株主が存在しないような外国法人が本規定の制限を受けることは本規定の制度趣旨に合致しないものと考えられる。したがって、慈善信託が株主である外国法人は本規定の制限を受けないよう法令で手当てすることが望まれる。

- ・ 2015年のデラウェアLPSの最高裁判決を受け、外国籍任意組合等の日本の税務上において法人格の有無の判定は非常に重要。ただし、本邦税務上、「法人」の概念は民法等の定義を借用しており、外国籍任意組合等については判断が困難若しくはできないということが生じているため、ここを明確化すべきと考える。

2) 組合に係る課税の明確化

【理由】

- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る所得の計算方法を法令上整備することを要望する。
匿名組合事業における支出金額のうち寄附金又は交際費等に該当する金額があるときは、営業者がそれらを支出したもとして営業者の所得金額を計算することが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説で示されているが、「等」の範囲が明確とされておらず、税務調整を営業者のみで行うべきかにつき、疑義が生じることがある。匿名組合事業から生じた税務調整項目は、損益分配比率に応じて、営業者及び匿名組合員に帰属するものと取り扱うことが妥当であると考えられるため、その旨法令で明確化していただきたい。
- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記することを要望する。
平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。
また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。
- ・ 減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法人税基本通達14-1-2（注）3において、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定についても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。
- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記することを要望する。
平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。
また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。
- ・ 現状、任意組合・有限責任事業組合・匿名組合等の損益の帰属については法基通14-1-1・14-1-2・14-1-3に依拠しており、法人税法上明確な規定が設けられていないため、実務上、判断に苦慮することが多い。そのため具体的な取り扱いについての法制化を希望する。

3) 構成員（パススルー）課税の導入

【理由】

- ・ 法令上組合税制の規定がないことから利用が進まない部分があると思われるため、組合税制を法令上規定していただきたい。その際には組合への一定の現物出資・現物分配については課税繰り延べを認め、パススルーの取扱いを認める方向でお願いしたい。また相続税・贈与税の財産評価において会社形態と比較して過度な負担にならないよう配慮していただきたい。
- ・ 時代を担うメガベンチャー創出のための税制インフラとして、LLCへの出資者に対するパススルー課税導入が有効と考えられるため、法人税法本法におけるパススルー課税の導入（LLC）等恒久的税制インフラの整備を要望する。
- ・ 外国の事業体について構成員課税か団体課税のいずれかが適用されるか明確でなく、投資スキームの多様化により海外LPS等の個別判断が困難になっている。判例は出ているが、当てはめのための調査コスト、時間も企業にとって大きな負担となっているため、外国の事業体について構成員課税か団体課税のいずれかが適用されるか明確化すること。また海外LLCについて所在地国においてパススルー課税を受けることを条件として、我が国税法上パススルー課税を選択できるようにすることを要望する。
- ・ 事業再編・事業再構築を促すため、合同会社での構成員（パススルー）課税を認めるべきである。
- ・ 合同会社に対する構成員課税（パススルー課税）制度の導入を要望する
- ・ 日本版LLC制度の創設に合わせ、現物出資の際の課税繰延とパス・スルー課税（構成員課税）を導入するなど、税制上の対応策を講じられたい。

4) スtock・オプション付与に係る費用の付け替え

【理由】

- ・ 平成29年度改正により、個人から役務の提供を受ける法人以外の法人が発行した特定新株予約権が交付される場合にも法人税法第54条の2が適用されることとなった。
特定新株予約権の費用を損金に算入する法人は、その発行法人ではなく、個人から役務の提供を受ける法人であると考えられるが、発行法人からの費用の付替えの有無・付替えの額にかかわらず、新株予約権の発行時の時価（役員に対する事前確定届出給与のうち確定数給与に該当するものについては、交付決議時価額）を給与等課税事由が生じた日において損金の額に算入することになるのか、明確にしていきたい。

5) 外資系企業が特定譲渡制限付株式を役員・従業員に付与する場合における費用の取扱い

【理由】

- ・ 法人税法54条において、「特定譲渡制限付株式」となる譲渡制限付株式の範囲（役員等に生ずる債権の現物出資と引換えに交付される譲渡制限付株式又はその役員等に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその給付された譲渡制限付株式のうち、役務の提供を受ける内国法人又はその関係法人が発行したもの）が規定されているが、この規定は会社法をベースとしたものとなっている。
したがって、たとえば外資系企業については、この要件を満たすことができないケースも想定されることから、外資系企業に生ずる譲渡制限付株式に係る費用についての取扱い（損金算入可能であるのか否か）を明確化していただきたい。

6) 外貨建資産等の換算方法

【理由】

- ・ 外貨建資産等の法定換算方法を期末時換算法に統一することを要望する。
外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その取得日の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要があるが、換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法（長期外貨建債権等は「発生時換算法」、短期外貨建債権等は「期末時換算法」）で換算することとされている。
しかし、外貨建取引に関する会計基準（外貨建取引等会計処理基準）によれば、外貨建金銭債権債務は決算時に決算時の為替相場により換算することとされていることから、税務上もこれと合わせ、外貨建債権債務が短期であるか長期であるかにかかわらず、法定の換算方法を「期末時換算法」とすることとしてはど

うか。そして長期外貨建債権債務について「発生時換算法」を選択した場合のみ、換算方法の届出を行うこととしてはどうか。

7) 繰延資産の縮減・廃止

【理由】

- ・ 税法上の繰延資産の範囲については、法令等において具体的に示されている公共的施設の負担金等の他、「自己が便益を受けるために支出する費用で、支出の効果が1年以上に及ぶもの」という包括的な概念規定が設けられている。このため、どのような支出が税法上の繰延資産であるかの判別が困難であるとともに、償却期間となる「支出の効果の及ぶ期間」の判定も容易ではない。この規定の解釈の違いによる課税の問題も生じることから税法固有の繰延資産は縮減・廃止するべきである。

8) 繰延資産の範囲の明確化

【理由】

- ・ 法人税法施行令14条6号ホに規定する「自己が便益を受けるために支出する費用」について、その便益の具体的内容や範囲が不明確なことから、税務上判断が困難なケースが多い。したがって、「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当する場合を限定列挙する等、その範囲を具体的に明確化することを要する。

9) 確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等の柔軟な取扱い

【理由】

- ・ 早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、以下の措置を講ずることを要望します。
 - ①確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の一括償却等の導入
近年における市場環境の変動性の高まりや、退職給付に係る会計基準の改正による積立不足の即時認識の適用に合わせて、年金制度においても積立不足額を即時に償却する方法の選択を可能とすることなど、中長期的に過去勤務債務償却を図るだけでなく、母体企業が負担可能な場合には早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして一括償却も可能とすることを要望します。
 - ②基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入
厚生年金基金で認められている、翌年度に発生予定の積立不足額に基づき設定可能な特例掛金について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、厚生年金基金と同様に予算作成を行っている基金型確定給付企業年金についても特例掛金の設定を可能とすることを要望します。
 - ③確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の柔軟化
現在、確定拠出年金へ一部移行時の一括拠出は、移換者の移行部分に係る積立不足額が基準とされ、円滑な移行が可能とされています。平成23年度制度改正前においては、移行元制度の確定給付企業年金および厚生年金基金の制度全体に係る積立不足額が基準とされており、早期の年金財政の健全化が可能とされていました。
そこで、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足額を下限とし、制度全体に係る積立不足額を上限とすることを要望します。

10) 配当等の計算期間の初日に元本を取得した場合における簡便法の計算方法

【理由】

- ・ 配当等の元本を取得した日とその配当等の計算期間の初日である場合において、配当等の計算期間の「開始の時」に元本を所有していたものとして取り扱ってよいか明らかでない。
「開始の時において所有していた元本の数」には、計算期間の初日に取得した元本の数を含むかどうかを明確にしていきたい。

11) 所得税額控除における株式配当に係る元本保有期間の制限の撤廃

【理由】

- ・ 所得税額控除のうち株式にかかる配当については、その元本を所有していた期間に対応する部分の金額だけが控除されることになっているが、保有期間に関わらず全額控除することを要望する。
平成26年度税制改正で、平成28年1月1日以後受ける公社債等にかかる支払利子、配当金等にかかる所得税額控除の所有期間按分が廃止されており、株式にかかる配当についても同様に全額控除が認めらるべき。
- ・ 二重課税の状態を排除する必要があるため、株式交換により期中に新規株式を取得した場合、その新規取得株式からの配当にかかる所得税については、交換後からを所有期間とみなし、所有期間に応じた割合のみの税額控除となっているが、交換前株式の所有期間と合算して税額控除を考えることとしていただきたい。

12) 特定同族会社の留保金課税制度の撤廃

【理由】

- ・ 制度の本来の主旨は、個人事業者が法人成りした場合の所得課税と法人課税の不均衡の是正にあり、オーナーへの配当をせず法人に留保することで逃れられる所得課税の補完であったものと考えられる。平成19年税制改正において、本来の射程と考えられる中小企業を資本金1億円基準で除外し、制度は今日に至っている。
資本金1億円超の特定同族会社は、制度本来の主旨に照らして不合理な会社まで留保金課税による追加課税を余儀なくされており、特に法人形態で海外展開している特定同族会社の場合は、法人税で95%非課税とされる海外子会社からの受取配当金に結果として留保金課税が適用される大変不公平な結果となっている。
- ・ 特定同族会社に該当する上場会社を留保金課税の対象から除外することを要望。
特定同族会社の留保金課税制度が設けられた趣旨は、相互に特殊な関係を持つ少数の者が支配する法人が剰余金の分配の時期を遅らせること等により剰余金を留保することを抑止するためであることから、上場会社に対して留保金を課税することは、この趣旨にそぐわないものとする。

13) 事業税の損金不算入

【理由】

- ・ 現行、事業税が損金算入されることにより、法人税等の計算事務が複雑化している。事業税を損金不算入とし、税額計算の簡素化を図るべきである。
なお、企業が負担する税額が全体として増加しないよう、法人税率の引き下げを合わせて実施するべきである。

14) 控除対象消費税額の損金経理要件の廃止

【理由】

- ・ 仕入税額控除できない控除対象外消費税額の損金算入にあたり、損金経理要件を廃止することを要望する。控除対象外消費税の額を決算時に確定することは難しく、金額的にも重要なものでもないため、損金経理なしに損金算入できるようにすることが事務効率化につながるため。
- ・ 控除対象外消費税を損金計上するためには、法人税法施行例139条4により損金経理が要件とされている。一方、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になることから、決算時には間に合わず、申告時に算出している企業が大部分である。そのため、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃して頂きたい。
- ・ 消費税95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
- ・ 控除対象外消費税を損金計上する為には、法人税法施行例139条4により損金経理が要件とされている。一方で、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃すること。

- ・ 売上高が5億円を超える企業では消費税の95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税等は損金算入されることとなったが、控除対象外消費税等のうち資産に係るものを損金算入するには損金経理が要件となっている。しかし、
 - ① 決算確定日までの短い期間に控除対象外消費税等の正確な金額を把握することは極めて困難であること
 - ② 決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に申告調整が必ず発生するため、確定した控除対象外消費税等と損金経理した控除対象外消費税等が一致することはまずありえないが、その差額は通常それほど多くなるとは考えられないこと
 等から、資産に係る控除対象消費税等について、資産に係るもの以外の控除対象消費税等と同様に損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において所得を減算できるよう要望したい。
- ・ 資産に係る控除対象外消費税額を損金算入する必要がありますが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要し、決算時に控除対象外消費税額を確定することは難しいため、損金算入要件の撤廃を要望します。
- ・ 決算の短い期間に資産に係る控除対象外消費税を適正に見積り損金経理することは、実務上困難であるため、資産に係る控除対象外消費税等の損金算入についての損金経理要件を撤廃することを要望する。
- ・ 控除対象外消費税額等は損金算入されるが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、損金経理を要する。
 しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であり、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはほぼない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額を60カ月で損金化することは過度な事務負担となることから、資産に係る控除対象消費税額も損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望する。
- ・ 資産に係る控除対象外消費税額の損金算入は損金経理が要件とされており、損金経理しなかった場合には、翌事業年度以降に損金経理することを要件として5年で損金算入することとされている。しかしながら、実務上は、決算確定日までに課税売上割合を算定することが困難なことから、見積もりで控除対象外消費税を損金経理している会社も多く、損金経理額が申告上の金額より小さい場合には、当該損金経理不足額を繰越処理せざるを得ないといった弊害が生じている。これらの控除対象外消費税については、特段課税上の弊害も認められないと考えられ、損金経理要件を廃止していただきたい。
- ・ 発生した控除対象外消費税額が経費、棚卸資産に係るものもしくは20万円未満のものでない場合には60ヶ月償却での損金算入となっているが、その判定が困難、かつ、事務的負担がかかるため、繰延消費税額の全額即時償却を要望する。

15) 申告書の記載について

【理由】

- ・ 昨今、個人情報の取り扱いが厳格化されている中、法人格として提出する申告書に代表者個人の住所を記載することは時代の流れにそぐわないため、法人税申告書の代表者住所の記載を撤廃していただきたい。
- ・ 同内容の措置法であっても少しの改正で区分番号が変更になり探すのに手間がかかるため、摘要額明細書の区分番号の記載を廃止していただきたい。
- ・ 法人税別表等記載事項について、税額控除要件可否判定等のみの為に記載している項目については、所得あるいは税額に影響のない法人については記載を任意にするような柔軟な取扱いを要望する。
 - 継続雇用者給与等支給額・継続雇用者比較給与等支給額、国内設備投資額・当期償却費総額は要件を充足するいずれか一方を記載することで可とする。
 - 平均売上金額は、対象となる税額控除をしない場合は記載を任意とする。
 上記の数値を把握算定するためには、多忙な事務工数を要するため、所得あるいは税額に影響がない場合は、申告・納税事務効率化の点より不要とすべきである。
- ・ 申告書はシステムで作成しているが、金額チェックの際に電卓で計算する必要があり、事務工数がかかっているため、一括償却資産の別表について、別表4で所得調整すべき金額の合計金額の記載欄を設けていた

だきたい。

- ・ 連結納税法人は短い周期で確実に税務調査が実施されており、調査の際に詳細な概況説明も行っている。従って、確定申告書への添付は事務効率の面からも廃止して頂きたい。

16) デリバティブ取引に係るCVA等の税務上の取扱いの明確化

【理由】

- ・ デリバティブ取引に係る評価損益の税務上の取扱いにおいて、内国法人がデリバティブ取引を行い、事業年度終了時に当該デリバティブ取引のうち決済されていないものがある場合には、その時点で当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして、財務省令で定めるところにより算出した利益の額または損失の額に相当する金額（みなし決済損益額）を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入するとされている。

一方、デリバティブ取引に係る利益相当額または損失相当額の益金または損金算入において、デリバティブのカウンターパーティの信用力に応じたCVA等の公正価値評価の調整についても、「みなし決済損益額」として認められるかは必ずしも明確ではない。

全国銀行協会が平成29年6月に取りまとめた「デリバティブのCVA管理のあり方に関する研究会報告書－市場評価にもとづくCVAの導入に向けて－」では、わが国金融機関における市場評価にもとづくCVAの導入について、段階的に導入を目指すこととしているが、税務上の取扱いが明確になっていない場合、導入の阻害要因となりかねないことから、上記の点を明確化すべきである。

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備

【理由】

- ・ 中小企業である連結納税加入法人が加入時期特例を適用すると、みなし事業年度末には既に連結子法人であるため、中小企業特例について連結親法人の資本金で判定されることとなり、単体申告でありながら特例の適用を受けられなくなる場合がある。これは制度が意図しているものではないと考えられるため、改正を要望する。

具体的には、交際費の損金不算入制度、特定同族会社の留保金課税制度などが影響を受けている。

- ・ 昨今の企業グループ経営の実態に即し、以下の点について連結納税制度を見直していただきたい。

- ① 地方税（法人住民税・事業税）への連結納税制度の導入
- ② 連結納税制度における連結対象子会社の範囲の緩和
- ③ 取用控除限度額の個別会社毎の合算化
- ④ 寄付金限度額の資本金部分について個別会社毎の合算化
- ⑤ 連結納税加入時の時価評価対象資産及び譲渡損益の調整対象資産の基準額（10百万円）の引き上げ

- ・ 連結納税下の組織再編税制の改善をいただきたい。

①無対価再編

完全支配下の組織再編を行う場合であっても、孫会社を対象とした無対価の再編等是非適格となる場合があるため、適格組織再編として頂きたい。

②譲渡損益調整資産（合併による連結子法人株式の消滅）

連結納税下で連結子法人株式の譲渡を実施した場合、譲渡損益が繰り延べられるが、その後、当該子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合に、繰り延べた譲渡損益を計上することになるため、適格合併による同株式の消滅は、譲渡損益の計上事由から除外すべきである。

(2) 適用対象子会社の範囲

連結納税適用対象の拡大・緩和

【理由】

- ・ 現行の連結納税制度では国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループとして既存事業の伸長や新事業の開拓を図っていくためには、より広い範囲で所得を通算し、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくことが必要である。組織再編税制により税制適格での事業再編が可能となり、事業の切出し・統合による競争力の強化が後押しされているが、グループ外との再編を実施した場合、連結納税については離脱を余儀なくされるのは制度面での矛盾といわざるを得ない。そのため、連結納税対象子会社の範囲を拡大して連結会計と同等として頂きたい。
- ・ 現行の連結納税制度下では、国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループとして既存事業の伸長や新事業の開拓を図っていくためには、より広い範囲で所得を通算し、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくことが必要である。従って、出資比率要件を大幅に緩和し、連結納税対象範囲を拡大すべき。
- ・ 経済実態を反映し、事務工数の削減を図るため、またグループ会社経営のさらなる自由度を拡大させるために連結納税対象法人は直接又は間接に100%保有されている内国子法人とされているが、小規模の会社を排除したり、100%子会社以外の会社も対象に含めることを選択できるようにすることを要望する。
- ・ 米国などでは連結納税対象は80%以上の議決権等を有している場合になっている。この為、イコールフィッティングの面から出資比率の条件を緩和してもらいたい。

(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和

【理由】

- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考えため、特定連結欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにしていただきたい。
- ・ 欠損金使用額の計算が複雑化しており、そのことから税効果計算の複雑化を併発させているため、特定連結欠損金の使用は、保有する子会社の所得の限度までとされているが、非特定連結欠損金同様の取扱とすることを要望する。
- ・ M&Aによる事業拡大や、グループ会社を100%化することによるシナジー強化での企業競争力の向上を阻害する要因となっているため、連結納税開始・加入時の繰越欠損金の持ち込みについて制限の緩和を要望。
- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考えため、特定連結欠損金の持込制限の緩和及び特定連結欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにすることを要望する。
- ・ 繰越欠損金の持込制限は、積極的な企業買収による企業競争力の増強を阻害する要因となるため、連結グループに加入する子法人等の繰越欠損金の持込制限を撤廃することを要望する。

(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

【理由】

- ・ 時価課税による税金負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となりかねないため、新たに完全支配関係となる子会社の保有資産に対する時価評価課税を撤廃する又は時価評価不要要件の緩和を要望する。
- ・ M&Aや組織再編等の阻害要因となっているため、連結納税グループ開始・加入時の営業権等の資産の時価評価課税を廃止すること。また、特定連結欠損金の適用範囲を拡大し、連結納税適用開始前・加入前に子法人で発生した欠損金については全て特定連結欠損金として持込を可能にすることを要望する。
- ・ 未実現の損益に対して課税することが、M&Aによる事業拡大の阻害要因となっているため、時価評価課税の廃止を要望する。
- ・ より柔軟な組織再編の実現のため、連結納税加入時に必要となる時価評価を撤廃していただきたい。

- ・ 新規連結納税加入時の時価評価は業務負荷が非常に大きい。この為、時価評価の対象資産を限定する等の措置を導入してもらいたい。
- ・ 連結納税開始時・加入時における資産の時価評価の要件を撤廃、もしくは時価評価除外要件の拡大をすること。
- ・ 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価について撤廃されたい。その実現が困難な場合、例えば過去5年間の出資比率が50%超であることとするなど除外要件を緩和されたい。
- ・ 国際競争力維持のため、諸外国と同等水準まで持株比率を引下げ（米国80%、英国75%）。地方税についても連結納税制度を導入してほしい。

(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備

1) 収容換地等の場合の特別控除

【理由】

- ・ 収容換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることとしていただきたい。

公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収容換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

- ・ 収容換地等があった場合、連結グループ内で圧縮記帳か特別控除のいずれかを統一して適用することとされており、また、特別控除の金額は連結グループ全体で5,000万円が上限とされている。収用等は公的強制措置であることから、連結納税制度選択の企業が不利にならないよう、個別企業毎に圧縮記帳か特別控除を選択できることとし、特別控除の金額もそれぞれ5,000万円を認めるべきである。

2) 連結納税下における外国税額控除制度の見直し

【理由】

- ・ 連結納税制度下では、連結グループをまとめて一法人のように捉えて控除限度額（控除枠）を算定し、連結納税グループ全体の国外所得に占める各社の国外所得の割合で控除枠を按分することとされているが、連結納税グループ内の各社で国外所得の金額に偏りがあると、控除枠を使い切れない法人、控除枠が足りない法人が出てきてしまうという不合理が連結納税グループ内で起こってしまう。

連結納税グループを一納税主体としてとらえるのであれば、グループ内で控除枠の不均衡が起こる現行按分方法を改善し、負担直接外国税額等の割合等、より公平な控除枠按分方法を採用して頂きたい。

3) 投資簿価修正

【理由】

- ・ 連結子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、投資簿価修正の対象となるが、連結グループ加入前の課税済所得に対して、連結離脱時に再度、連結納税グループで課税されることになる為、二重課税排除が必要である。また、連結納税採用会社と非採用会社との間で課税の不公平も生じているため、投資簿価修正の対象から、連結納税加入前剰余金の配当による利益積立金の減額分を除外することを要望する。
- ・ 投資簿価修正は、連結納税グループ内で既に課税済みである利益及び損失の二重課税・二重控除を排除することを目的とするものであり、連結納税グループ内で取り込まれてはいない加入前の剰余金を原資とする配当については簿価修正の対象外とすることを要望する。
- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること。
- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、会計上の売却

益に対し、税務上は配当相当額が売却益に上乘せられ、二重課税となるため、投資簿価の修正方法を見直されたい。

4) その他

【理由】

- ・ 譲渡損益調整資産である連結子法人株式に関し、当該子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合に、現状では過去連結子法人株式の移転時に繰り延べた譲渡損益を計上することになるが、適格合併による同株式の消滅は、譲渡損益の計上事由から除外すべきである。
- ・ 資本金1億円以下の連結対象子会社について、単独納税にて認められていた交際費の損金算入限度額までの損金算入を容認されたい。
- ・ 連結納税会社間では、試験研究費が移転しても連結納税全体では変わらないにもかかわらず、本規定により増加してしまい、合理性を欠く結果となってしまうため、連結納税会社間での分割等の場合は、租特令39の39⑥の調整を不要とする規定を設けることを要望する。

(6) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 連結納税制度導入企業にあつては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長すること。
- ・ 仮決算に基づく中間申告を採用する際には、申告業務に掛る業務負荷を考慮して確定申告と同様に2ヶ月の申告期限及び納付期限を延長してもらいたい。また、時間的余裕が生じることにより、より正確な申告が可能になると考えられるため、確定申告及び納付の期限を諸外国と同様に延長して頂きたい。
- ・ 連結納税制度の複雑な業務に鑑み、連結中間申告の申告期限及び納税期限を現行より少なくとも1カ月以上延長されたい。
- ・ 申告納税制度においては、納付すべき税額は納税者の行う納税申告によって確定することが原則とされるため、連結確定申告書の提出期限及び納付期限の延長の承認を受けている場合、その延長された期間の日数に応じて課される利子税は廃止を要望する。

(7) 連結納税グループからの離脱

1) 離脱子法人株式の帳簿価額

【理由】

- ・ 連結グループという1つの納税主体内での二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度であり、連結納税制度特有の追加の納税を意図したものではないと考えられるが、連結納税加入前に計上された剰余金があった連結子法人株式を、当該剰余金を配当した後に譲渡する場合、帳簿価額修正により当該配当分も譲渡益として課税されることになる。

仮に、連結納税を導入していない場合には、配当益金不算入制度により課税が生じないことから、連結納税による追加の納税が生じていることになるため、連結納税加入後に増加した利益積立金を超える配当を行った場合には帳簿価額修正の対象とされないように改正することを要望する。

- ・ 事業年度の中途に、連結納税子法人株式の譲渡等により、連結子法人が連結納税を離脱した場合において、当該連結子法人は連結納税としての単体申告を行うこととなる。その離脱事業年度において、その連結子法人の単体所得が欠損である場合には、その欠損金額と連結納税課税所得に通算することとなるが、課税所得が生じる場合には、連結納税課税所得と通算することができない。

一方でその連結子法人株式に係る帳簿価額修正はその離脱事業年度の損益も加味して行うこととなる為、不整合が生じている。

そこで、連結納税離脱法人の離脱事業年度の所得が欠損か否かに関わらず、当該所得を連結所得に含めることを要望する。

2) 離脱の場合の申告期限の延長

【理由】

- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長の適用に関する特例を設けていただきたい。
連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。

しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。

したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。

(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化

【理由】

- ・ 合併により消滅するとはいえ、同じ連結納税対象法人に資産負債等が包括的に承継されており、離脱させて個別に申告をさせる意味はなく、課税上の弊害もないと考えるため、合併により消滅する法人に係るみなし事業年度・離脱申告を不要とし、各事業年度の確定申告において合併消滅法人も含めることとしていただきたい。
- ・ グループ全体の事務工数削減のため、加入・離脱の届出等、親法人と子法人の双方で届出を行う必要があるが、どちらか一方に統一していただきたい。
- ・ 連結納税子法人の加入・離脱の届出については、親法人および子法人の双方でそれぞれの所轄税務署に提出することになっているが、実務上、本作業は二重作業になっていることから、連結納税グループ全体での実務負荷軽減のためにどちらか一方での提出を省略可能とし、さらの他の届出についても、届出内容によって、親法人・子法人のいずれかが提出義務者となるが、これをどちらかに統一することを要望する。
- ・ 連結納税制度においては、親法人が連結法人税申告書を所轄税務署へ提出する一方、子法人も「個別帰属額届出書」を所轄税務署へ提出することになっているため、少なくとも電子申告を行っている場合は効率化の観点から子法人の提出を廃止して頂きたい。

3 グループ法人税制

(1) 100%グループ内の法人間の寄附金

【理由】

- ・ 連結経営の重要性が高まる中、親法人として連結経営のために支出する費用は年々増加している。当該費用については寄附金の問題が生じうるため、親法人としてどのような費用を負担してよいのかを明確化すべきである。

(2) 損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い

【理由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全子法人株式の償却損相当額を資本金等の額から減額することとされたが、これが寄附金の損金算入限度額を減少させる結果を招いている。グループ法人税制の影響により、今後完全子法人を清算する度に資本金等の額が減少し、寄附金の損金算入限度額を減少させることは制度趣旨として違和感があることから、改善していただきたい。

(3) 中小特例の適用

【理 由】

- ・ グループ法人税制について、中小特例の適用に関する親会社の資本金等の規模基準の撤廃をしていただきたい。

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等

1) 金銭不交付要件の明確化

【理 由】

- ・ 適格要件のひとつである金銭不交付要件については、移転資産の対価であるのか、事後的な立替等の精算であるのか実務判断が難しい場合があるため、取り扱いを明確にすること。

2) 欠損等法人の組合による特定支配関係の判定

【理 由】

- ・ 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。
内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

3) 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係

【理 由】

- ・ 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係の考え方を整理することを要望する。
民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資する場合がある。たとえば無償減資前に50%超の株式を有しており、かつ、増資後も引き続き50%超の株式を有する場合には、100%無償減資によっていったん特定支配関係が切れてしまうことになるのか、疑義のあるところである。
公正な第三者の手続きにより進められる民事再生法やADRの下での公的・私的整理の場合には、欠損等法人を恣意的に利用することを防止する法57の2及び法60の3の規定を適用する必要性がないことから、上記の場合には特定支配関係が継続していることとするよう、法令化されることが望ましい。

4) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

【理 由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。

5) 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合の適格要件

【理 由】

- ・ 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合には、被現物出資法人から現物出資法人に対し消費税相当額の金銭が交付されることによって、適格要件を満たさなくなるのではないかという疑義が生じる。
東京国税局は適格現物出資に該当するという回答をしているようであるが（租税研究平成25年7月「組織再編税制における実務上の留意点」）、国税庁のHPなどにおいて公にされている状況ではない。
この点が明らかにされることで、現物出資がより広く活用されることが期待されるので、取り扱いを明確にしていきたい。

6) 三角組織再編成を行う場合の親法人株式の取得

【理由】

- ・ 親会社株式を対価とする三角組織再編成に先立ち、その親会社株式を有利発行の方法により取得する場合には、受贈益課税の対象外とすることを要望する。

三角組織再編成に先立ち、その対価とするための親会社株式を取得する場合にはいくつかの方法が考えられるが、たとえば親会社が第三者割当増資を行い、子会社が親会社株式を引き受ける方法を選択した場合、有利発行を行うと子会社に受贈益課税が生じることとなる。

この場合に受贈益課税が行われないこととすれば、子会社は親会社株式の取得のための資金調達の方法及びその返済方法等を検討する必要がなく、三角組織再編成がさらに活用されていくものとする。

- ・ 再編対価を直接の親法人に限定する必要性はなく、経済的に考えても、究極の親法人株式を再編対価とすることで不公平になることはない。近年、持ち株会社形態での資本グループも多くあり、現状の直接の親法人株式のみが認められていることで、組織再編の幅を狭めているため、直接の親法人だけでなく、究極の100%親会社株式を対価にしても、適格要件として認めることを要望する。

7) 企業グループ内の取引の緩和

【理由】

- ・ 適格要件を緩和し、会計と同様に、企業グループ内の取引（共通支配下の取引）は移転直前に付された適正な帳簿価額により計上することを要望。

会計と税務との差異解消により、組織再編成を活性化させるため（たとえば適格現物分配について、現行100%支配関係がない限り税務上は時価による譲渡と看做すが、会計上はグループ企業からの現物分配であれば簿価による移転となるため、税務処理のためだけに分配資産の時価を算定しなければならない）。

8) 孫会社を対象とした無対価組織再編

【理由】

- ・ 完全支配下の組織再編を行う場合であっても、孫会社を対象とした無対価の再編は非適格となる場合があるため、適格組織再編とすることを要望する。

9) 株式交換による完全子会社化（共同事業を営むための株式交換）

【理由】

- ・ 50%以下の出資関係（出資関係が無い場合も含む）にある会社を株式交換の方法により完全子会社化を図る際の税制適格要件のなかに「事業規模要件又は経営参画要件」があり、「事業規模要件」においては株式交換完全子法人と株式交換完全親法人の事業規模が概ね5倍を超えないこととされており、当社のような大企業が中小規模の会社を完全子会社化する場合にはこの要件を満たすことはできません。「経営参画要件」においても株式交換前の株式交換完全子法人の特定役員のいずれかが退任するものでないこととされており、要件を満たすことのできないケースがあり、組織再編の障害となっております。そのため、株式交換による完全子会社化においては、「事業規模要件又は経営参画要件」を廃止いただくことを要望いたします。

10) 従業員引継ぎや主要資産引継ぎ、移転事業継続等の要件の緩和

【理由】

- ・ 組織再編の適格性判定に係る現行規定において、事業継続、従業員引継ぎ、継続支配、株式継続保有などについては「見込まれていること」が要件となっており、この「見込まれていること」について、通達あるいは例示の公表などを通じ、規定を明確化されたい。また、認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があるものの、規模要件及び事業関連性要件を満たさず非適格再編となる事例が多く、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件を緩和して頂きたい。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

1) 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の明確化

【理由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。

2) 適格株式交換

【理由】

- ・ 完全親法人にとって旧株主は第三者であることから、完全子法人株式の時価相当の完全親法人株式を発行することにより旧株主から取得した株式の取得価額は第三者間取引価格となるべきであり、完全親法人の取得する株式の取得価額についても旧株主の取得する株式と同様に旧株主の簿価を引き継ぐことは、含み益を抱えた資産を二重で発生させ、二重課税を招くおそれがある。したがって、適格株式交換において、完全親法人の取得する完全子法人株式の取得価額を時価とすることを要望する。
- ・ 支配関係（具体的には2/3超）を有する株主が適格交換等により内国法人を完全子会社化した後に合併が行われる場合において、逆合併（適格合併）が行われると株式交換等完全親法人を適格合併により吸収した法人（株式交換等完全子法人）が株式交換等完全子法人（自分自身）に対する完全支配関係を継続できないことから、実務の障害になっています。グループ内で完結している取引であり非適格とすべき理由はないと思われるため、文理上、明確にして頂きたい。

3) 非適格合併・分割の場合の上場株式の評価方法

【理由】

- ・ 非適格合併・分割の際に合併法人等に移転する資産に上場株式がある場合、いつの株価を用いればよいか明確化することを要望する。
非適格合併・分割が行われた場合において、合併法人等に移転する資産に上場株式が含まれているときは、市場株価により譲渡が行われたものとして所得金額を計算することとなると思われるが、いつの時点の株価を用いるべきか、法令上は明記されていない。
上場株式によっては、非適格合併・分割が行われた前日の終値と当日の終値で株価が大きく変動することがあり、いつの株価を用いるかによって所得金額の計算結果に多大な差異が生じてしまう可能性がある。したがって、上場株式の時価を算定する時点がいつなのか、明らかにされることが望ましい。

4) 最終利益積立金額等の調整額を算出する際の分割移転割合の計算

【理由】

- ・ 連結子法人間で適格分割型分割が行われた場合、その分割により分割承継法人に利益積立金額の引継ぎをしているときは、「最終利益積立金額」及び「既修正額」の引継ぎに係る調整額を分割移転割合を使用して算出することとされている。
分割移転割合の分母の金額は「分割法人の分割直前の利益積立金額」とされているが、平成22年度税制改正で分割型分割が行われた場合のみなし事業年度が廃止されたことにより、分割直前の利益積立金額の算出が困難な状況となっている。
したがって、分割の日の属する事業年度の前事業年度終了時の利益積立金額を使用して計算することを認めていただきたい。

5) 種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

【理由】

- ・ 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にしていきたい。

6) 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

【理由】

- ・ 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にしていきたい。
 - 4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受け入れ処理をどのように行えばよいのか。
 - 4月1日に親会社Pが非適格分社型分割によりA子会社を設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立事業年度開始時にA社との間に完全支配関係があったと考え、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。
 - 連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定（法61の13）の適用関係はどのように考えるべきか。（以下例示。）

（前提）

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

- (i) 法14①十四により、連結親法人において、①連結離脱日の前日（8月31日）までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。
- (ii) 法61の13①により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。
- (iii) 法61の13③により、譲渡をした内国法人と譲渡法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。
- (iv) したがって、条文上は、(i) ②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i) ①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

7) 業界再編・事業再構築を促進させるための優遇措置の創設

【理由】

- ・ 業界再編・事業再構築の促進を目的とする再建計画の中で行われる債務免除についても、債権者側では債権の無税償却、債務者側で期限切れ欠損金（特例欠損金）を使用できる優遇措置を創設することを要望。

現状でも法的な再生手続のみならず 私的整理ガイドラインや事業再生ADR制度といった早期事業再生のための再生手続に対して税務上のメリット（債務者における債務免除益に対する特例欠損金の損金算入、債権者における債権の無税償却）が付与されているが、原則、債務者が経営危機に陥っていることが条件になっている。

業界再編や事業再構築を促進するためのインセンティブとして、債務者が経営危機に陥る前の早い段階における再建計画についても、これらの税務メリットが付与されれば、日本の産業競争力を強めることになる。

- ・ 子会社等の整理・支援損の扱いについて、法人税基本通達9-4-1（子会社等を整理する場合の損失負担等）及び9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付等）の要件を緩和し、経営危機に陥る前の経営悪化の段階での支援を弾力的に認めて頂きたい。

8) 「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」制度の適用範囲見直し等

【理由】

- ・ 現物出資、現物分配を「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」の範囲から除外することを要望。
現物出資や現物分配は資産の出資・分配に過ぎず、有機的一体となる組織（企業、事業等）の再編とは異なるため。実務上もこれらを組織再編とは捉えられていない。

9) 非適格合併時の青色欠損金

【理由】

- ・ 非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度における青色欠損金の利用制限を外して頂きたい。
非適格合併の場合、被合併法人の有する資産・負債の含み損益は課税対象となり、青色欠損金を合併法人に引き継ぐことは認められない。この時、資産・負債の含み益を含む被合併法人の最終事業年度の課税所得計算では、青色欠損金を十分に有する場合であっても、その使用は単年度所得の一定割合に制限されている。
資産・負債は時価評価され、青色欠損金の引き継ぎを認めないことは、被合併法人の税務属性を合併法人に引き継がないことを意味し、法人のライフサイクルの最期となるため、非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度については、青色欠損金の利用制限を課さないことが合理的であると考えられる。

10) 非適格組織再編時の時価評価の定義の明確化

【理由】

- ・ 非適格再編時の資産時価評価の対象等を具体的に示してもらいたい。
- ・ 税制非適格時の時価評価が企業価値評価を含意するのかが不明であるため、明確にすべきである。万一、企業価値評価を含意するのであれば、その算定方法も明記すべきである。また、どの時点（再編時、再編直前など）の時価をもって評価すべきか明確化して頂きたい。

11) 分割等した場合の移転売上金額、移転研究費額に関する届出期日の緩和

【理由】

- ・ 効果が生じる適用年度を、税務署長による処分の日以後に終了する事業年度ではなく、再編が行われた日以後に終了する事業年度とすることを要望。
例えば、会社分割が3月31日付で行われた場合、試験研究費および売上金額の切出し計算方法の承認申請書は3月31日以後しか提出できないにもかかわらず、3月31日に処分がないと、分割期日が属する事業年度は効果が得られないという不合理な規定ぶりになっている。
- ・ 現状届出の期日が、分割等のあった日から2ヵ月以内となっており、それを過ぎると届出を受け付けてもらえない。総額型に従来の増加型のコンセプトが組み込まれたことにより、本届出類を期日以内に提出できなかった場合の税額控除率への影響が多岐であるから、2ヵ月以内に届出を完了できなかった場合でも、税務署長の裁量で受け付けて頂く等の宥恕規定を設けて頂きたい。（平成29年度改正で租税特別措置法施行規則の改正附則7条として2ヵ月を6ヶ月とする経過措置が織込まれたが、対象となる分割等は平成29年3月31日以前のものに限られる）
- ・ 2か月以内に、認定申請書提出、認定、届出書提出を行わなければ、本規定を適用できず、比較試験研究費について非合理的な算定をしなければならない。一方、年度末近辺での組織再編では、2か月以内にこれら手続きを当年度中に完了することは現実的に困難であり、その場合当年度においては、事務手続きの都合で、合理的な算定を強いられてしまう。この問題点を解消する為、認定ではなく、届出制に変更もしくは申請時に認定されてものとする見做し認定制度に改正を要望する。
- ・ 現物出資については、明らかに試験研究費が移転していない現物出資であっても、2か月以内に、認定申請書提出、認定、届出書提出を行わなければ、本規定を適用できず、比較試験研究費について非合理的な算定をしなければならない。一方、年度末近辺での組織再編では、2か月以内にこれら手続きを当年度中に完了することは現実的に困難であり、その場合当年度においては、事務手続きの都合で、合理的な算定を強いられてしまう。この問題点を解消する為、認定ではなく、届出制に変更もしくは申請時に認定されてものとする見做し認定制度に改正を要望する。
- ・ 組織再編があった場合の比較試験研究費（分割・現物出資の場合の認定・届出におけるみなし規定の創設、現物出資の場合の除外規定の創設）
比較試験研究費については、平成30年度税制改正により総額型制度の算定に用いられることになったが、分割・現物出資があった場合の認定時期による算定の不合理を是正するため、以下の措置を要望する。
○ 認定制度でなく届出のみで認められる制度とする。もしくは、認定された場合、組織再編の日に遡って効力が認められるような、みなし認定制度へと改正する。

- 現物出資においても、現物分配と同様に研究開発資産に該当しない場合に調整計算を除外する規定を導入する。
- 連結納税会社間の組織再編では、連結納税合計としては変わらないため、届出のみで組織再編に係る調整が認められるような規定を導入する。

12) 特別事業再編計画における譲渡損益

【理由】

- ・ 対価を認定事業者の株式に限定する必要性はなく、経済的に考えても、親法人や究極の親法人株式を再編対価とすることで不公平になることはない。近年、持ち株会社形態での資本グループも多くあり、認定事業者の株式のみが認められていることで、M&Aの幅を狭めている。そのため、特別事業再編計画を受けた事業者の株式に限定されているが、当該事業者の100%親会社又は究極の100%親法人の株式を対価としても、譲渡損益の繰り延べを認めることを要望する。

(3) 国際的組織再編税制の整備

国際的組織再編税制における適格要件の明確化等

【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国の国内及び国と国とをまたがり実施される組織再編が必要不可欠であるが、わが国税制においては、かかる組織再編における課税関係が必ずしも明確となっておらず、わが国と異なる海外の制度下で行われる組織再編が「日本における制度的取扱いを前提としている一定の要件」を充足しているかどうか検討を行う際に、判断に窮することが少なくない。国際競争力の観点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務であり、法令において明確化を図ることを要望する。
- ・ 海外支店における組織再編を念頭に置いた再編税制見直しを行うことを要望する。具体的には、海外支店の現物出資により本支店勘定を債権として取得しても、適格現物出資の「株式のみ交付要件」に抵触しないよう改正することを要望する。
銀行は現地規制により、支店を現地法人化するよう求められるケースがある。他方、再編税制は現地法人形態の取扱いを念頭においているため、海外支店再編は税制上考慮されていないことが多い。実態上グループ内再編といえる場合には、再編税制の趣旨に従って、課税繰延措置を設けるべき。
- ・ 日本親法人が株式を一部保有している外国子法人について持ち分を国外地域統括子法人に対して現物出資の方法により組織再編する場合において、日本親法人直接持ち分が25%未満のときは税制非適格となり譲渡損益の繰延が適用できません。企業の立場といたしましては、国外地域統括会社経由の間接持ち分も合わせれば完全支配関係にあることに変わりはないにもかかわらず、税制上の取扱いが異なってしまうという不都合があります。そのため、日本親会社直接持分割合が25%未満であっても他の子会社経由の間接持ち分と合わせて25%以上であれば、その組織再編についても譲渡損益の繰延が認められるよう税制改正を要望いたします。

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制

1) 研究開発税制の拡充等

【理由】

- ・ 自国産業の国際競争力を高め、新製品・新技術の開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。景気変動に左右されず、長期・安定的に行われる企業の研究開発投資マインドをサポートする観点から、税額控除割合を国際的な水準に引き上げる等、比較優位な制度に拡充すべきである。

- ・ 本制度の本則化により、企業に安定的、継続的に投資を行うマインドが醸成され、更なる投資につなげる事ができる。現状の税額控除制度では課税所得が低い年にはメリットを享受できない為、総額型の限度額を拡充してもらいたい。また、特別試験研究費の申請手続の業務負荷が過大なため、更に手続を簡便化してもらいたい。
 - ・ 企業等の研究開発拠点誘致の国際競争が激化するなか、自国産業の国際競争力を高め、新製品・新技術の開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。
長期・安定的に行われる企業の研究開発をサポートする観点から、景気動向や業況にかかわらず研究開発投資マインドを維持できるよう、平成27年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度の復活に併せ、本税制の活用実績の大部分を占める総額型について、税額控除割合や同限度を国際的に優位な水準に拡充すべきである。
 - ・ 日本企業のグローバル競争力を維持・向上させる上で研究開発税制は極めて重要であり、中でも総額型の重要性は高い。税制改正の議論の中では租税特別措置を縮減・廃止するべきではないかとの意見も見られるが、研究開発税制（総額型）は拡充を図るべきで、少なくとも現状を維持すべき。
 - ・ 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間については平成27年税制改正で廃止されたが、復活の上、期間を従来の1年から5年程度へ延長すること。また、復活にあたっては当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を設けないこと。
 - ・ 開発投資は景気動向や企業業績の好不調に伴って戦略的に増減するものではあるが、毎年継続的に相当程度の投資を行っているのも事実である。不景気時は課税所得の減少に伴い控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し繰越することになるが、この不景気時に行った投資分も確実に税額控除できるよう、繰越期間復活を要望する。
 - ・ 試験研究費の範囲に含まれる、第4次産業革命型の新サービス開発にかかる試験研究のための費用に関して、左記の施行令に定められる「発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして妥当であるものであることの確認」という要件の削除を要望。理由は下記の通り。
 - ・ 「一致度が高い」や「妥当である」等、判断基準が客観的ではなく、不明瞭であること
 - ・ 試験研究費の対象費用が発生した事業年度と、左記4号の基準が満たされることが確認される事業年度が、期ズレするケースが生じること
 - ・ 1号から3号の要件を充足していれば、控除を受けるための適用要件としては十分であると考えられること
 - ・ IoT、AI、ロボティクス等の先端分野でのイノベーションの加速化が世界的な潮流となるなかで、我が国の研究開発活動を後押しする研究開発税制はその重要性がますます高まっている。我が国の研究開発投資の大半が民間企業において行われている点を踏まえ、企業の研究開発活動の円滑化を図るため、以下の通り、研究開発税制の更なる拡充をお願いしたい。
- 試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）の拡充
- 我が国の研究開発を支える根幹である総額型について、税額控除限度額（法人税額の25%）を拡充して頂きたい。また、海外諸国の現状も踏まえ、税額控除限度超過額の繰越制度の復活及びその際の繰越要件の撤廃をお願いしたい。
- 総額型の控除率10%超特例措置に係る期限延長
- 総額型の控除率10%超特例措置は企業の研究開発意欲を高めるインセンティブとなっているため、適用期限を延長して頂きたい。
- ・ 高水準型で導入された税額控除率の上乗せ措置は、研究開発費の増加インセンティブとしての目的は理解できるものの、研究開発費はその絶対額も重要である。日本の競争力の源泉である研究開発力を支えるためにも基礎的研究等、公益的な研究開発を毎年実施し、一定額規模以上の研究開発費を支出している企業についても税額控除の上乗せ措置等のインセンティブを付与すべき。
 - ・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも総額型に係る税額控除限度額（25%）の拡充を要望する。
 - ・ いつも上限（法人税額の25%）で足りきりとなっている。ここ数年控除率の引き上げや対象費用の拡充が

図られているが、全く効果がない。控除上限は、同税制のインセンティブ効果を抑制していると考えられるため、控除上限（法人税額の25%）を撤廃して欲しい。

- ・ 総額型における控除上限を30%程度へ引上げる検討を要望する
- ・ 企業が研究開発投資を増加するためのインセンティブとするため、法人税額の25%を上限とした控除限度額の撤廃を要望する。
- ・ 我が国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。

ついては、以下の点を認めていただきたい。

①平成30年度末までの時限措置とされている上乘せ措置の維持・存続

②研究開発促進税制の拡充

○試験研究費の税額控除限度額の引き上げ

○試験研究費の税額控除限度超過額の繰越控除制度の復活

- ・ 成長力・競争力強化に資する研究開発を促進するためには、研究開発比率の高い企業に対する投資インセンティブ強化が必要であるため、研究開発税制（高水準型）の適用期限の延長を要望する。

2) 特別試験研究（産学官連携・希少疾病用医薬品）に係る税額控除制度の改善

【理由】

- ・ 平成27年度税制改正でオープンイノベーション型研究開発税制が拡充されたものの適用要件が厳しいため、緩和すべき。

①契約書要件の緩和

民間企業や大学と共同研究する場合、契約書に試験研究で使用する設備の明細、費用の明細を明記する必要がある。しかし、当該情報が企業の収益源泉である場合、明記できない。また、試験研究という費用の性格上、共同研究の契約段階でどこまで適切な費用明細を示せるかという問題もある。特に海外の共同研究先からは理解を得られずに、契約書要件を満たすことが困難である。

②監査要件の削除

大学側から支出明細は出せても、証憑の提出は困難とされており、会社が行う以上の支出内容のチェックを行うことは、監査人でも困難である。

- ・ 平成29年の税制改正で、特別試験研究費控除の拡充が行われたが、実務上は研究委託先に税理士等による監査が義務付けられているため、研究委託先に事務負担を強いる一方で研究委託先側では税理士等による監査は受けられない。そのため、研究委託先から制度の適用を断られることも多い。制度の趣旨である協創による研究開発活動を促進するために監査要件の見直しを求める。

- ・ 平成29年度税制改正により、契約書変更前金額の控除対象化、相手方の確証突合不要化、対象費目の範囲拡大など制度拡充が実施されましたが、大学等との共同研究等における監査実施が必要など、制度適用に向けて依然高い障壁となっております。この点、監査要件の撤廃ないし同一内容の契約につき2回目以降の監査は省略可能とする、一定金額以上に限定する等の更なる要件緩和を要望いたします。

- ・ 研究開発は我が国産業を支えるために最重要なものであり、これらを支えるべく政策減税の措置も講じられている中、会計と税との取扱いに差異があるとすると、積極的な研究開発投資の阻害要因にもなり得る。そもそもの税法上の研究開発費の定義が不明瞭であり、執行当局の担当者によっても異なる見解を出している中、税務調査等での不要な議論を回避するために要望する。

特別試験研究費については、オープンイノベーション拡大に寄与する実効性のある制度とするため、大学等における監査要件を特別試験研究機関における認定要件に変更することを要望します。

- ・ 同税制について下記の改善を要望する。

○ 契約相手方の事務的負担（金額の確認・費用の明細の提出、監査・調査対応）を理由に制度の適用を拒絶されるケースが多いため企業としては共同・委託研究に対する役務提供の対価として費用を支出し、その全額が特別試験研究費としてみなされるべきである

○ 消費税との課税関係が不明確である

○ 事務負担により税制により享受できるメリットが結果として少なくなってしまう

- ・ 契約相手方の事務的負担（制度を知らない、ひな形がない等）を理由に制度の適用を拒絶されるケースが多いため、契約書への必要条項の記載を要件とすることの廃止もしくは簡素化を要望する。具体的には、実施場所や使用する設備の明細、直接従事する研究者氏名等、直接税額に影響しない項目についての記載要件の廃止・簡素化など。
- ・ 総額型におけるサービス開発にかかる費用の適用範囲の要件緩和（4工程※を他社と分業した場合も対象とする等）。また、オープンイノベーション型における大学等との共同研究費の税額控除について手続きの簡略化（国等以外の場合の、税理士、監査法人等による監査要件の廃止等）、より使いやすい制度への見直しを要望する。

※サービス開発として必要となるプロセス

データの収集 ⇒ データの分析 ⇒ サービスの設計 ⇒ サービスの適用

- ・ オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）は平成29年度改正にて運用改善が行われたが、その効果を精査し活用促進を図るとともに、監査要件や契約書記載要件等について実態にあった更なる要件緩和をお願いしたい。
- ・ オープンイノベーション型の利用促進のため、監査等の適用要件を満たすことが容易でない。要件の更なる緩和を要望する。
- ・ オープンイノベーション型の拡充が図られたものの、監査等の適用要件を満たすことが容易でないため、結果として控除枠を5%失う可能性がある。総額型の控除限度額の引き上げを望む（30%以上）。

3) パテントボックス制度の創設等〔知的財産権等の無形資産から獲得する所得は低税率課税とする制度〕

【理由】

- ・ 近年、ヨーロッパ諸国を中心に導入されている、研究開発成果から生じる所得に優遇措置を与える「パテントボックス税制」について、研究開発拠点としての立地競争力の維持・強化及び海外への研究開発機能の流出を防止する観点から、英国など導入国の仕組みを検証するなど、我が国に適した同税制の導入を検討して頂きたい。
- ・ 本邦での競争力確保、研究開発拠点の海外流出防止の観点から、イノベーションボックス税制を創設すること。

4) 連結納税制度における研究開発税制

【理由】

- ・ 平成29年度改正の議論の過程では高水準型は期限切れで廃止される可能性が高いと聞き及んでおりましたが、結果的には延長が認められ、かつ新たに「控除上限の最大10%上乘せ」措置が加わりましたことを踏まえ、上記の矛盾・不合理を解消することが急務になっていると存じます。

現行法上連結納税適用法人におけるこの〔試験研究費割合〕を算定について、分母の売上高は連結納税対象法人個社単位の売上高の単純合算となっております。（別表6の2（5）平均売上金額の内訳）

当社の場合では、連結納税対象子法人の大多数は当社の委託生産子会社から構成されているため、各子会社の売上高は親会社である当社向けに計上されており、したがって当社の仕入高に算入される関連間取引に該当しております。つまり、連結納税対象各個法人の売上高を単純に合算いたしますと、親会社である当社の売上高と、各子会社から親会社（当社）向けの売上高がダブルカウントされ、実態以上に売上高が過大に計上されることになり、親会社（当社）単独納税であれば〔試験研究費割合〕は10%超に該当するにもかかわらず、連結納税制度においては〔試験研究費割合〕は10%以下となる矛盾が生じ、高水準型も控除上限の上乗せ措置も適用できないという不合理な結果となっております。

連結納税適用法人における平均売上高の計算においては連結納税法人間の売上高を消去する措置を講ずるよう要望します。

- ・ 平成30年度末に期限を迎える総額型に係る（試験研究割合10%超の場合の）控除上限の最大10%上乘せ措置について、更に2年間の延長を要望する。単純延長が認められない場合でも試験研究費の額が前年よりも増加している場合には一定の控除上限拡大を認める措置を講じていただきたい。

また、連結納税制度を適用している企業においては、試験研究割合10%超か否かの算定に用いる平均売

上金額について連結納税法人間の売上高が二重計上され納税者不利となっている。連結納税法人間の売上高を相殺消去することは容易であり認める措置を講じるべきである。

日本企業の国際競争力維持・拡充の為にも研究開発に対する継続的な投資は必要不可欠であり、総額型の制度の維持を強く要望する。

- ・ 研究開発の強化などを目的に研究開発専門の連結子会社を設立し、連結親法人から研究開発を委託している。この連結子法人が連結親法人からの委託により大学等と特別試験研究を実施した場合、連結子法人においては特別試験研究費と業務受託料が相殺される一方、連結親法人においては連結子法人は特別試験研究のパートナーとならないため、全体として特別試験研究に係る税額控除制度の適用を受けられない結果となっている。

実態としては連結納税法人が大学等と特別試験研究を実施しているにも関わらず、研究開発機能を独立会社化していることが理由で特別試験研究費税額控除を適用できないという不合理な状況となっており、改正を要望する。

(2) 交際費等の損金不算入制度の見直し

【理由】

- ・ 交際費等については、企業の営業活動等の上での必要経費であり、社内交際費に該当するものを除き、損金の額に算入してもよいのではないか。
- ・ 交際費課税を廃止すべき。交際費の範囲が不明確でかつ租税特別措置法という法定安定性を欠く法的根拠に依拠している状態は納税者にとってリスクが高い。また、現行法では法定安定性及び予測可能性が低く裁量行政につながる。
- ・ 交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。
- ・ 接待飲食費以外の支出においても、全企業を対象として一定限度内での損金算入を認めて頂きたい。
- ・ 交際費課税を受けている費用の中には、企業経営上必要不可欠なものも含まれていることから、事業規模に見合った範囲での損金算入を認められたい。

(3) 特定資産の買換えに係る特例措置の延長・恒久化等

【理由】

- ・ 不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第9号要件（特定事業用資産の買換え）の対象拡大および恒久化、ならびに特定事業用資産買換え時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は原則80%）に引き上げることを要望します。
- ・ 特定資産の買換えの場合の圧縮記帳制度における「長期所有土地等から建物、機械装置等への買換え」は、企業の長期保有土地の有効利用、事業再構築などを推進し、産業の合理的配置など国の社会・産業政策に沿った資産の買換えのために大きな役割を果たしていることから、恒久的な制度とされたい。

(4) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等

【理由】

- ・ 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸しているため、土地譲渡益に対する追加課税、地価税の廃止を希望する。
- ・ 土地投機ならびに地価高騰の抑制を目的として創設された地価税および土地重課制度は、既にその使命を終えているものです。また、これらは不動産投資における将来の期待収益圧迫要因となっていることから、適用停止ではなく、早期撤廃を要望します。
- ・ 本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。

- ・ 土地の譲渡等に係る重課制度は本来、土地高騰による投機的取引の抑制を目的としたものであるが、経済状況が一変し、デフレ対応として土地の流動化促進が求められる現状、本制度は廃止されるべきである。
地価税は、投機的取引の抑制を目的として創設されたが、平成10年度から土地有効利用に政策が転換したことにより課税停止となっている現状を鑑み、制度を廃止されたい

(5) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

1) 特定目的会社の特定目的借入による証券化

【理由】

- ・ 特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢とすることを要望する。
現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

2) 投資法人の合併に伴う利益分配の損金算入事業年度の明確化

【理由】

- ・ 投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額のうち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備を要望する。
一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。
投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度に係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続規定等の明確化が不可欠である。
- ・ 投資法人の支払配当の損金算入要件の一つである、他法人支配禁止要件には匿名組合出資が含まれないことを明確化することを要望する。
投資法人の支払配当の損金算入要件の一つとして、他法人支配禁止要件（他の法人の発行済株式等の50%以上を保有していないこと）（措法67の15①二へ）があるが、この株式等には匿名組合出資が含まれないことを明確化していただきたい。
また、含まれるとする場合においても、匿名組合において運用・保有する事業が不動産のみであるときには、実質的に不動産を直接保有しているものと変わらない（他業を営むわけではない）ため、海外不動産の特例（措規22の19⑧）と同様に、他法人支配禁止要件の適用除外とすることが望まれる。

(6) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等

1) 海外投資等損失準備金制度の拡充及び恒久化

【理由】

- ・ 非鉄金属業界は、鉱物資源の安定供給を確保するために海外鉱山開発に積極的に取り組んでいる。しかしながら、資源の多くが発展途上国に賦存しており、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大き

く、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるインフラストラクチャーの整備に多額の資金が長期間必要になる。一方で近年の非鉄金属価格の高騰も加わって、資源確保競争が激化し、以下のとおり開発リスクが増大している。

- ① 資源メジャーは、合併等を通じて寡占化を進めて、市場支配力をより一層強めている。その結果、買鉱製錬の存立が困難となり自主開発鉱山の確保が必要となるも、メジャー資本の寡占化により優良鉱山開発プロジェクトへの参入機会が減少している。
- ② 中国企業は、急増する国内需要を背景に、政府と一体となって海外鉱山開発プロジェクトに積極的に参入する動きを強め、資源確保競争を激化させる大きな要因となっている。
- ③ 資源開発に関わる契約・制度を自国資本の参加を義務付けるよう自国に有利に変更する等、資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつある。
- ④ 近年、地元への利益還元を求める地域住民の反対により、探鉱及び開発を断念、または、計画を大幅に修正する事例が増加している。

このように海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしているため、積立期間延長など一部拡充のうえでの恒久化をお願いしたい。

2) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の拡充及び維持・存続

【理由】

- ・ 金属鉱物の採掘等の事業の用に供される坑道および捨石または鉱さいの集積場の使用終了後における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図ることを目的に、昭和48年に「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が制定され、産業保安監督部長の通知する金額を鉱害防止積立金として独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積立することが義務付けられた。同法の実効性を確保するため昭和49年に創設されたのが本制度である。

こうした立法の経緯に鑑み、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が存続する限り、本制度の維持・存続を要望する。

また、平成28年度の税制改正で80%に縮減された積立金の損金算入割合については、制度の趣旨に鑑み従前同様の100%に回復していただきたい。

3) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の拡充及び恒久化

【理由】

- ・ 鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対的要件となる。

更に、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大する等の特殊性を有している。また、昨今は、メジャー資本による寡占化の進展や資源ナショナリズムの高まりにより、優良な鉱山開発プロジェクトへの参入はますます難しくなっている。

少資源国でありながら、技術立国であり、輸出により経済を支える構造を有する我が国としては、資源の安定確保と高品質な非鉄材料の安定供給は極めて重要である。本制度は、我が国企業が継続的に探鉱を進め、自らの資源の確保と安定供給を果たすために必要不可欠な制度である。また、発展途上国においては資源関連企業が国有化されている事例もあり、一方先進国においては同様の税制が恒久化されているという国際情勢に鑑み、我が国が諸外国に後れをとることのないよう、本制度の恒久化をお願いしたい。

また、海外減耗控除制度の使い勝手を高め、制度本来の目的を十分に達成するため、以下につき見直しをお願いしたい。

- 「国内鉱業者に準ずるもの」の要件のうち国外子会社の定義は、当該法人がその発行済株式等の総数又

は総額の50%以上を直接保有していることが求められているが、この出資割合の要件を海外自主開発法人の認定要件の一つの出資割合と同等の20%まで引き下げていただきたい。また、これを間接保有も認められるよう緩和していただきたい。

- 「海外自主開発法人」に係る出資比率要件（国内鉱業者等から20%以上かつ国内鉱業者等及び共同出資法人から25%以上）について、出資比率を緩和していただきたい。
- 現行の新鉱床探鉱費は探鉱に係る直接的なコストに限定されているが、環境問題への関心の高まりとともに資源開発においても環境対策等が必須となっていることから、これらに係る費用が、租税特別措置法通達58-12に定める金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲に含まれることを、明確化していただきたい。また、商業的採掘の可能性の調査等に係るコストも同様に、金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲に含まれていることを明確化して頂きたい。

(7) 地震・災害・公害対策等の特別措置

1) 企業の災害対策を促進する税制上の措置

- ・ 企業の災害対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化することを要望する。

2) 異常危険準備金制度の充実

【理由】

- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実の要望。
 - 今年に入ってから、大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨と巨大自然災害が頻発しており、損害保険会社が巨大自然災害に対する保険金の支払に耐えうる十分な異常危険準備金残高を確保・維持し、その社会的役割を十分に果たすためには、大幅に減少した残高を早期に増加させることが必要不可欠と考えます。平成30年度で経過措置（3%）の期限が切れることとなりますが、頻発する巨大自然災害に対応するためには、経過措置を含んだ現行の5%でも十分とは言えない状況となっております。巨大自然災害に対しても確実に保険金支払を行うという社会的使命を全うするため、積立率を6%に引き上げることを要望します。
 - また、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年の台風19号、平成16年の複数の台風、平成23～26年の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で約6,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げ（※）を要望します。
※本則積立率（2%）が適用となる残高率（30%）も同様に引き上げ

(8) 生産性向上設備投資促進税制・所得拡大促進税制

1) 生産性向上設備投資促進税制

【理由】

- ・ 生産性向上投資促進税制の復活・拡大を要望する。企業の設備投資促進による多方面への好影響（生産性の向上、景気活性化等）を期待できる税制である。
- ・ 平成28年度で廃止された生産性向上設備投資促進税制の再創設を要望する。設備投資を促進することにより、日本の製造業の競争力強化や消費税増税への景気対策として再創設していただきたい。
- ・ 近年生産性向上設備投資促進税制に象徴されるように、設備投資を後押しするために、耐用年数の長い建物を含め即時償却が可能な税制が導入されている。しかし、上場企業等法定監査対象会社は、会計からの要請により直接償却方式を採用することができず、特別償却準備金を計上する方式を採用せざるを得ない。その結果、即時償却の翌年度から7年間で準備金取崩しが発生し、直接償却の場合と比較して節税効果が非常に短期間に消滅する結果となっている。
このことは建物等に即時償却を認めた立法趣旨から見て、その効果を限定するものであり、改正が必要と考える。
- ・ 平成28年4月に「生産性向上推進要綱」を作成し、「i-Construction」を旗印に、ロボット技術を活用した

無人化建設機械の導入、現場打ちに替わるコンクリートのプレキャスト化（工業生産）、企画・設計段階から発注者・設計者・施行者間で3次元情報を共有し活用するBIM/CIMなどを推進し、生産性向上へ向けた施策を推進しているため、以下の費用について税額控除等の優遇措置を創設されたい。

- ① 平成30年度より運用が開始される建設キャリアアップシステムの登録申請及び利用開始にあたって、建設事業者が負担する、システムの登録、利用およびカードリーダー等の設備等により発生する費用
- ② 建設業における「担い手確保」および「生産性向上」のための投資にかかる費用

2) 所得拡大促進税制の拡充・期間延長

【理由】

- ・ 資本集約的な産業や労働集約的な産業など、企業の産業構造によっては従業員の所得の拡大と設備投資の拡大は必ずしも同一ベクトルではなく、斯様な政策を促進する目的であれば、所得拡大促進税制と、設備投資拡大促進税制は別個の優遇税制であるべきと考える。

また、所得拡大促進税制の税額控除適用要件のうち国内設備投資要件に係り、設備投資額と減価償却費の考え方について平仄を合わせるよう要望する。

- ・ 企業の持続的な賃上げ意欲向上のため、増加割合の基準緩和、適用期間の延長、税額控除割合の見直しを要望する。
- ・ 所得拡大税制の適用を受けない場合でも、給与額の算定や設備投資額の把握等が必要となり、多大な事務量となることが予想されるため、所得拡大税制の適用法人制限ルールの撤廃を要望する。
- ・ 設備投資要件を必須要件から除外し、控除率を上乘せするための要件に変更していただきたい。個人の所得水準の底上げを目的として創設された制度であるため、賃上げに関する要件を満たしているのであれば税額控除を認めるべき。

継続雇用者給与等支給額の増加割合103%以上の要件緩和を要望する。103%未満であっても増加割合に応じて控除率を決定する方が、企業の積極的な賃上げの動機になると考える。

3) 所得拡大促進税制の算定方法の簡素化

【理由】

- ・ 適用条件が多く、決算時点で適用可否を見極めるのはスケジュールの観点から困難を伴う。決算における期ずれの影響を最小限にするため、適用条件項目の簡素化を求める。
- ・ 平均給与等支給額を算定するの「継続雇用者」の数から、自社から別会社への100%出向者を除くことを明記することを要望。

別会社に100%出向しており、出向先が当該出向者の給与を全額負担をしている場合には、当該出向者については出向元の継続雇用者から除いて平均給与等支給額を計算する方が合理的な平均給与等支給額が算出されると考えられる。

- ・ 前年改正にて簡素化されているが、事務負担は依然見込まれるため、平均給与の比較について、対象者を「国内雇用者」へと簡便化を求める。
- ・ 所得拡大促進税制の適用に関して、平均給与等支給額の計算における継続雇用者給与等支給額の集計について多大な事務負担を要しているため、継続雇用者以外の雇用者を含めた給与等支給額で平均給与等支給額の要件を満たした場合でも同税制の適用が可能となるように改正をお願いしたい。

4) 所得拡大促進税制における雇用者給与等支給額の範囲

【理由】

- ・ 雇用者給与等支給額とは、「法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（国内の事業所に勤務する雇用者で労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者）に対する給与等の支給額」とされており、ここでいう給与等とは所法28①に規定する給与等（原則として給与所得として課税されるもの）とされている。

税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、権利行使時の時価と権利行使価格との差額が給与所得として課税される一方で、法人側では権利行使時にその新株予約権の付与時の時価が損金の

額に算入される（法54の2）ため、両者の金額は基本的には一致しない。

このような場合、税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、雇用者給与等支給額には含まれるのか、また、もし含まれるのであれば、どの部分の金額が含まれるのかが明らかではないため、法令等で明確にしていきたい。

- ・ 所得拡大促進税制の雇用者給与等支給額の定義・範囲から、残業代を除くことを要望する。働き方改革の導入により日本社会全体として残業代が減っているが、残業代が減っていても、基本給や賞与が増加がされていれば、所得拡大促進税制の制度趣旨に合致していると考えられるため。
- ・ 雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の定義・範囲から、退職者分の給与は除くことを要望する。日本の人口構造の中で、世代が上であるほど労働人口が多く、退職者も多いことから、雇用者等支給額（総額）が前年より減少するケースは多分に想定されるが、退職者以外の雇用者の給与等支給額が前年より増加していれば、所得拡大促進税制の制度趣旨に合致していると考えられるため。
- ・ 給与等支給増加額を税額控除額の算定根拠としている制度の要件に、減価償却費の額を含めることは合理的といえないため、制度の改正を要望する。新規投資がそれほど必要ではない業種で、給与等支給額を大きく増加させている会社が所得拡大促進税制の適用を受けられないのは、制度趣旨に照らして合理的であるといえない。

5) 所得拡大促進税制における出向先法人が支出する給与負担金

【理由】

- ・ 出向先法人が支出する給与負担金は、出向先法人が賃金台帳にその出向者を記載しているときには、その給与負担金（給与に相当する金額）を「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含めることができる旨が措通42の12の4-3で示されている。

しかし、実務上、出向先法人の賃金台帳に出向者を記載しているケースはほとんどないため、このような実情に考慮し、出向先法人が給与負担金として支出する金額は、出向先法人の賃金台帳への記載の有無にかかわらず、「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含める等の簡便的な取扱いを認めていただきたい。

(9) その他

1) 当初申告要件の廃止拡大等

【理由】

- ・ 平成23年度税制改正において、法人税の当初申告要件が廃止されたが、租税特別措置法上においては適用額制限が見直されたに過ぎず、当初申告要件は存知している。納税者の利便性向上のため廃止を要望する。
- ・ 税務調査において、調査対象年度の試験研究費が前払費用と認定された場合、翌期の試験研究費となる可能性があるが、翌期の確定申告書を既に提出している場合、本質的には試験研究費に他ならないにも関わらず、当該試験研究費に関する税額控除が認められないこととなる。従って、試験研究税額控除の本来の趣旨からすれば、本来帰属すべき時期の試験研究費として申告した場合は、修正申告or更正の請求であっても認められるべきである。

2) 中小企業投資促成税制

【理由】

- ・ 中小企業は、地域経済における雇用機会の創出と確保、地域住民の多様なニーズに応じた財・サービスの提供等、地域経済の発展に多大な貢献をしている。

しかしながら、その経営基盤は弱く、経済社会環境の変化への対応力は十分であるとはいいがたく、今後とも技術革新等に努め、環境変化に対応し発展を遂げていくために、本制度の果たす役割は重要である。ついでに、是非とも維持・存続いただきたい。

- ・ 本制度により、中小企業が設備投資を行う際の負担を軽減することにより、設備投資の促進、ひいては生産性の向上に繋がるため、中小企業投資促成税制の適用期限の延長を要望する。
- ・ 我が国経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠である。本

制度により、中小企業の税負担が軽減されるとともに、成長に向けての設備投資等が促進されるよう、中小企業者等に対する軽減税率の引下げの適用期限の延長を要望する。

- ・ 中小企業投資促進税制は、中小企業の投資促進、業績改善等に大きな効果を果たしているため、適用期限を延長して頂きたい。

税法上の中小企業の定義は、資本金1億円以下の企業とされているため、実際の企業規模に関わらず、減資によって大企業が中小企業の優遇措置を受けることも可能となっている。税負担の公平性を確保するため、中小企業の基準を資本金ではなく、売上高や総資産額等、恣意的に金額を操作できないものにすべきである。

また、税法における区分は中小企業と大企業の2種類のみであるため、新たに中堅企業の区分を追加し、支援策を講じて頂きたい。

3) コーポレート・ガバナンスの強化に資する税制措置の導入

【理由】

- ・ 平成30年6月には、コーポレート・ガバナンス改革をより実質的なものへ深化させていくために、平成27年6月から適用が開始されているコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われている。

同コードでは、企業が政策保有株式として保有する上場株式について、その縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきとされたことから、今後は市場売却等により政策保有株式の縮減が進められていくと考えられるが、こうした動きを加速させていくためには、一層の政策的な後押しが期待される場所である。

したがって、政策保有株式を売却する際に発生する譲渡益について、益金不算入とする措置を講じることを要望する。

4) インフラファンド市場の拡大に向けた税制の見直し

【理由】

- ・ 再エネ発電設備を運用対象とする投資法人において、a. 平成32年3月までの間に再エネ発電設備を取得していること、b. 再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること、c. 設立に際して公募により投資口を募集したことまたは投資口が上場されていること、等の要件を満たすものについては、再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内に終了する事業年度までに限り、再エネ発電設備を資産総額の50%を超えて保有した場合においても導管性要件を満たすとされている。

このうち、「a」の要件については、平成32年4月以降の再エネ発電設備への民間資金導入促進に支障を来すことから、同要件を撤廃するか、少なくとも期限を延長することを要望する。

また、「b」の要件については、匿名組合出資を通じて再エネ発電設備へ投資を行う投資法人に関する導管性要件が明確化されているものの、運用方法が賃貸の場合に限定されており、投資法人がすでに賃貸以外の方法で運用されている再エネ発電設備を投資対象とする匿名組合に対して出資を行う場合に、スキームを再構築する必要があることから、匿名組合出資における賃貸要件を撤廃することを要望する。

さらに、「c」の要件についても、インフラファンド市場のさらなる拡大のため、私募の場合でも導管性要件を満たすこととするを要望する。

5) 日本版スークに係る税制措置の恒久化等

【理由】

- ・ イスラム投資家は、宗教上の理由により金利の受領が禁止されていることから、出資・売買・リース等の形態を取り、イスラム法を順守した金融商品であるイスラム債（スーク）にのみ投資が可能とされている。

これを踏まえ、主要国では、イスラム・マネーを呼び込み、金融・資本市場の魅力を高めるとともに、資金運用・調達手段の多様化等を図るために、イスラム債を組成する際に生じる名目的な権利の移転に係る流通税等を恒久的に非課税とするなどの税制上の措置が講じられている。

一方、わが国では、同様の税制措置は講じられているものの、その一部は時限的なものであり、依然として不安定な状況となっている。

したがって、主要国の税制上の環境と平仄を合わせ、わが国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び

込むために、平成31年3月末が適用期限とされている、〔1〕海外投資家が受ける社債的受益権の配当（収益の分配）に係る非課税措置、〔2〕不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置について、それぞれ適用期限を撤廃するか、少なくとも延長することを要望する。

6) 都市・住宅対策促進税制の延長、PEI事業促進税制の整備等

【理由】

- ・ 次の改正を要望する。公共施設等運営権者の株式購入に対する優遇措置の創設、大規模修繕等に備えた修繕積立金制度の創設。

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制

1) 国外関連者判定の見直し

【理由】

- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とする、また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすることを要望する。

国外関連者判定において、国外関連者の対象となる50%の持分の会社は、原則、会計上持分法適用である会社であり実質的に支配できていないことから、別表17(4)作成でも、出資比率50%で持分適用である会社からの情報収集には相当の作業負荷がかかっている。加えて、平成28年度税制改正における国別報告事項の構成事業体の範囲として、「適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体」と定義されたことも踏まえ、本事項との平仄を合わせていただきたい。また、BEPS行動計画13におけるマスターファイルや、CbCRとの整合性からも、見直しの必要性があるものと考ええる。

- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること。

また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること。

制度適用の対象となる国外関連者の定義として、発行済株式数の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの合弁事業等の場合には、必ずしも支配権を有していない。同様に実質支配基準における法人役員数による支配判定においても、法人役員数が50%ずつとなるケースでは必ずしも実質支配できていない。従って形式判断基準の見直しを要望する。

- ・ 出資比率50%ちょうどするとき、企業が価格をコントロールできないケースもあるため、形式基準として国外関連者に含めるのは適切とはいえないため、形式基準の判定において出資比率50%以上を50%超に変更することを要望。
- ・ 持株比率50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、措置法の条文上で移転価格税制の適用対象外とすることを要望します。
- ・ 国際課税制度の見直しに即し、移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から50%超へと見直すべきである。また、移転価格文書化対応については、制度適用開始の状況を踏まえ、柔軟な執行が求められる。
- ・ 国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分50%ずつの合弁事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。ついては、国外関連者の定義を「出資比率50%以上」から「50%超」に、見直していただきたい。
- ・ 移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から50%超へと見直すべきである。

また、移転価格文書化対応については、制度適用開始の状況を踏まえ、柔軟な執行が求められる。

- ・ 移転価格税制に関し、企業が適正な申告納税が出来るよう、役務提供取引や無形資産取引の取扱いの定義を明確化して頂く一方、実際の運用にあたっては二重課税の排除を前提に柔軟な運用ができるよう環境の整備を行って頂きたい。また、移転価格税制における持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをして頂きたい。
- ・ 持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをすること。
- ・ 50：50のJV現地法人は、事実上コントロール出来ないため、国外関連者の範囲につき、出資比率50%以上→50%超へ変更を要望する。
- ・ 出資比率50%ちょうどのとき、企業が価格をコントロールできないケースもあるため、形式基準として国外関連者に含めるのは適切とはいえないため、形式基準の判定において出資比率50%以上を50%超に変更することを要望。
- ・ 「特定事実」の存在による実質的支配基準での国外関連者の判定は、基準が必ずしも明確ではなく、税務当局の裁量の範囲が大きい制度となっている。本基準で国外関連者と判定する際は、税務当局に挙証責任があることを法令レベルにおいて明確化することを要望する。

2) 無形資産に関する取扱いの明確化

【理由】

- ・ 平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めることを要望する。
- ・ 平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。

3) 国外関連者寄附金課税の見直し等

【理由】

- ・ 国外関連者との取引に係る課税について、寄附金課税を適用するのか、移転価格課税を適用するのかによって、相互協議の可否、更正の期限等が異なる。わが国において寄附金課税が行われた場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いことから、国外関連者との取引に係る課税は原則として移転価格税制を適用することを明確にすることを要望する。
- ・ 寄附金課税された場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いため、国外関連者に対する寄附金は、移転価格税制の対象とすることを条文中で明文化することを要望。
- ・ 特に国外関連者に対する価格調整金が寄附金か移転価格税制に基づくものでか当局と納税者で見解が一致しないケースがある為、明確な基準を示してもらいたい。

4) 移転価格税制の執行の見直し

【理由】

- ・ 実務上、一の調査を移転価格調査とそれ以外の部分に区分した場合と区分しない場合とで、移転価格調査と法人税一般調査との調査展開（着手時期及び終了時期等）の違いが明確でなく、具体的な負担軽減の有無が不明なため、こういった場面で、どのような負担が軽減されるのかについて具体的に明らかにされたい。
- ・ 調査における手続きのルール化を要望する。移転価格の調査における手続きの明確化（納税者側への課税根拠・関連データの開示など）など、ルールを整備して頂きたい。
- ・ 税務調査（特に移転価格調査）が終了した年度に関し、「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には再調査が認められており、予見可能性が十分確保されないため、税務調査が終了した年度につ

いては、再調査を認めないよう税法改正、あるいは再調査の実施の濫用を防止する運用上の手当ての導入を要望する。

5) 相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

【理由】

- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。
- ・ 事前連携の強化とAPA（移転価格事前確認制度）の手続き、審査の迅速化を要望する。
現行制度では、一時的にせよ企業に二重課税を強いることになるため、例えば相互協議の後でなければ更正できないこととする、または課税当局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とするなど、執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化して、予め二重課税リスクを低減させるなど、執行のあり方を検討して頂きたい。
移転価格税制上の重要な制度であるAPA（事前確認制度）の手続き、審査の更なる迅速化に向けての体制を構築して頂きたい。また、仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応して頂きたい。
- ・ 平成19年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、わが国の課税（増額分）の納税を猶予すると共に延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられている。また会計上は更正通知を受領すると財務諸表に当該金額を損益計算書上に反映させる必要がある。租税条約締結国との移転価格課税の場合には相互協議合意後でなければ、更正そのものを出来ない制度とすることを要望する。
- ・ APAなど相互協議の結果としての過年度の所得修正は進行年度で一括修正を行える規定を導入する。
事務の簡素化・効率化。特に、連結納税制度を導入している場合は、連結グループ全体に過度の負担が掛かるため、早急な改正を要望する。
- ・ 課税から合意まで複数年を要する結果、合意後の過年度の所得修正手続きが非常に煩雑・高負荷となるため、更正実施にあたり、二国間相互協議による事前合意を原則とする。あるいは、APA（事前確認）/相互協議合意後の、過年度所得の進行年度での一括修正を認めることを要望する。

6) 国外関連者に関する明細書の廃止

【理由】

- ・ 国別報告書と重複する部分があり、別途の提出は不要と考えるため（事務負担の軽減を図る趣旨）、国外関連者に関する明細書（別表十七（四））の廃止を要望する。
- ・ 企業の事務負担軽減となるため（記載内容が重複）、ローカルファイルの作成義務がある会社は、法人税申告書国外関連者に関する明細書（別表17(4)）の作成義務を免除すべきである。

7) BEPS行動計画13関連

【理由】

- ・ BEPS13移転価格文書化におけるマスターファイルについて、各国がOECDルールに準拠した国内法を整備する等、OECDと連携した対応を望む。
マスターファイルは、インド・中国・インドネシア等の新興国において、必ずしもOECDの勧告と合致しないルールが各国国内法により法制化され（具体例は以下の通り）、現地国所在子会社等に提出義務を課しており、その実務対応で非常に苦慮しているため。
 - 提出期限がOECD勧告よりも短い
 - 記載項目及び情報がOECD勧告より多い
 - 英語以外のローカル言語への翻訳を求める
- ・ 2016年度を初年度とするMF、CBCR、LFの作成提出義務が実施フェーズに入った。これらの移転価格文書化についてはOECD最終報告を踏まえ、世界各国が統一フォーマットにより足並みを揃えて対応することが国際社会の基本的な合意事項となっていると理解している。新興国等各国が独自の要求を盛り込み始めた途端に多国籍企業の対応は事務負担が増すことのみならず情報管理・機密保持の観点からも混乱を招く

ことになる。我が国政府及びOECDにおかれては、各国がOECD最終報告の趣旨に沿わない独自の義務を盛り込むことのないようモニタリングと指導等をお願いしたい。

インドにおいて2018年3月31日を提出期限とするMFのe-tax formatが2月末に公表されたが、その中には、全世界の多国籍企業を構成するグループ全社の社名のみならず郵便番号やStreet、Buildingまでも含む詳細データの提出が求められており、加えてOECDのMF情報では要求のない、連結売上高または総資産、もしくは利益少なくとも10%以上を占めるグループ会社に係る機能、資産及びリスク分析の記載を要求している。このような各国の独自の要求は慎んでいただく必要がある。

また、インドにPEのない日本法人に対しても、インドにおいて法人所得税の申告を行う場合には、マスターファイルの提出義務も負うこととなり、事務負担が増えている。

- ・ 現行のLF作成基準の場合、数十拠点はその対象となり、作成負荷が極めて高く、また、日本側LFのベースとなる海外拠点側LFの作成期限が日本より遅い国が多いため、別表17.4における営業利益率が一定以上の拠点に限定するなどのLF作成基準の緩和あるいは、LF作成期限の見直し（後倒し）等を要望する。
- ・ ローカルファイルの作成期限が対象事業年度の確定申告期限と重なっており、事務負担が増加している。マスターファイル・CbCレポートと同様に、対象事業年度末の1年後にするなど、納税者の負担を考慮した制度にしていただきたい。
- ・ 異なる課税当局からバラバラに問合せが納税者に行われても企業側のキャパシティの問題もあり対応は相当困難が予想される。CbCR及びマスターファイルに関し、異なる課税当局から様々な質問が出てくることが予想されるが、企業としては親会社所在地国の税務当局に交通整理を行っていただき、質問は親会社所在地国税務当局が受けとめ、そこから多国籍企業の最終親会社に質問を一元化し、回答についても最終親会社からその所在地国税務当局を窓口として実施したい。
- ・ CbCR及びマスターファイルについて、事業年度終了後1年より短い期限を設定し、英語以外のローカル言語への翻訳を求める等、必ずしもOECDの勧告と合致しないルールが各国国内法により法制化されることがあり、実務対応で企業は非常に苦慮している。各国がOECDルールに準拠した国内法を整備するよう勧告する等、OECDと連携した日本政府のご支援を仰ぎたい。
- ・ 日本企業の場合、日本に機能、リスクを集中し、海外子会社を検証対象企業として移転価格の妥当性を検証するケースがほとんどであるため、多くの日本企業は海外子会社のローカルファイル（LF）を日本向けのLFとして使用する予定である。現状において、海外子会社のLFの作成期限は日本より遅いケースが多く、日本向け及び海外向けの二重作業負担を軽減するために、日本のLFの作成期限の見直しをお願いしたい（事業年度終了後6ヵ月以上へ）。
- ・ 最終親会社等届出事項の提出期限を「最終親会計年度終了日」から「最終親の法人税申告書の提出期限日」に変更とすることを要望する。

複数の投資先を有する多国籍企業グループにおいては、会計年度終了日までに構成会社等が明確にならないこと、並びに、当該事項を再提出することも可能であるが、再提出することによる納税者・税務当局の労力を省くことを踏まえ、最終親会計年度終了日ではなく、申告書の提出期限に変更して頂きたい。

- ・ 以下の理由により、事務負担等を考慮し、同時文書化の義務範囲から除外して頂きたい。

(APA締結の国外関連者)

ローカルファイルの目的は、国外関連者との独立企業間価格を算定するものであり、APAを締結している国外関連者はその時点で目的を達成しており、また、年次報告書において当該取引価格等について報告を行っているため。

(CFC対象の国外関連者)

当該国外関連者の所得は本邦の所得に合算していることから、国外関連者との取引についての分析の必要性はないため。

- ・ 最終的な親会社したマスターファイルやCbCRが、他国に所在する子会社やPEでもそのまま受け入れられるよう、可及的速やかに各国との租税条約の整備することを要望する。同じく、各国税務当局への提出期限についても、子会社やPEの場合には、最終的な親会社の提出期限に合わせた期日とするよう、租税条約の整備を要望する。

マスターファイルやCbCRは、グループ全体の情報を記載する文書であり、OECDの最終的なレポートの

中でも最終的な親会社が作成することになっている。他方で、各国税法はそれぞれの税務当局が制定するため、各国でオリジナルの要求を作り、グループを構成する「子会社やPEに対しても」同等レベルの情報を要求された場合、各国ごとに別々のマスターファイルやCbCRを作成しなければならない事態となり、納税者の実務上過重な負担を強いることになる。本邦税制に従い作成されたマスターファイルやCbCRが、(子会社やPEを有する)他国においても「そのまま」受け入れられるよう、BEPS Action13導入国から優先し、租税条約の整備(および各国税務当局との見解一致)をお願いしたい。

- ・ 「国別報告事項(CbCR、Country by Country Report)」の作成及び提出義務に関し、EUのパブリックCbCRや英国の税務方針開示等、我が国はそれら飛びぬけたルールを作らず、各国がOECDルールに準拠した国内法を整備し、実施するよう働きかけて頂きたい。例えば、マスターファイル(MF)に関して事業年度終了後1年より短い期限を設定し、英語以外のローカル言語への翻訳を求める、OECDの勧告と異なるルールが各国国内法により法制化されることがあり、実務対応で企業は非常に苦慮している。

また、OECDルールでは初回分のCbCRの昨年末までの提出が定められており、CbCRについては、異なる課税当局から様々な質問が出てくることが予想される。その対応のため、親会社所在地国の税務当局が交通整理を行って頂き、質問はその税務当局が受けとめて一元化し、回答も最終親会社からその所在地国税務当局を窓口として実施できるようにして頂きたい。

平成28年度税制改正により、確定申告期限までに、ローカルファイル(LF)を作成することが法制化されたが、日本企業の場合、日本に機能、リスクを集中し、海外子会社を検証対象企業として移転価格の妥当性を検証するケースがほとんどであるため、多くの日本企業は海外子会社のLFを日本向けのLFとして使用する予定である。現状において、海外子会社のLFの作成期限は日本より遅いケースが多く、日本向け及び海外向けの2重作業負担を軽減するために、日本のLFの作成期限を事業年度終了後6ヶ月以上にするよう再検討をお願いしたい。

- ・ 集計した数値・内容を所定の様式・コードに変換する作業が負担となっているため、CbCRを提出する際、特殊なコードを用いたデータ作成が求められるが、集計するだけでも多大な事務負担があるにもかかわらず、更なる負担となっている。また、提出したデータの帳票出力ができず、結果を確認できないため、出力されるよう要望する。

(2) 外国税額控除制度

1) 控除限度額の繰越期間の延長・限度超過額の損金算入制度の創設

【理由】

- ・ 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間3年は「期ずれの措置」の趣旨であるが、新興国等において、所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、従来の期ずれの年数では対応できず延長が必要であり、帳簿保存期間に合わせて7年に延長することを要望する。

海外当局による過去3年を超える年度に対する課税事例が増加している状況下、現在の規定にある3年間の繰越期間では、当初の「期ずれの措置」に対応できず、今後、二重課税の解消ができないまま控除額が失効するケースの更なる増加が想定されるため、期限を帳簿保存期間に合わせて7年への延長を求める。

- ・ 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越は内外における課税時期のズレを調整するものであるため、本来期限を付す必要はないが、新興国等において所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、従来の繰越期間では対応できず延長が必要である。税法上の帳簿保存期間が7年であることから、少なくともこれと合わせ7年とするのが妥当であるため、繰越期間の延長を要望する。
- ・ 現行、外国で所得を稼得した時期と、その所得に対する税を納付する時期との「期ずれ」を調整するものとして、外国税額控除制度の控除限度超過額および控除限度余裕額について、いずれも3年間の繰越期間が認められている。

しかしながら、現行の繰越期間では、二重課税の解消ができないまま控除額が失効するケースがあることから、控除限度超過額および控除限度余裕額の繰越期間について、十分な期間を設定することを要望する。

- ・ 外国税額控除の目的は二重課税の排除であるが、期間で縛ることで実質二重課税が発生することになる。国外所得を計算する以上、最低5年の繰越期間を設けてほしい。

- ・ 所得発生と海外における納付の時期ずれ等により、外国税額控除が利用できず二重課税となるケースを防止するため、繰越控除余裕額および繰越控除限度超過額については繰越期限の延長（3年→10年）を要望する。
- ・ 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から、外国税額控除制度の利用が制約される事態が発生しているため、控除限度額の繰越を現行の3年から5乃至7年へ延長すること。また、繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。
- ・ 一時的な所得の減少や現地の課税とのタイムラグの為に控除を受ける事が出来ないケースがある。この為、控除余裕額の繰越期間を延長するか、繰越超過額を損金化できるよう制度を変更してもらいたい。
- ・ 繰越期間（現在3年）を繰越欠損金と同じ期間に延長すること並びに繰越期間を超過した外国税額を損金算入することを要望。繰越期間を延長することにより、制度の趣旨である国際的二重課税が排除できるようにして欲しい。
- ・ 繰越期間を超過した外国税額の損金算入を認め、結果として国際的二重課税が排除できるようにして欲しい。
- ・ 納税した外国法人税のうち控除額が限られる結果、二重課税の状態が発生しているため、税額控除枠の拡大（控除限度額の拡大、控除限度額、控除余裕額の繰越期間延長）を要望する。
- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄を合わせて10年とすることを要望する。
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・ 平成6年度より外国税額控除余裕額及び外国税額控除限度超過額の繰越期間が5年より3年に短縮されましたが、また、日本の制度は先進諸国に比べても繰越期間が短く、国際的な二重課税排除の観点からも、繰越期間を5年に復元するよう要望します。
- ・ 事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも9年に延長するよう要望する。
- ・ 控除限度超過額及び控除限度余裕額の繰越期間延長、控除限度超過額の損金算入制度の創設（米国では10年の繰越が認められている。）
- ・ 国際課税制度の見直しに即し、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年→9年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年→9年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・ 法人税率の引下げにより、相対的に外国税額の控除機会が低下している。実効税率引き下げが進む中、国外の源泉税率は固定的であることを踏まえると将来的にこの控除機会の低下はより顕著になることが予想される。二重課税を防止する外国税額控除の趣旨に鑑み、控除機会が制限されないよう3年の繰越期間について検討するべきである。
- ・ 外国税額控除は、当初申告時に「損金算入方式」と「税額控除方式」の選択制となっており、当初「税額控除方式」を選択して3年の繰越期限内に控除を受けられないと、全額社外流出となり損金算入も受けられない制度となっている。
繰越期限に「3年」という制限が設けられている条件下で、予測のつかない選択を強いられ、かかる税負担が生じるのは本来公平であるべき税負担の観点から好ましいものではない。このような納税者不利の制度については是正が必要と考える。
少なくとも期限切れとなった年度に自動的に損金算入を認めるべきである。
- ・ 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は、現在の規定である3年間では二重課税の解消が出来ないまま失効するケースが発生することから、欠損金額の繰越期限などに準じて10年間としていただきたい。
- ・ 輸出プラント工事などにおいて、国外所得の発生時期と現地における税額発生時期のタイムラグが大きくなっていることに加え、現地で税務調査があった場合は、ある年度の所得につき更正を受けた場合、税務当局と訴訟等になった結果、税額が確定するまでに数年かかることがある。このような場合、外国税額控除枠

が十分に活用できないことなどから、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行えない事態が多々生じている。したがって、控除額及び控除限度超過額の繰越期間については、現行の3年を延長すべきである。米国は現在10年、英国は無期限の繰越が認められており、国際競争力確保の点からも、平成30年度に欠損金の繰越期間が10年に延長されることとなることを参考に、10年への延長を要望する。

- 控除限度超過額が発生した場合、企業経営を圧迫する一因ともなっていることから、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった金額については、損金算入を認めるべきである。
- 外国税額控除の控除限度額は国外所得に法人税の実効税率を乗じて算出した金額相当額になるが、試験研究費の総額に係る税額控除などにより実効税率が低下し控除限度額が減少することになる。これでは双方の税額控除の目的を達成できないため、控除限度額が法定税率を用いて計算した金額相当となるような仕組みにしていきたい。
- ベトナムやマレーシア等では、PE（恒久的施設）概念の拡張解釈等により幅広く役務提供全般に対して課税が行われているが、二重課税排除の観点から、日本の国内法上このような課税について外国税額控除の適用対象とする等、救済措置を講じられたい。

2) 外国法人税の課税標準額を国外所得に算入する規定の導入

【理由】

- ・ 租税条約がない国等に於いて、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（キャピタルゲイン等）は国外所得に該当する規定を導入すること。二重課税の排除を行うには適正な国外所得金額の把握が不可欠であり、二重課税の排除の適用に当たっては租税条約の締結の有無は本来関係のないものである。従い、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課されるものについては制度の趣旨に照らし国外所得とする取扱いを明確化することを要望する。
- ・ 米国の税制改正により、外国で納税をするCFC対象会社が増えることとなるが、連結納税、パススルー課税の場合の税額控除の適用が不明確であるため、納税主体が異なる場合も、所得を稼得している事業体にて適切な外国税額控除が可能となるよう手当頂きたい。

3) 外国税額控除における控除限度額計算の簡便化等

【理由】

- ・ 国外所得計算の廃止（＝限度額概念の廃止）あるいは、本邦記帳の費用の内外区分判定の明確化を要望する。
国外所得計算は、実務上の取り扱いが明確ではない論点が多く、かつ、財務会計帳簿からの集計が困難である計数も多いため、納税者と当局との無用な議論を生む土壌となっている。
二重課税排除の手段として外国子会社配当益金不算入が主流となりつつある昨今、実地調査リソースの不足など、当局サイドのニーズもあるはずであり、納税者有利な面を調整するのは、高率負担割合の拡充など控除対象外税に対する直接の抑制で十分。
高率負担割合の拡充も、難解な計算を伴っては意味がなく、国毎に一定割合をカットするなど、合理的でわかりやすいルールメイキングが必要。
仮に限度額計算を残す場合、本邦記帳の費用は、国内外区分の指針がない。指針の早急な策定が求められる。
- ・ 法人税額から控除する所得税額の計算の所有期間按分の廃止を行ってほしい。現実に徴収された金額を控除されるべきであり、期間按分の必要性が乏しく、業務の煩雑さを解消するため所得税額は所有期間にかかわらず全額控除することを要望。

4) 海外支店所得の免税

【理由】

- ・ 内国法人の海外支店所得につき、外国子会社配当の益金不算入制度と同様、免税（所得から除外）とすることを要望する。

銀行は規制上、支店形態での海外進出が多く、海外子会社形態（国外所得免除）との課税上の不公平が存在することから、税制のイコールフットイングを図る必要がある。また、平成26年度税制改正の帰属主義（AOA）導入による支店帰属所得の算定議論の解消しており、海外支店所得の免税に向けては国際課税上の大きな障害はないものとする。

5) 外国税額控除限度額の計算

【理由】

- 例えば、非課税所得に対応させる費用など合理的に行うとされる計算方法について何が妥当かを疎明するのは納税者側の大きな負担となっている。
合理的とされる考え方について、一定の指針を示していただく必要がある。

6) 納税証明書のデータ保存

【理由】

- 納税証明書が海外からPDF等で送られてくることがあるが、PDFをそのままデータ保管が可能であることを明確にして欲しい。

7) 一括限度方式の堅持

【理由】

- 外国税額控除制度については、一括限度方式を堅持することを要望する。（国別限度額方式や所得バスケット方式は導入しないこと。）

8) 控除対象外となった外国法人税の損金算入

- 所得に係る外国税金はその属性として損金であり、タックスレシートが徴収できない等の理由により外国税額控除の適用を受けられなかった外国税金については損金算入を認めるべき。

9) 国外所得の90%シーリングルール

【理由】

- 国外所得計算は平成28年4月1日より、所謂AOAに基づき計算することになっている。90%シーリングルールはAOA導入前に定められたものであり、90%という上限値を一律に定めることはAOAに適合しないと考えられる（むしろ、OECDにより否定された「関連事業アプローチ」の考え方に近い）ことから、削除して頂きたい。
- 我が国企業の海外事業展開が加速化し、その形態も多様化、複雑化する一方、進出先各国において租税制度の相違が存在している。かような状況下において、我が国企業の海外展開を支援し、同時に、諸外国における租税制度とのミスマッチを緩和するためには、事務手続きも簡便である一括限度方式の維持が不可欠である。また、帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことにより、90%のシーリングは制度と整合的でなくなることから撤廃を要望する。
- 国際課税原則への帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことから、外国税額控除制度の90%シーリングは制度と整合的ではなくなるため撤廃して頂きたい。

(3) 外国子会社合算税制

1) 今般の改正をふまえた国内法制にかかる全般的意見

【理由】

- 今後、BEPSプロジェクトを踏まえた新制度が適用されるが、新制度の課税対象取引等の具体的な説明を丁寧に行ってもらいたい。
- 諸外国の法人税率引下げに伴い、本税制に伴う作業負荷が極めて高いため、本来の税制趣旨（租税回避防止）を踏まえ、緩和方向の見直しを希望する。

- 平成29年度に改正された外国子会社合算税制の適正化を図り、取り扱いの明確化、二重課税の排除、事務負担の軽減、並びに前年度の積み残し事項への対応を要望する。

我が国の外国子会社合算税制は平成29年度税制改正により複雑化・煩雑化し、現状においても取り扱いが明確にされていない事項が数多く残されている。情報収集に多大な事務負担が生じる一方で、納税者の予見可能性は著しく損なわれることとなり、延いては我が国の企業の国際的な事業展開や競争力を阻害する懸念がある。また、例えば他国のCFC税制との二重課税の調整の仕組みなど、制度の適正化に向けた改正も必要と考える。

- 米国の法人税減税により、改正CFC税制において米国の子会社が特定外国関係会社の判定を強いられることとなり、実務稼働の著しい増加が予想される。また、米国のペーパーカンパニー（特に連結子法人やLLC/LPS）が合算対象とされ、適用対象所得の算定方法が不明確であることや外税控除が取れないなどの問題が想定される。租税回避目的でなく設置している外国子会社について、不必要な合算／二重課税を回避する措置を要望する。
- 新しい外国子会社合算税制については、税率引下げ後の米国グループ会社への適用等が懸念される所であり、その具体的なルールの明確化と適正化を図るべきである。
- 諸外国の法人実効税率引き下げの動向及び平成29年度税制改正を踏まえ、今後実務において確認が必要となる会社数が大幅に増えることが見込まれる。過度な税負担の回避と税制の簡素化及び事務負担軽減を要望する。

諸外国における法人実効税率の引き下げの動向を踏まえ、対象外国関係会社の適用免除基準（税率20%以上）を本邦法人実効税率の半分とすること。

ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準（税率30%以上）についても、本邦や諸外国の法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、適宜見直しを行なうこと。特に、米国の連邦法人税率が35%から21%まで下げられ、州税を含めた表面税率が20%後半になったことから、20%前半への引き下げを速やかに実施し、平成30年4月に遡及して適用すること。

- 外国子会社合算税制は、外国子会社を通じた不当な税負担の軽減・回避を防止する制度であり、実体のあるビジネスを営んでいる外国子会社の正当な経済活動に課税されないことがないよう、所要の手当てが行われることを要望します。

公正な競争条件を作る観点から国際課税ルールを見直していく方向性については、損害保険業界としても異論のないところですが、今後、見直しが行われる場合には、諸外国の制度・運用実態等も踏まえ、日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されないことがないよう、十分に留意することが必要と考えます。

- 外国子会社合算税制については、平成29年度税制改正で総合的な見直しが行われたほか、平成30年度税制改正において外国金融子会社等の範囲に係る要件等の見直しが行われたが、米国における法人税率の引下げによる影響など、変化の著しい国際情勢等も踏まえ、米国のLLCおよびLPS等がパススルー課税を選択している場合や、外国関係会社が連結納税を適用している場合などにおける外国子会社合算税制上の取扱い（課税対象金額の計算方法、外国税額控除の適用の可否等）について、明確化することを要望する。また、対象となる企業の実務負担を緩和するため、租税負担割合の引下げや海外所在子会社の活動実態の判定に当たっての基準の明確化などを要望する。このほか、二重課税を排除するために、益金不算入となる特定課税対象の期限（過去10年分）を撤廃することについても、速やかに検討を行うべきである。
- 外国子会社合算課税における、会社単位の租税負担割合による制度適用免除基準が策定されたが、米国税制改正等他国の税率引き下げにより、20%未満の租税負担割合になるケースは増えることが想定され、「20%」では事務負担軽減にならないため。現在でも合算課税が結果として適用されないケースも含めて、各国・各社の税負担状況の把握に相当の労力を要している。
- 外国子会社合算税制について下記の要望をする。
 - ① 能動的所得の性質を持つと解される、営業債権から生じる金利や外国関係会社が支店において行う固定資産の貸付の対価を受動的所得から除外することを明確化／パススルー課税を適用している事業体とその親会社の租税負担割合算定方法の明確化
 - ② 本年度の米国税制改革によって本邦CFC税制上の対象会社の大幅増が見込まれるため、LLCの取扱いの明確化・二重課税排除に係る要望等必要に応じて、経済産業省への働きかけ等の対応も必要と考えており

ます。

- ③ CFC税制について継続した改正要望事項（特定外国関係会社及び対象外国関係会社の適用免除基準の租税負担割合（30%以上・20%以上）の見直し（本邦法人実効税率の半分）／米国税制改正を踏まえた合算対象範囲の適正化（LLCの取扱等）／受動的所得の明確化（金利・デリバティブ等）／その他H29年度改正によって二重課税が発生する事例検討と二重課税排除に係る要望等）
- ・ ○ 諸外国の法人実効税率引き下げの動向及び平成29年度税制改正を踏まえ、今後実務において確認が必要となる会社数が大幅に増えることが見込まれる。過度な税負担の回避と税制の簡素化及び事務負担軽減を要望する。
 - 米国や英国等の租税回避に利用される可能性が低い国や地域において、アクティブな事業の一部として倒産隔離や資産管理といった目的で置かれている会社が、単に個社ベースでは人員が置かれていないだけの理由でペーパーカンパニーとして判定されることを避けるため、ホワイトリストの導入か、複数の会社単位でのペーパーカンパニーの一体判定（米国特有のパススルーエンティティ形態は、事業エンティティと納税エンティティが一致しない点が特徴であり、複数のエンティティを一括りで考えないと適切な経済実態を把握できない）も要望する。
 - 事業目的で設立された米国の子会社を対象から外すため、以下のいずれかを平成30年4月に遡及して講ずること。
 - ホワイトリスト制度を導入し、米国を適用対象外とすること。
 - 米国のパススルーエンティティ（含、LLC）を、本邦CFC税制上の外国関係会社としないこと。
 - ペーパーカンパニーの該否・経済活動基準の充足・租税負担割合の判定において、パススルーエンティティと納税を担う法人（C-Corporation）を一体として扱うこと。さらに、一体で判定した結果CFC税制対応が必要となる場合においても、合算所得計算・外国税額控除計算について、産業外における米国事業の実態を踏まえた上で、取扱いの明確化は過大な税負担が生じぬよう手当を行うこと。

2) 外国関係会社の判定（ホワイトリスト方式の導入等）

【理由】

- ・ トリガー税率を廃止し、ホワイトリストorブラックリストに変更することを要望。海外子会社全社の実効税率を毎年確認する必要があるとあり、事務負担が甚大。各国間で税率の引下げ競争もあり、今後更に対象の拡大も想定されることから、対象国の明確化を強く要請する。
- ・ 平成29年度税制改正において、トリガー税率が廃止される一方、同水準の「制度適用免除基準」が導入されたことにより申告対象が限定されたが、引き続き必要となる適用免除可否判定作業の事務負担の軽減が課題となっており、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社についてタックスヘイブン対策税制の対象外とする「ホワイトリスト」の導入を検討願いたい。また、制度適用免除基準の水準については、諸外国や我が国の法人実効税率の引き下げ動向に合わせて、見直して頂きたい。
- ・ 特に制度の簡素化や事務負担軽減の観点から、日系企業の欧米における主要な事業拠点が立地する米国と英国等、租税回避に利用される可能性が低い国や地域については、一律外国子会社合算税制の対象から除外するホワイトリストを導入することをご検討いただきたい。
- ・ 米国の税制改正により、ペーパーカンパニー等に該当する会社が増大するが、米国特有のパススルーエンティティ形態は事業主体と納税主体が一致しないことが多く、全体を一としてみないと経済実態が把握できない。

また、租税回避の排除を目的とする制度であることから、その可能性が少ない国においてはホワイトリストの適用についても検討頂きたい。
- ・ 米国トランプ政権の税制改革に伴い、我が国の外国子会社合算税制において以下の改正を要望する。
 - 米国の連邦法人所得税は21%に引き下げられ、州税を加味しても30%未満になる可能性が高いため、ペーパーカンパニー等に関する適用免除基準（租税負担割合30%以上）を満たさない。しかしながら、一般的に、米国を租税回避行為に利用する誘因性は従来のみならず今後においても低い国として認識し得るものと思われるため、日系企業にとっての米国の重要性等を鑑み、米国をホワイトリスト方式により外国子会社国子会社合算税制の対象外とするよう要望する。

- ・ ホワイトリスト方式により米国は制度の対象から外してほしい。(租税回避行為が行われる可能性が低いと思われるため)
米国の連結納税グループについては一体の法人と見做して判定を行うことを認める措置を検討してほしい。(連結納税グループ間の税額の配分は会社が定めることができ合算判定のための個社単位での税負担額の把握が困難。)

3) 外国関係会社の判定 (その他)

【理 由】

- ・ 外国関係会社の該当判定が(当該会社の)事業年度終了時の現況により行われる。一方で経済活動基準の判定、課税対象金額の計算等については、合算所得の発生に応じた基準により判定、算定することを要望。
事業年度の途中で事業を廃止する場合の特定外国子会社の該当性が不明確である。
外国関係会社のステークホルダーの一部が事業年度途中においてExitした場合に、現状の条文中、Exitしたステークホルダーが合算課税の対象から外れる一方、残るステークホルダーに課税対象金額が寄せられ不合理な課税が生じるため。
- ・ 外国関係会社の該当判定が(当該会社の)事業年度終了時の現況により行われるが、事業年度の途中で事業を廃止する場合の特定外国子会社の該当性が不明確である。
- ・ 外国籍任意組合等の本邦法人格の有無について定義が不明瞭で、実務的な判断が困難であるため、納税者が予見可能な基準を設け、実務上適正に申告できるルールが必須であると考えられる。
- ・ 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人の判定について、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を10%以上から20%以上に引き上げることを要望。
内国法人の保有率が低い外国関係会社に関しては、影響力を有しておらず、会計上も連結対象となっていないことから、情報収集をすることが困難であり、申告書作成実務の負担が非常に重くなる懸念がある。

4) パススルーエンティティ等の取り扱い

【理 由】

- ・ 2014年6月に日本租税研究協会の国際課税実務検討会から公表された報告書では、構成員課税を選択している米国LLCについては、LLCの構成員が納付する米国法人税の額によって租税負担割合を判定する取扱いが示されたが、REITのように配当の損金算入により課税されない法人についても、経済的には米国LLCと同様と考えられるため、同様の取扱いとすることが望まれる。
- ・ 外国子会社合算税制は本邦法人が自ら行う事業を海外へ移転することで本邦での課税を免れることを防止することを目的としており、特に米国におけるパススルーエンティティを単独でペーパーカンパニーとして扱うことは当該目的に適合せず、事業の実態を踏まえると納税を担う法人と一体として扱うことが適当であるため、パススルーエンティティと納税を担う法人(C-Corp)を一体として扱うことを要望する。
また合算対象となる場合も課税対象金額の計算等の実務に耐え得るガイドラインが必要である。
- ・ 外国子会社合算税制は、外国子会社を利用した租税回避を抑制するための制度であるが、SPC等を通じて海外不動産に投資する投資法人の場合にも、当該SPC等が合算の対象とされる懸念がある。当該SPC等は現地において海外不動産の取得等を行う目的で設立されており、法人税を回避する意図がないことは明確であることから、外国子会社合算税制における合算対象から除外すべき。
- ・ 米国トランプ政権の税制改革に伴い、我が国の外国子会社合算税制において以下の改正を要望する。
 - 米国トランプ政権税制改革により、我が国の外国子会社合算税制対象会社の大幅増が見込まれるため、米国でよく利用されているLLC、LPC等パススルーエンティティや、連結納税を採用している法人の帰属税額等の取扱いを明確にして欲しい。
 - 米国連結納税グループに加入している子会社の租税負担割合や対象所得をどのように計算するのか明確にして頂きたい。また、同様にパススルー課税を受けるLLC自体が合算対象にはならないことを明確にして頂きたい。
- ・ 米国税制改革を受けた取扱いを明確にして頂きたい。米国の租税負担割合が30%未満(FDII等を考慮すると20%未満)となり、特定外国関係会社や(部分)対象外国関係会社に該当することとなるため、具体

的には、連結納税や現地パススルー課税のビークルなどの取扱いの明確化を要望する。

- ・ 米国では訴訟リスク等からのヘッジ手段として会社設立形態をLLCとし、パススルー課税を選択するケースが多い。LLCを設立すると実態基準や管理支配基準をみだせず、現地に事業実態があるにも拘らず形式的な判断により合算課税が生じる。これは、法の本質的な目的を逸脱おり、実態に即した課税制度とすべきである。

5) 経済活動基準（対象外国関係会社・部分対象外国関係会社）

【理由】

- ・ 平成22年度税制改正において、物流統括会社に係る適用除外基準について一定の明確化と緩和が図られたが、当該統括会社は、子会社のみならず親会社・兄弟会社などのグループ会社から仕入を行い、グループ会社へ販売する形態をとることも充分あり得る。このため、適用除外基準のさらなる拡充をして頂きたい。また、多くの事業会社にとって、毎期の適用除外の判定作業に多大な工数を要す一方、リスクを抱えたまま事業運営を行うことは、健全な海外事業進出を計画する上での妨げであるため、当局との適用除外に関する事前確認制度を導入して頂きたい。

- ・ 平成29年度税制改正により、外国関係会社の受動的な所得を広範に捕捉する仕組み（キャッシュボックスの全部合算制度の導入、経済活動基準を満たす外国関係会社の受動的所得（資産性所得）の部分合算制度の範囲拡大）が整備されたことを踏まえると、外国関係会社の主たる事業のみに着目して全部合算の対象とする事業基準の存在意義は失われている。また、事業基準は、主たる事業の判定という不確実性の高い主観的な要素を孕んでおり、複数の事業を行っている場合に実体ある事業からの所得まで合算課税を課すという不合理な結果（オーバーインクルージョン）を招き兼さかねないものであることから、事業基準の廃止を要望する。

また、仮に事業基準の廃止が難しい場合でも、オーバーインクルージョン防止の観点から、主たる事業の判定について整備することを要望する。具体的には、一過性のキャピタルゲイン/ロスといった特殊要因や、短期的な景気変動の影響等によって主たる事業の判定が歪むことを防止するため、主たる事業の判定においては外国関係会社の収入や所得ではなく、経営資源の投下状況（投下資本、従業員の従事割合、事業活動に係る費用等）に着目することとして頂きたい。

- ・ 事業基準を廃止することを要望する（廃止されない場合でも、事業基準の判定要素を経営資源の投下状況に着目した基準とすること）。

外国関係会社の受動的な所得を広範に捕捉する仕組みが整備されることを踏まえると、外国関係会社の主たる事業のみに着目して全部合算の対象とする事業基準の存在意義は失われている。

- ・ コンテンツ事業を営む外国関係会社がある所在地国で著作権者から著作権を譲り受け、放送会社等に対しその使用許諾を行う場合、その子会社が固定施設及び従業員を有し、能動的な著作権者や著作隣接権者等の市場開拓及びマーケティング、サポート活動を行っていたとしても、無形資産に属する権利の一つである著作権を用いた事業という法令の機械的な解釈により、著作権の提供が主たる事業と判定され、事業基準に抵触し、一律合算となる恐れがある。外国子会社合算税制の趣旨に合致しない過剰合算の問題を誘発しないよう、経済実体を伴って行われる事業で一定の要件を満たすコンテンツに関する著作権事業については、事業基準に抵触しないことを明確化すべきである。

- ・ 事業者単位特例の充足のためには、デリバティブ取引等の概ね全部がヘッジ目的であることを書類上で明らかにする必要があるが、現実の相場商品の取引事業は大枠としてヘッジ目的でデリバティブを活用しつつ同時に収益機会も狙うことが一般的。価格の透明性が極めて高い世界であり、純粋なヘッジのみでは取引コスト分だけ損失が発生することになることがその理由。事業者単位特例は斯かる商売の現実を踏まえておらず、要件を緩和することが適当。また、大枠としてヘッジを行っていることからデリバティブ損益と見合いの現物損益はプラスマイナスが反対になることが一般的であり、デリバティブ損益のみ合算課税されると実態から乖離した課税となるため、デリバティブと現物の損益通算を認めるべきである。

- ・ 関連者取引基準は、特定外国子会社等が事業実体があるのかどうかを客観的な指標で判定する趣旨で導入されたものと理解している。外国子会社が、一定の従業員を有し、事業の用に供するための事務所・固定資産等を保有し、本店所在地で経営の意思決定を行っているなどの会社としての実体がある場合、関連者取引

基準でテストを行う必要があるのか疑問である。そのため関連者取引基準の撤廃をお願いしたい。

- ・ 清算プロセスの間は、経済活動基準を満たすことは出来ず、合算課税の対象となる場合がある。国によっては清算プロセスが長期に及ぶ場合があるが、それは租税回避を目的としている訳ではない。そのため、元々が経済活動基準を満たすことが出来る法人が清算プロセスに入った場合は、合算課税の対象外にする等の手当てをして欲しい。

- ・ 指定7業種については、非関連者基準により適用免除が充足されるが、当該業種であっても所在地国内の関連者取引を除外することを要望。

指定7業種は国際的な活動が容易であることから、所在地国基準に替え非関連者基準が用いられているが、その場合、所在地国で完結する（所在地国で事業を行う必然性がある事業）まで適用免除基準から外れてしまうため。（eg.国内の関連企業との取引に特化する証券業）

- ・ 事業基準における「主たる事業」の判定基準を明確にして頂きたい。例えば、主たる事業の判定においては外国関係会社の収入や所得のみならず、経営資源の投下状況（投下資本や従業員の従事割合等）にも着目して頂きたい。

また、日本企業が外国企業の買収等により外国のペーパーカンパニーを保有することとなった場合において、その後の事業再編により発生する一定の株式譲渡益については合算課税の対象外とする措置が設けられた。租税回避行為の意図がなく保有することとなったペーパーカンパニーを確実に整理できるように、譲渡期間要件の経過措置5年を無制限または10年に延長するなど、キャピタルゲイン特例についての要件を緩和頂きたい。

6) 会社単位の合算課税

【理由】

- ・ 平成29年度税制改正においてペーパーカンパニー等に対する合算課税について、租税負担割合が30%以上の場合には適用対象外と定められた。しかしながら、一般的に、軽課税国におけるペーパーカンパニー等の設立による租税回避行為がほとんどであると考えられるから、企業の事務負担を軽減するために、当該租税負担割合の閾値の再検討をお願いしたい（20%未満にする等）。

- ・ 米国等が対象となる事から、ペーパーカンパニー判定で正常な事業が合算されないような配慮して頂きたい。（複数法人ベースでの判定）

- ・ 特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が20%以下から20%未満に改正されたが、法人税率引き下げにより法定実効税率が20%未満となる国が多くなっている現状に鑑み、更に租税負担割合を緩和すること。

- ・ 諸外国における法人実効税率の引き下げの動向及び平成29年度税制改正を踏まえ、今後実務において確認が必要となる会社数が大幅に増える可能性がある為、税制の簡素化及び事務負担軽減の観点から、対象となる外国関係会社の足きり基準の引き下げ（基準（税率20%以上）を本邦法人実効税率の半分を要望）に加え、ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の足きり基準（税率30%以上）についても、本邦法人実効税率に合わせて適宜見直しをおこなうことを要望。

- ・ 諸外国における法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、対象外国関係会社の適用免除基準（税率20%以上）を本邦法人実効税率の半分とすること。

ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準（税率30%以上）についても、本邦や諸外国の法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、適宜見直しを行なうこと。特に、米国の連邦法人税率が35%から21%まで下げられたことから、20%前半への引き下げを速やかに実施し、平成30年5月に遡及して適用願いたい。

- ・ 部分合算課税の金額につき、会社単位の合算課税額を上限とすることを要望する。

会社単位の合算課税額に上限が無い場合、受動的所得と一定の見合い費用があるケース等、実体の無い会社の方が合算所得が少なくなるケースがあり、不合理である。特に受取利子から控除できる費用の範囲やデリバティブ損益に対する事業者単位特例の適用範囲に曖昧さが残る中、実体があるが故に過度な合算課税を受けてしまう懸念が残るのは不健全である。

- ・ 平成30税制改正により、一定の要件を満たす場合、M&Aで傘下に入ったペーパーカンパニー等が有する

一定の株式等を譲渡した場合、その譲渡益は合算課税の対象外とされた。本制度の目的は、買収した企業グループの組織再編の円滑化を企図していると理解している。しかしながら、買収した海外企業グループでは、ペーパーカンパニー等に無形資産等の株式以外の資産を保有させている場合もあり、買収後、統合計画においてその無形資産を実際に利活用している他の外国関係会社に譲渡する場合がある。更なるM&A後の組織再編の円滑のため、株式のみならずその他資産の譲渡益を合算課税の対象とすべき

- ・ 外国子会社合算税制（以下、CFC税制）において、保険会社はその事業の特殊性から、CFC税制の対象となる外国関係会社に関する特例（以下、保険特例）が設けられています。

しかしながら、生命保険事業の実態を踏まえると保険特例の適用範囲は限定的であり、租税回避目的ではない生命保険会社の海外保険子会社の所得について、課税の対象となるおそれがあり、特に平成29年12月に決定された米国法人税率引下げ（35%→21%）により、その影響範囲が拡大する可能性があります。

日本の生命保険会社の健全な海外展開に資するため、CFC税制において保険会社に認められている特例について、生命保険事業の実態を踏まえた見直しが必要と考えます。例えば、「国境を越えて連結納税をしている場合は、保険特例の対象を同一国内に制限しない」「保険募集会社や退職年金受託会社、持分比率が100%未満の外国保険子会社、保険持株会社が直接保有する外国保険子会社についても、保険特例の対象に含める」「非関連者基準に係る保険特例の対象に保険委託者も含める」といった措置を講じることを要望します。

7) 受動的取得の合算課税

【理由】

- ・ グループ会社間による外国子会社株式の持ち合いのケースは、税法上想定されている投資所得ではないため、経済実態から受動的所得に該当しないと考えられる。そのため、特定外国会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないようにすることを要望する。
- ・ 持分割合25%以上等の要件を満たす法人から受ける配当等については合算課税の対象から除外することとされているが、非鉄金属鉱業においては海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。ついては、持分割合要件を化石燃料採取事業と同等の「10%以上」に緩和していただきたい。
- ・ 受動的所得であるか否かについてより経済実態に即した判断がなされるよう受動的所得の一つとされる配当に係る持分割合基準を見直して頂きたい（例えば、特定外国子会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないなど）。平成22年度税制改正で導入された資産性所得合算制度においては、株式保有割合10%未満の法人（特定法人）の株式等からの配当及び譲渡所得が対象とされているが、この判定はグループ全体の持分で行うこととして頂きたい。
- インカムアプローチではパッシブな所得のみが合算対象となるため、アクティブな所得とパッシブな所得の峻別が重要であるが、所得の実質的な内容を見極めることなく、事務手間の削減を理由として、会計科目という極めて形式的な基準で判定が行われることになっている。したがって、実質的にはアクティブな所得までもが合算されてしまう恐れがある。その影響は甚大となる可能性があり、対策を講ずる必要がある。米国で所得の属性のテストが存在することに倣い、我が国でも、事務手間も考慮しつつ、実質的な内容を踏まえて所得の属性を判断することを提案する（例えば、会計科目に基づく判断を一次的な基準としてアクティブ・パッシブの振り分けを行った上で、パッシブと判定された所得について実質テストを行い最終決定することも一案である）。
- 商品を販売する際のファイナンスの一つであるユーザンス金利についてはCFC税制上の取扱いが明らかでないが、金利所得として認定される可能性がある。しかしながら、客先へのユーザンス供与は現地に実体のある販売活動の一部であって、その対価であるユーザンス金利はその活動に直接紐づく能動的な性質をもつ所得であり、受動的所得には該当しないと考えられるので、除外することの明確化を求める。
- 先物取引業者に限らず、トレーディングを行う会社にとって、デリバティブ取引は商品の価格変動そ

他のリスクヘッジのために不可欠であり、アクティブな事業活動の一部である。デリバティブがパッシブな所得獲得のために利用される可能性は確かに否定できないが、かかる活動の租税回避防止のために、アクティブな事業会社が行うデリバティブまでも原則合算対象とするのは、デリバティブの利用目的の誤解に基づく過剰な対応であると言わざるを得ない。また、デリバティブの利用目的のテストは、原則法・事業者単位特例いずれについても、本邦会計基準におけるヘッジ要件に基づき定められている。しかしながら、日本基準は判断基準の一例に過ぎず、他のもっと合理的な手法（例えば、海外で用いられている国際会計基準に基づくテスト）も使用できるようにすることを提案する。

- 受取利子や有価証券の譲渡損益には少なからず間接費用（賃料、人件費、システム関連費用等）が伴っており、当該間接費用が控除されない場合に過大な合算課税が生じてしまうため、間接費用も控除されるべきと考える。また、受動的所得と間接費用は明確な紐付けがないことを勘案し、一定の合理性が担保される方法で間接費用の金額を見積ることが出来ることとして頂きたい。尚、現行法上、資産性所得として部分合算されるのは、全部合算所得に相当するまでの金額とされており、平成29年度改正によりこの規定が撤廃された。これにより、部分合算対象所得に係る間接費用の控除可否が従前以上に大きく影響することとなる。
- グループファイナンスにおける実際の貸付先は措法に規定される関連者よりも広く、グループファイナンスの実体に平仄を合わせる観点からも改正を要望する。
- 上述の通り、所得の属性判断は実質内容に基づき行われるべきであるが、それが認められない場合、オーバーインクルージョンを防止するための次善の策として、平成29年度税制改正で廃止された、資産性所得の上限をCFCの会社単位での所得金額とする措置の復活を提案する。
- ・ 合算所得から控除される株式保有割合25%以上の子会社等からの配当の判定にあたっては、株式を保有する外国関係会社の単位ではなく、グループ全体を合計した持分割合で行うこととするを要望。
親会社が直接配当を受け取った場合に免税となる配当はそもそもBEPSリスクは無く、合算対象となる剰余金の配当等の範囲が拡大されたことも踏まえ、株式保有割合の判定は外国関係会社単位ではなく、親会社保有も含めたグループ全体の持分割合で行うべきである。
- ・ 平成29年度改正により、株式持分割合25%未満の法人の株式等からの配当及び譲渡所得が合算課税の対象とされているが、この判定はグループ全体の持分割合で行うこととする改定を要望する。
- ・ グループ経営においては、直接保有も間接保有も経済的な差異はなく、とくに国外地域統括会社経由での間接持分と合わせると100%支配の関係にあるような場合には、実質100%保有と考えられる。そのため、「受取配当金」及び「有価証券譲渡益」については、持株割合25%以上の株式等に係るものが一定の受動的所得から除かれている。この25%以上であるか否かの判定については直接保有のみならず間接保有の割合も含めることを認める改正を要望します。
- ・ 一定の受動的所得の内、配当及び有価証券の譲渡損益について、株式保有割合25%未満の株式等に該当するかの判定は、株式を保有する部分対象外国関係会社毎ではなく、グループ全体を合計した持分割合で行うこととするを要望する。
現地法規制により現地法人からの出資が必要になるケースがある。本ケースにおいては、租税回避目的でないにもかかわらず、当該現地法人において25%未満の出資先からの配当等が課税されてしまうが、当該所得はグループで稼いだ所得であり、受動的所得とは言えない。よって、グループ全体で持分割合が25%以上であるならば、当該持分に係る配当及び有価証券の譲渡損益は部分合算されるべきではない。特に平成29年税制改正により一定の受動的所得の範囲が拡大したことから、経済実態に即した課税となるよう措置することの重要性も増しているのではないかと。
- ・ グループ会社間による外国子会社株式の持ち合いのケースは、税法上想定されている投資所得ではないため、経済実態から受動的所得に該当しないと考えられる。そのため、特定外国会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないようにすることを要望する。
- ・ グループ会社間による外国子会社株式の持ち合いのケースは、税法上想定されている投資所得ではないため、経済実態から受動的所得に該当しないと考えられる。そのため、特定外国会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないよう

にすることを要望する。

- ・ 受動的取得として受取利子や有価証券譲渡損益が部分合算される場合、当該受取利子を稼得するために要した間接費用の控除も認めて頂きたい。受取利子や有価証券譲渡損益には少なからず間接費用が伴っており、当該間接費用が控除されない場合には過大な合算課税が生じてしまうため、間接費用も控除されるべきと考える（明確な紐付けが無い事を勘案し、一定の合理性が担保される方法で間接費用の金額を見積もることが出来ることとする）。

出資割合50%以下の関連者にも幅広くグループファイナンスを行っているため、関連者等の定義は内国法人から直接・間接に10%以上出資を行っている外国法人とするべき。グループファイナンスにおける実際の貸付先は措法に規定される関連者よりも広く、グループファイナンスの実体に平仄を合わせる観点からも改正を要望するもの。

- ・ 平成30年税制改正により、海外企業グループの買収後に組織再編を行う場合に生ずる一定の株式譲渡益を合算課税の対象から除外する規定が設けられたが（措令39の15①五、②十八）、たとえば、100%子会社の株式譲渡益を特段の要件なく合算課税の対象から除外することができるとしたら、海外のグループ再編をより積極的に推進することが可能となるため、さらなる検討をお願いしたい。
- ・ 特定外国子会社の該非判定で使用する外国関係会社の税負担率の算定上、分母に加算する非課税所得の判断基準を法令上で明確化することを要望する。

外国関係会社の税負担率の算定で使用する所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人税に関する法令の規定により計算した金額に、当該法令により当該法人税の課税標準に含まれないこととされる金額等を加算した金額と規定されている。しかし、分母に加算する非課税所得に該当するかどうかの判断が困難な場合があるため、法令上で具体的な判断基準を明確化すべきである。

- ・ 基準所得金額の計算上、清算時の所得計算において、期限切れ欠損金の損金算入を可能にする。また、異常所得の範囲から残余財産が見込まれない場合の債務免除益を除外する。

清算時の取り扱いが国内とCFC会社で異なっており、実質的な所得が無いにもかかわらず合算所得が生まれ不合理な課税が生じることから手当頂きたいもの。

- ・ タックスヘイブン対策税制の対象となる受取利子・為替差について、合算対象外となる「業務の通常の過程で生ずる」ことの判定基準を明確にしてもらいたい。
- ・ 旧措置法施行令の第三十九条の十七の二 第4項には部分適用対象金額の計算のうち、債券利子に対して、「法第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、前項第一号に掲げる金額のうちに当該特定外国子会社等が当該事業年度終了の時に有する債券（同条第四項第二号に規定する利子の額に係るものに限る。）の前項第一号の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額（当該負債の利子の額の合計額のうち同条第四項第二号に規定する直接要した費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）とする。」という負債利子控除の規定があったが、改正で上記の条文が廃止されたため、同内容の条文を復活させてほしい。理由は下記の通り。

○ 上記について、昨年に削除された理由が不明瞭であること

- 受動的所得たる債券利子から、プロラタ計算で間接的な支払利子を控除すること（即ち旧法の規定及び考え方）は一定の合理性があると考えられること

- ・ 平成21年度税制改正において、特定外国子会社等がその子会社（孫会社、25%以上の株式等を6ヶ月以上保有）から受ける配当の額は合算対象所得から除外されることとなったが、親会社が直接受ける配当は益金不算入となる一方、特定子会社経由で受ける配当は合算課税となるため不合理である。親会社と特定外国子会社等を合わせて25%保有の場合も合算対象所得から除外される対象として頂きたい。

事業会社にとってPassive Incomeの収入に占める比率は極めて低く、調査・算出に費やす事務負担が増えるだけであるため、制度の簡素化をお願いしたい。

- ・ 受動的所得が複雑であり、実務上この集計に多大な労力とコストが発生するため、「受動的所得」の簡素化を要望する。
- ・ 租税負担割合の判定上、分子の金額には外国関係会社から日本の会社への利益配当に係る源泉税は含まれ

ないが、外国関係会社がREITのように配当の損金算入により法人税が課税されず、その代替として源泉税を課していると考えられるものについては、その源泉税の金額を分子に含めて計算することを認めていただきたい。

- ・ 持分割合10%以上で受取配当が合算対象外となる資源投資の範囲に、鉱物資源の採取を行う会社を追加することを要望する。

石燃料に関しては軽減措置（10%以上）が適用されているが、本邦への資源・エネルギーの安定供給確保の観点で、鉱物資源も軽減措置の対象に含めて欲しい。化石燃料同様、鉱物資源の資金負担も多額となるケース多く、25%以上出資を満たせないケースが多々あり。

- ・ 持分割合10%以上で配当が全部合算/部分合算の対象外となる資源投資の範囲に、鉱物資源の採取を行う会社を追加することを要望する。

化石燃料採取事業については、各種リスクの遮断、投資パートナーの反映等の事業上の理由に基づいて、投資SPCを経由するケースが多いため、条件が緩和されているとの理解だが、鉱物資源採取事業においても、同様のケースが多く存在する。また化石燃料のみならず鉱物資源の確保も日本にとって重要であり、係る政策目的からも持株割合10%で配当非課税となる資源投資の範囲を拡大して頂きたい。

- ・ 財産の処分方針の概ね全てを決定できることにより実質支配と判定される場合、適用対象金額全額ではなく、持分比率に基づいて算出した課税対象金額を合算することを要望する。

平成29年度税制改正により、内国法人によって実質支配されている外国関係会社については、株式保有割合等に関わらず、当該内国法人において当該外国関係会社の課税対象金額の100%を合算することとなった。しかし、内国法人が財産の処分方針を決定できるに過ぎない場合、外国関係会社の利益の全てがその当該内国法人に帰属するわけではないことから、当該外国関係会社の課税対象金額も株式保有割合等に基づいて算定すべき。このような場合に当該内国法人に100%の税負担を課すことは、経済実態を伴わない不合理な課税である。

8) 海外子会社の課税すべきタイミングについて

【理由】

- ・ 外国法人を当該外国法人の事業年度途中で買収した場合、適用対象金額の算出においては、買収前後で事業年度を区切ることを認めること（実務負担軽減の観点から、買収の効力発生日ではなく、月初又は月末で区切ることが望ましい）を要望する。

現行税法上、新規に外国関係会社を買収した場合、適用対象金額の算出においては、当該投資先で同一事業年度内で買収前に生じた利益も合算されてしまう。特に買収前に投資先が不要な（買収対象外の）資産を移転/売却等し、多額の譲渡益が計上されるケースもあり、これらが本邦において課税されるのは不合理であり、改善要望するもの。尚、事業年度途中で外国関係会社を譲渡する場合については、当該株式譲渡の対価に売却時点までの利益が反映され、本邦で適切に課税される仕組みとなっている。

- ・ 内国法人において、その内国法人の有する特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額及び部分対象外国関係会社に係る部分課税対象金額を合算するタイミングは、これらの特定外国関係会社等の事業年度終了の日の翌日から2ヵ月を経過する日を含む、その内国法人の事業年度とされている。

しかし、特定外国関係会社等の所在地国における法人税の申告期限が日本よりも長く設定されている等の理由により、合算課税を行うべきタイミングで、その特定外国関係会社等の財務諸表が確定していないケースや税務申告の準備ができていないケースが散見される。

たとえば内国法人が3月決算法人で合算課税の対象となる外国関係会社が12月決算法人である場合において、外国関係会社が上記のような状況にあるときは、実務上、内国法人の申告期限までにその外国関係会社の租税負担割合を正確に判定し、内国法人の申告に合算金額を厳密に取り込むことが困難であることから、合算課税を行うべきタイミングを後倒ししていただきたい。

9) 二重課税調整既定の拡充

【理由】

- ・ 外国関係会社の所得に対し、他の国がCFC課税を適用した場合の当該他の国における課税額について、

本邦において外国税額控除の対象とすることを要望する。

BEPSプロジェクトにより、各国においてCFC税制の立法/強化が進む可能性があり、特定の外国関係会社に対し、複数の国がCFC課税を行い、二重課税となるリスクも増大している。一方、斯様な二重課税は排除されるべきであり（BEPS最終報告書にも記載の通り）、制度整備を要望する。

- ・ 外国税額控除が控除枠の不足等でなされない場合、現地課税とCFC課税の二重課税が生じることとなる。本邦税率を上回る税負担を強いられることは不合理であることから、外国関係会社の租税負担が本邦税率を限度となるよう手当頂きたい。

- ・ 経由法人所在国がCFC課税を課す場合、租税負担割合や外国子会社合算税制上の外税適用金額にその旨を織り込む。

①租税負担割合の分子の税額に、経由法人がCFC税制により課された税額を含める

②実際に合算所得が生じる場合、経由法人がCFC税制により課された税額をTH外税の適用額に含める

本邦以外の国でCFC税制の適用を受けた場合に生じる二重（重複）課税について、国内法上でなんらかの措置を講じる必要があると考える。

- ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行期の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。

平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないよう、規定の整備が望まれる。

- ・ 米国の税制改正により、外国で納税をするCFC対象会社が増えることとなるが、連結納税、パススルー課税の場合の税額控除の適用が不明確であるため、納税主体が異なる場合も、所得を稼得している事業体にて適切な外国税額控除が可能となるよう手当頂きたい。

10) 当初申告要件の撤廃

【理由】

- ・ 一定の要件を満たす受取配当金額を基準所得金額から控除するための受取配当金の明細書について、当初申告要件を撤廃することを要望する。

平成29年度税制改正により、対象外国関係会社が経済活動基準を満たすか否かについては、当初申告要件（確定申告書の添付要件）が撤廃され、納税者側に国税職員への書類提出要件（及び推定規定）が導入されている。基準所得金額の算定上控除される子会社配当の明細についても、当初申告要件を撤廃して頂きたい。

- ・ 適用除外として申告後、調査・課税を受ける場合、子会社配当金を合算所得から控除できないため、対象外国関係会社がその子会社から受け取る受取配当金の明細書について、申告要件（添付要件）の廃止を要望する。

(4) 外国子会社配当益金不算入

1) 益金不算入割合の引き上げ（全額）

【理由】

- ・ 益金不算入割合は95%となっており、5%は課税を受けている。この5%が実質的に課税対象とされている理由は、配当金を得るために必要な費用に相当するものであり、その多くは子会社株式の取得のために充てられている負債の利子から成るものとして説明がされてきた経緯を踏まえれば、過大利子税制における損金算入限度額の縮小に向けた動向は、いわば経済的二重課税を招くものと考えられることから、この両者の関係について十分整合性を考慮して検討されることが必要であり、益金不算入割合を100%へ引き上げることを要望する。

- ・ 受取配当に対する課税は二重課税であるので、外国子会社から受け取る受取配当金について、持ち分の要

件・益金不算入割合を撤廃し、全額益金不算入とすることとし、制度の改正をお願いしたい。

- ・ 現状海外子会社からの受取配当金の95%部分が益金不算入となっているが、国内への利益還流を促すため、全額を益金不算入とすることを要望します。
- ・ 現行、外国子会社配当は95%が非課税、5%が課税の取り扱いとなっている一方、国内の完全子会社からの配当は100%が非課税の取扱いとなっており、国内外で配当の取り扱いが異なっている。課税とされる5%分は概算経費として益金算入とされているものの、その根拠も不明確であり、また二重課税を完全に排除する観点から、外国子会社配当の益金不算入割合を現行の95%から100%に引き上げるべきである。
- ・ 平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたところであるが、海外子会社利益の国内還流をより促進するとの観点からも、以下の通り出資比率要件の見直しをお願いしたい。
 - ① 特定資源（石油・天然ガス、鉱物資源等）に係る海外投資については、海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではないことから、持分保有要件を廃止し、持分割合に係らず海外配当益金不算入制度の適用対象とすること。
 - ② 特定資源以外に対する海外投資については、持分保有要件を25%以上から海外主要国水準に引き下げること。

2) 出資比率要件の引き下げ又は廃止

【理由】

- ・ 受取配当等益金不算入の適用要件の見直し（直接持分割合が25%未満の外国子会社であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、益金不算入の対象とする）を要望する。

グループ会社間による外国子会社株式の持ち合いのケースは、税法上想定されている投資所得ではないため、経済実態から益金不算入とすることが合理的である。
- ・ 外国子会社配当の益金不算入にかかる持分保有要件を現行の25%から引き下げることを要望する。

二重課税の防止・国際的な競争力の確保の観点から、現行の25%以下に引き下げるべきである。
- ・ 特定資源以外に対する海外投資についても、二重課税の適切な排除という観点及び外国子会社配当益金不算入制度導入の趣旨に加えて、同様の制度を持つ海外主要国の持分保有要件（英、独：比率要件なし、仏、蘭：5%、ベルギー：10%）とのイコールフットイングの観点から、現行持分保有要件である「25%以上」を海外主要国水準に引き下げることを要望する。
- ・ 資源の乏しい我が国にとって国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方で、天然資源の権益を取得するための投資金額は巨額であり、持分或いは権益の25%以上を取得することは困難を伴うため、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については、持分保有要件を廃止するか、外国子会社合算税制における化石燃料投資の取扱いと同様に持分保有要件を10%以上に対して海外配当益金不算入制度の適用対象とすることを要望する。

3) 名義株に係る外国子会社配当益金不算入制度の適用

【理由】

- ・ 名義株の取扱いは、税務上、実質主義に基づいてその真実の株主を株主として取り扱うこととされており、内国法人受取配当益金不算入に係る通達（法基通3-1-1）や完全支配関係法人及び支配関係法人の判定（法基通1-3の2-1）、同族会社の判定（法基通1-3-2）、タックス・ヘイブン税制における外国関係会社の判定（措基通66の6-2（注））等で明らかにされている。

外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社の判定に際しても、名義株は実際の権利者を株主とする取扱いを通達として明文化することが望まれる。

(5) 租税条約等

1) 二国間租税条約の新規締結・改正の推進

【理由】

- ・ 租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用

による国際的・二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務であることから未締結国との締結を促進することを要望する。

- ・ 新興諸国を中心に拡大するグローバル市場への対応は、企業の成長のみならず我が国経済の今後の繁栄にとって不可欠である。我が国企業は新たな市場開拓を目指して年々海外事業展開を深化させてきたが、各国の課税権のせめぎあいが増加する中、国際的・二重課税のリスクを負う局面が増加している。我が国の国際課税制度は、国際的・二重課税の調整、国際的租税回避の防止を原則に年々改善が図られてきたが、国際環境は日々変化しており、企業の健全な海外事業活動を確保する観点から、更なる改善をお願いしたい。
- ・ 租税条約は、国際的・二重課税の解消や投資・経済交流の促進を図るための重要な手段であるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。特に、資源確保という観点では、ペルー・ボリビアなどの南米地域諸国や、ソロモン諸島、アフリカ地域諸国との条約締結に向けた取り組みをお願いしたい。
- ・ 今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、我が国としては、租税条約ネットワークの整備を図る必要がある。日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を行われたい。とりわけ、次世代の投資国として脚光を浴び始めているアフリカ諸国は日本との租税条約締結国が少なく、租税条約を活用している中国企業に比べて我が国企業は競争環境として非常に不利となっているため、早急に締結交渉を進めて頂きたい。加えて、東南アジアや中南米の未締結国にも締結対象国を拡大して頂きたい。
- ・ 租税条約で債務者主義が採用され、かつ使用料の規定に設備が含まれている場合、非PEの駐在員事務所で賃借している車、コピー機等の使用料に源泉徴収義務が生じる。これらは契約も送金も現地で完結しているため、業者から日本国の税金負担の理解を得られず、納税義務者側の負担にならざるを得ない。源泉徴収を強行するとすれば、現地で設備の賃借もできず、現地での事業遂行に著しい支障を生じることになる。このように源泉徴収義務者が納税負担を事実上予定されている様な仕組みは源泉徴収制度の趣旨から完全にはずれるものであり、制度の手当が是非とも必要である。
- ・ 新規条約の締結、及び既存条約で標記両規定の存在しないものについては改定において、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むことで、課税問題が生じた際に解決できる枠組みを整備していただきたい。
- ・ 相互協議の合意に至るまでの間は担保供託が求められる事から、相互協議が速やかに行われ、企業の負担が軽減されるよう対応頂きたい。また、新興国との相互協議が不成立に終わるケースが散見される。二重課税排除の観点から、相互協議が普遍的に受け入れられるように働きかけを行っていただきたい。又は、BEPS報告書で記載がされているような仲裁制度が各国に強制的に適用されるように働きかけを行っていただきたい。
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国子会社等は、持株比率25%以上とされているが、日米、日豪、日伯、日蘭、日カザフスタン（いずれも10%）、日仏（15%）租税条約においては持株比率要件が緩和されている。新規締結及び既存の条約の改定に際しては当該持株割合の引下げを促進することを要望する。

2) 技術的役務に対する源泉所得税の取扱い

【理 由】

- ・ 機器の賃借を使用料として源泉徴収を課するインド等との租税条約を改訂し、使用料の対象外とすることを要望。また、2017年の国連モデル租税条約の改定により、新興国等と締結する租税条約に「技術上の役務対価（FTS：Fee for Technical Service）」条項が含まれる可能性が高まったが、今後、既存の租税条約の改定に際しては、当該FTS条項を含めないこと。
- ・ 投資・経済交流促進の観点から、投資先国における投資所得（配当・利子・使用料）に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。
特に、親子間配当に係る源泉税免除を備えた租税条約の改定や、技術交流促進の観点から、使用料（インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む）に係る源泉税免除についての改定を要望する。
- ・ インドにおいては技術的役務に対して源泉税が課されている為、条約の改定を推進していただきたい。
- ・ ① 租税条約の改訂においてFTS（技術上役務対価）の源泉地国課税容認の動きに反対する要望を行いたい。

現在我が国日本が締結している租税条約においてインド及びパキスタンとの条約に「技術上の役務に係る料金」について使用料に準じる源泉徴収課税の規定があるが、従来からこの規定を廃止するよう要

望してきた。この流れに反して今後FTSに対する源泉地国課税の動きが拡大すると二重課税のリスクが増大し、円滑な国際取引の推進に障害となる。

インドはソフトウェア開発技術者が豊富で日本からの開発委託業務が盛んに行われているが、日本からインドへ開発委託費用を送金する際、現行10%の源泉徴収による日本国への納税が義務付けられている。これはインド国側から見て手取り収入が減少することを意味し、インドにおいて外国税額控除が完全に取れない場合には二重課税によるコスト増を招く結果となっており、新興国にとっても決して有利なものではない。

- ・ 日印租税条約では「技術役務の提供対価」を使用料とし債務者主義により課税されますが、他の二国間租税条約と比べて特異な取り扱いになっているので、インドとの取引における国際競争力向上の観点から、役務提供地が日本国内でない場合は日本の源泉課税対象としない取り扱いとすることを要望いたします。
- ・ 日本の知的財産立国を後押しし、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されたい。とりわけ、インドとの租税条約第12条の「技術上の役務」に対する源泉課税の実施は、日本が他国と結ぶ租税条約と整合性がなく、類例をみない異質な規定であり、インドにオフショア開発を委託する上での経済的阻害要因となっているため、改定をお願いしたい。
- ・ 2017年の国連モデル租税条約の改定により、新興国等と締結する租税条約に「技術上の役務対価（FTS：Fee for Technical Service）」条項が含まれる可能性が高まったが、今後、既存の租税条約の改定に際しては、当該FTS条項を含めないで頂きたい。当該FTS条項は「技術上の役務対価」に対し、その対価の支払い側の国において、支払地国内のPE（恒久的施設）の有無等を問わず、一定の限度税率で支払総額に課税を認める規定である。新興国等の国内法において、対価の受取者に当該新興国での税務申告の義務を課す場合があり（例えばインド）、当該条項により課税が認められると、当該新興国で税務申告をしなければならず、作業負担が多くなる。

3) 配当に係る源泉所得税の引き下げ、減免規定を定める租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 既存の条約についても、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米や日蘭租税条約をモデルとして改定を図るべきである。また、外国子会社配当益金不算入制度創設に伴い益金不算入となる配当に係わる源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係わる源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進することを要望する。
- ・ 投資交流の一層の促進を図る目的から米国・英国・フランス等との租税条約において一定基準を満たす配当に係る源泉税が免税とされているが、この配当免税措置について、各国との租税条約の改定を推進されたい。特に、日本からの投資規模が大きい中国との条約改定をお願いしたい。

4) 貸付利子に係る源泉所得税の免除

【理由】

- ・ アジア諸国（特にシンガポール、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア等）との租税条約改正により、日本とアジア諸国間における相互の貸付金の利子に対する源泉税を免除することを要望。
「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけでなく、対外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・豪等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行っている。
そのため、アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。

5) 譲渡所得に対する源泉地国課税の範囲の限定・明確化

【理由】

- ・ 新規締結及び既存の条約の改定に際しては、譲渡所得について源泉地国課税が及ぶものの範囲を限定する

と共にその範囲について予見可能性を高めることが重要であることから、当該取り決めに推進することを要望する。

- ・ 租税条約の「譲渡所得に関する源泉地国課税」を制限するよう条約締結相手国と交渉し、改訂をお願いしたい（特に中国、インド、韓国等）。例えば、日本におけるグループ法人同士の合併（又は分割）により、被合併法人（又は分割法人）が所有する海外子会社株式を合併法人（又は分割承継法人）に移転する場合、日本において適格組織再編に該当し、譲渡所得に対する課税が繰り延べられても、海外において譲渡所得が課税されることがあり、この場合、国外所得が生じないため、外国税額控除の適用を受けられない問題が生じることから、企業の組織再編活動の阻害要因となる。

6) 租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

【理由】

- ・ 租税条約の適用を受ける支払につき、「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。
具体的には、人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行うこと。
- ・ 人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行われたい。
また、米国等適用により免税となる場合、居住者証明が必要であるが、取引相手が国の機関である場合、居住者であることは明らかであるので、居住者証明の取得の要件を緩和して頂きたい。

7) 持分保有割合の連結納税グループ全体での判定の認容

【理由】

- ・ 租税条約の各条項で規定されている持分保有割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分保有割合を基準に判定できる旨を規定することを要望する。

(6) 過大利子支払税制

1) 適用除外規定における「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額」

【理由】

- ・ 「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額の50%」を比較する適用除外規定において、「関連者支払利子等の額」については措法66の5の2②において特定債券現先取引等に係る支払利子等が除かれている一方で、「支払利子等の額」については特定債券現先取引等に係る支払利子等を除く規定はなく、両者で支払利子等の範囲が異なっている。
この理解で問題ない場合には、その旨を明確にしていきたい。

2) 過大支払利子税制における調整所得金額の計算

【理由】

- ・ 現行法上、調整所得金額は、法法40（所得税額の損金不算入）の規定を適用しないで計算することとされている。
しかし、たとえば外国法人が所有する国内不動産を譲渡した場合、譲渡対価に対して10%の源泉所得税が課税される（源泉免除証明の適用なし）一方で、法人税は譲渡益に対して課税されるため、課された多額の源泉所得税を損金に算入したままで調整所得金額を計算すると、関連者支払利子等に係る損金算入限度額がほとんど算出されない結果となってしまう。
このように課税上の弊害が生じるケースもあるため、一定の例外規定を設けるなど法令で手当てしていただきたい。

(7) BEPS 勧告への対応

1) BEPS アクションプランにあたっての配慮 (全般)

【理由】

- ・ BEPS 行動計画の残課題として、利子税制の見直しや所得相応性基準の導入が検討されているが、BEPS の対象となる企業が少ない日本において拙速に制度の導入を進める必要性は未だに理解し難い。国際協調の重要性は理解する一方で、現状では企業の実務負担のみが増加する懸念があるため、日本の企業実態を十分踏まえることを望む。
- ・ 国際的な租税回避 (BEPS : Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転) を防止する観点から、国際課税制度の見直しが提唱され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められている。引続き、わが国の対応においては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、企業の海外での事業展開を促進・円滑化し、海外の活力を取込むことで経済成長に資するべく、グローバルな企業活動を阻害しないという観点からの、慎重な検討が必要である。

特に以下の取り組みをお願いしたい。

- BEPS 対応に係る今後の国内法制の整備
- 企業活動の実態に則した国内法制の整備
- BEPS 対応に係る国際的な協調体制での取組みと執行
- ・ BEPS については、利子控除制限、無形資産に係る所得相応性基準、タックスプランニングの義務的開示制度等などの対応が今後必要となる見込みであるが、税制改正にあたっては企業に過大な事務負担が生じないようにすること。
- ・ 国際的な租税回避 (BEPS : Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転) を防止する観点から、国際課税制度の見直しが提唱され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められている。引続き、わが国の対応においては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、企業の海外での事業展開を促進・円滑化し、海外の活力を取込むことで経済成長に資するべく、グローバルな企業活動を阻害しないという観点からの、慎重な検討が必要である。

特に、平成30年度の与党税制改正対応でも言及された知的財産等の移転価格を事後的に是正する「所得相応性基準」、過大な支払利子の損金算入を制限する「過大支払利子税制」、および、租税回避スキームに係る「義務的開示制度」については、日本企業の実態を考慮し、改正の要否も含め慎重に検討すべきである。

BEPS 対応のための国際課税ルールの見直しは、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、OECD/G20以外の国々も含めた、国際的な協調体制の下で進めていくことが必要不可欠である。現在、100ヶ国以上の多くの国々が参加しているBEPS包摂的枠組会合において、効果的なモニタリングや適切な情報管理を通じ、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要がある。

- ・ OECDの「BEPS (税源浸食と利益移転) 行動計画」の勧告に沿って、各国で対応が進められており、我が国でも法制化が行われているが、租税回避防止策を強化することで、租税回避を意図しない企業に対しても事務負担の増加をもたらす結果となっている。今後の制度改正及び執行においては、我が国企業の租税回避リスクを十分見極め、目的を超えた課税の強化や制度全体の複雑化によるコンプライアンス・コストの増高を招くような改正とはならないよう適切な対応が必要である。

今後、検討が予想される過大支払利子税制 (行動4)、無形資産取引に係る所得相応性基準 (行動8~10)、タックスプランニングの義務的開示 (行動12) については、それぞれの制度本旨と企業の実態を十分に踏まえることが先決であり、改正の要否も含め、慎重に検討して頂きたい。

- ・ OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、平成27年10月、「BEPS 行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表した。

わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次、進められているが、検討の結果次第では、海外展開している本邦金融機関において、各種税制の見直しによる税額算定の複雑化および税負担の増大や資金調達への影響等が発生する懸念がある。したがって、国内法制化に当たっては、金融機関の業務へ

の影響を十分に考慮するとともに、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保することを要望する。

2) BEPSアクションプランにあたっての配慮（行動計画4）

【理由】

- 既に平成24年度税制改正により我が国においては「過大支払利子税制」が導入、翌平成25年度から適用されてからまだ4年しか経過していない。平成31年度改正で更なる強化を図る前に、現行制度の定着を見守り、正に中期的に取り組むべき事項と位置付けを慎重に検討することを要望する。
- 平成24年度税制改正により我が国においては「過大支払利子税制」が導入されている。本制度について、現在50%となっている閾値や、適用対象・特別ルール等を厳格化した場合、適用を回避するために、我が国企業が海外子会社を通じて社債発行を行うようになり、国内の債券市場が空洞化するおそれがある。また、債券レポ取引を行う証券会社にとって、損金不算入となる利子の範囲が拡大することは、我が国における取引の縮小や廃止を促しかねない。見直しを検討する際には、企業の実体や金融資本市場に及ぼす影響を考慮して、慎重に行うべき。

- BEPS行動計画4（支払利子税制）については、対国内・対第三者を含めた全ての純支払利子を対象に控除制限が適用される可能性があり得るが、企業の資金調達として通常実施される銀行等からの借入にも影響が考えられるため、企業活動に多大な影響を与えることがないよう、慎重な対応をお願いしたい。

既に我が国においても支払利子税制は、導入されており、今後、当該行動計画を踏まえた国内法を見直す場合には、事前に納税者の意見を十分に確認した上で、我が国企業の国際競争力や日本の立地競争力への配慮に加え、コンプライアンス・コストとのバランス等に鑑みて、慎重に対応することが望ましい。

- ① 過大支払利子税制については産業界・企業の意見を良く汲み取り我が国企業の国際事業展開を阻害しないものとして頂きたい。
- ② BEPSプロジェクトの積み残しとして過大支払利子税制の対応をOECDの残された作業を見据えつつ、適切に対応すること。
- ③ BEPS行動計画4（支払利子税制）については、対国内・対第三者を含めた全ての純支払利子を対象に控除制限が適用される可能性があり得るが、本税制の目的は過大な支払利子等を利用したアグレッシブなタックスプランニングによる税源浸食を防止することである。本邦においては、既に過大支払利子税制が存在しており、既存の税制によってアグレッシブなタックスプランニングによる税源浸食は防止できていることから、税制の見直しの必然性につき慎重に検討を行うことが望ましい。仮に、当該税制を見直す必要があるとしても、控除制限の対象とすべき支払利子等は対国外かつ対関連者のみとすべきであり、現行税制で調整所得金額として認められている受取配当金益金不算入部分は継続して、所得を構成することを求める。企業の資金調達として通常実施される銀行等からの借入が対象となれば、企業活動に多大な影響を与えるため、慎重な対応をお願いしたい。
- ④ OECDモデルに倣って、EBITDAを用いることとしてほしい。また、30%を下回る率の設定は受け入れがたい。
- ⑤ グループ比率が適用される場合にはグループ比率が高い場合における救済措置としてのみ使用されるべきである。
- BEPS行動計画4の本邦導入の必要性につき再考すること。仮に導入する場合には、控除制限の対象とすべき支払利子等は対国外かつ対関連者のみとし、また現行税制で調整所得金額として認められている受取配当金益金不算入部分は継続して所得を構成すること。

BEPS行動計画4の目的は過大な支払利子等を利用したアグレッシブなタックスプランニングによる税源浸食を防止することにある。本邦において国内金融機関から借入を行い国外に投資することは通常の事業活動そのものであり、これを課税上不利に扱うような税制は当該目的に適合しない上に、企業活動にも多大な影響を与えることとなる。

- 平成30年度税制改正大綱において、過大支払利子税制については、「BEPSプロジェクトにおける勧告や諸外国の制度・運用実態等を踏まえて検討を進める。」とされています。今後、国際課税ルールを踏まえた見直しが行われる場合には、生命保険事業の実態を踏まえた所要の措置を講じることを要望します。
- OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能

とするため、平成27年10月、「BEPS行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表した。

わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次、進められているが、検討の結果次第では、海外展開している本邦金融機関において、各種税制の見直しによる税額算定の複雑化および税負担の増大や資金調達への影響等が発生する懸念がある。したがって、国内法制化に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮するとともに、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保することを要望する。

また、行動4(利子控除制限)を踏まえた過大支払利子税制の見直しに当たっては、多国籍企業の課税逃れに対処するというBEPSの趣旨や金融業の特性を踏まえ、慎重な検討を行うことを要望する。

さらに、外国子会社合算税制については、平成29年度税制改正で総合的な見直しが行われたほか、平成30年度税制改正において外国金融子会社等の範囲に係る要件等の見直しが行われたが、米国における法人税率の引下げによる影響など、変化の著しい国際情勢等も踏まえ、米国のLLCおよびLPS等がパススルー課税を選択している場合や、外国関係会社が連結納税を適用している場合などにおける外国子会社合算税制上の取扱い(課税対象金額の計算方法、外国税額控除の適用の可否等)について、明確化することを要望する。また、対象となる企業の実務負担を緩和するため、租税負担割合の引下げや海外所在子会社の活動実態の判定に当たっての基準の明確化などを要望する。このほか、二重課税を排除するために、益金不算入となる特定課税対象の期限(過去10年分)を撤廃することについても、速やかに検討を行うべきである。

- ・ 本業の業績が悪化し、やむを得ず資金の借入れをせざるを得ないような状況に陥った際に、利子の損金算入制限が一層企業経営を窮地に追い込んでしまうことになりはしないかを懸念している。この観点から、特に国内の非関連者に対する利子を過大支払利子税制の対象とする点については、慎重に検討いただきたい。

3) 無形資産取引と所得相応性基準の導入(行動計画8~10)

【理由】

- ・ 無形資産取引に係る移転価格税制上の取扱いの明確化が求められるが、その見直しに際して、国際間の二重課税排除のための措置を併せて検討すべきであり、租税条約に基づく相互協議の実効性を高めるなどの納税環境整備を進めて頂きたい。

また、所得相応性基準の導入検討に際しては、課税回避を行っていない大多数企業への影響を最小化し、事務負担軽減の観点から、実務的な準備対応の負荷等を充分配慮して頂きたい。同制度が導入される場合は、取引価格を決定する前に、当局に事前に相談する仕組みも必要と考える。

- ・ 移転価格税制の執行において取引の一方の課税当局が相手国との調整抜きに、実際に取引が行われた年度の後年度(商業化から5年程度たった時点等)において課税額の修正を行うと二重課税が生じることとなるが、はたしてその排除が可能なかどうか懸念がある。無形資産取引に係る移転価格税制上の取扱いの明確化等必要な見直しが検討されることについては歓迎する。ただし、その見直しにあたっては、国際間の二重課税排除のための措置も併せて検討されることを要望する。
- ・ 無形資産の譲渡及び使用許諾に係る取引対価を適及的に算定し直すことが提案されているが、多くの企業において、第三者間か関連者間かを問わず、無形資産の譲渡価格やロイヤルティ料率に係る契約において適及的にこれらを修正する条項を入れる例は原則としてない。実際の企業間取引においてほとんどその例のない適及的な価格調整権限を税務当局に付与することについては厳に慎重にあるべきである。当該企業の独立企業間において「価格修正条項」が盛り込まれた契約がないにもかかわらず、当局の権限においてあるべきものとみなして「引き直し」課税を行うのは行き過ぎである。
- ・ 今後所得相応性基準が導入されると思われるが、導入に際しては具体的な適用方法を例示してもらいたい。本制度は将来の偶発的な要因により過去に遡って課税関係左右される可能性があり、企業実務として対応が困難である。課税関係の見通しが不明確になり混乱を生じさせる恐れがある為、導入には慎重を期していただきたい。

4) タックスプランニングの義務的開示(行動計画12)

【理由】

- ・ 平成29年度税制改正大綱【補論】国際課税のあり方についての基本的考え方のなかで、「中期的に取り組

むべき事項」として、『「義務的開示制度」について、「BEPSプロジェクト」の最終報告書、諸外国の制度や運用実態及び租税法主義に基づくわが国の税法体系との関係等も踏まえ、わが国での制度導入の可否を検討する。』との一文が謳われている。企業への影響を最小化し、事務負担の増加を軽減する観点から、開示範囲が最小限になるように各国とのディスカッション・働きかけをしていただきたい。

- ・ まずは我が国におけるタックスプランニングによる租税回避リスクを十分検証することが重要である。それを踏まえて法制度を行う場合、租税回避を行っていない大多数の企業への影響を最小化し、事務負担の増加を軽減する観点から、開示範囲が最小限となるよう、各国と協議して頂きたい。

(8) AOA・その他

1) AOAにかかる文書化についての対応

【理由】

- ・ AOAの文書化の対象から、内国法人国外支店の営業部署のみが関与する通常の外部取引については、除外することを要望する。

AOAは、内国法人にとっては税額に直接影響せず、国外所得計算に影響するに過ぎない。にもかかわらず、現行法は、文書化の対象として明らかな国外取引についても文書化を要求している。この点は、文書化の効果に比して負担が過重なものとなっており、適正化を図るべき。

2) 内部取引、共通費用の配賦の区分

【理由】

- ・ 内部取引、共通費用の配賦の区分につき、下記の通り要望する。
 - ① 国外帰属所得の算定の基礎となる「本支店間の内部取引」と「共通費用の配賦」の違い、これらと移転価格（総原価を独立企業間価格と認める場合とそうでない場合）の関連性が分かるように、法解釈のさらなる明確化を要望する。
 - ② 内部取引、共通費用の配賦および移転価格は、相手国で損金を計上できない場合、二重課税を生じさせる。AOAを導入している国とそうでない国のそれぞれにおいて、本邦税法と法解釈の違いにより二重課税を拡大することがないよう、関連する租税条約の整備を要望する。

「本支店間の内部取引」と「共通費用の配賦」の違いについては、法人税基本通達20-5-9（および同16-3-9の3（5））で共通費用に該当するケースについて説明されているが、どのように区分すべきなのか、国外関連者との移転価格との関連性が明確でなく、実務上解釈の差異が生じ、国税当局との見解の相違により課税の安定性が損なわれる懸念がある。また、納税者によって取り扱いが異なる場合、課税の公正性を確保できない。

内部取引、共通費用の配賦および移転価格は、いずれも複数国に課税権を跨るため、本邦税額計算の適正化とともに、相手国での損金算入による二重課税の排除を図ることが、本邦企業の国際的な競争力を落とさないためにも重要であると考えられるため、国内法と平仄のある租税条約の整備（および各国税務当局との見解一致）を要望する。

- ・ 国外事業所等帰属所得を計算する場合における共通費用のうち、個々の業務・費用ごとに合理的な基準により国外業務に配分することができない場合には、一定の方法により、全ての共通費用を一括して配分すべき金額を計算することができることが法人税基本通達16-3-12に示されている。

その（注）1において、一定の場合には、販売費・一般管理費等のうち国外業務に関連することが明らかな費用のみが共通費用であるものとして配分計算をすることができると規定されているが、この取扱いを適用することができる法人の範囲から金融及び保険業を主として営む法人が除かれている。しかし、この取扱いを適用することができないこれらの法人においては、国外業務との関連性が薄いと考えられる多額の費用が国外事業所に配分され、不合理な結果となってしまう場合もありうる。

したがって、（注）1の取扱いの対象法人の限定をなくす（金融及び保険業を主として営む法人も対象法人とする）等、その取扱いを見直していただきたい。

3) 外国法人の日本支店が閉鎖する場合における事業税の損金算入の時期

【理由】

- ・ AOA導入前の制度のもとでは、外国法人が支店を閉鎖した場合には、法人税基本通達20-3-8（国内業務を廃止した場合の事業税及び地方法人特別税の特例）により、支店閉鎖事業年度において、事業税を損金の額に算入していた。

しかし、AOA導入によりこの通達が廃止されたため、取扱いが不明確となっているので、規定を整備していただきたい。

4) 米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する対応

【理由】

- ・ わが国においては、FATCAに関して、「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」にもとづき、平成26年7月からモデル2IGAにもとづく所要の対応を実施している。

一方で、各国の税務当局同士が連携し税務情報を交換する取組みについては、上記のFATCA以外に、OECDでも金融口座情報について自動的情報交換を行う共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）が策定されており、わが国においては、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正された。当該改正法は平成29年1月1日から施行されており、平成30年に当局への初回報告が実施されたところである。

実特法においては、届出書の提出対象となるお客さまを特定国居住者に限定せず、金融機関との一定の取引を行うお客さまについて、本邦やCRS不参加国の米国を居住地国とするお客さまも含め広く対象としているため、FATCA対象の特定米国人を含むお客さまから、自己申告による居住地国や外国納税者番号の届出を受け付ける手続きとなっている。このため、両制度の対象となるお客さまは、金融機関との間においてFATCAと実特法の手続きを二重に行う必要があり、手続き上の過度な負担を強いることとなっている。

具体的には、実特法の届出書の記載事項は、特定米国人のFATCA報告に必要な事項を含んでおり、米国様式に準拠したFATCA報告同意書と実特法届出書は重複している。さらに、モデル2IGAによる報告に対応するためには、英語でのFATCA制度の理解、制度改正の動向のフォロー、報告システムの整備が必要になる等、本邦金融機関にとって相当な負担が発生している。

したがって、お客さまの手続き上の二重負担を解消し、金融機関の報告事務についても2つの制度を並行して対処するという過負荷の状態を回避することは、お客さまの金融機関窓口利便の向上、金融機関の事務の合理化推進の観点から極めて重要である。

以上から、わが国のFATCA対応について、モデル2IGAにもとづく対応から、モデル1IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることを要望する。

もっとも、本措置への対応には、日米政府間の交渉が必要であり、実現可能性は米国の様々な事情に左右され、また実現する場合にも法改正を要するものと理解している。他方で、上述したように実特法の施行により、お客さまおよび金融機関の手続き上の二重負担は発生しており、今後、長らくこの状態が継続することは適当ではないと考える。そのため、モデル1IGA移行までの次善の対応として、上述のような特定米国人のFATCA報告の内容は、実特法の届出書に含まれていることを踏まえ、現行のモデル2IGAにもとづく対応を修正し、本邦金融機関からのFATCAに関する報告をIRSから本邦税務当局へ変更するとともに、IRS宛の「報告への同意」を不要とする措置、具体的には現在のFATCAの取扱いの根拠となる日米共同声明の修正を含めた措置を講じることを併せて要望する。

Ⅱ 所得 税

1 所得税法

(1) 金融所得関係

【理 由】

- 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意することを要望。

平成29年度税制改正大綱において「金融所得に対する課税のあり方について、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、必要な検討を行う」との記載がされているところ、上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得については、平成26年に税率が引き上げられたばかりであり、これ以上の税率引上げは、金融市場からの資金流出につながる懸念があること、また、平成28年から株式等と公社債等の間で損益通算が可能となっているが、株式等に係る税率引き上げは金融所得課税一体化の流れに反するものであることから、金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、税率引上げに関するネガティブな懸念に十分留意することを要望するもの。

(2) 給与所得関係

【理 由】

- 会社負担の海外個人所得税について、日本帰任後に課せられた海外個人所得税は、非課税所得とすることを要望する。
- 日本の居住者である海外出張者が、現地法令により海外個人所得税を課され、これを会社が負担した場合、税務当局による課税実務においては、給与所得であるとされているが、
 - ① 会社が負担するのは、会社の業務遂行の必要性による業務命令によって海外出張者が被った「経済的損失の回復」を目的とするものに過ぎず、所得税法施行令第22条に掲げる「非課税とされる在外手当」に類するものであると考えられること
 - ② 「業務の遂行に関連するもの」である場合は、給与ではないとする法人税基本通達（9-5-5、9-7-16）の取扱いとの間に不整合があると考えられること
 - ③ 所得税法においても、個人の外国税額控除制度が用意されているが、当該制度を適用しても、一部の二重課税の排除に留まることが多いこと、などから、所得税法上の取扱いにつき、経済的利益のない非課税所得である旨通達などにおいて明らかにされたい。

また、海外赴任者の日本への帰任後に会社が負担した海外赴任期間に対応する海外個人所得税額が給与所得として扱われることについても、税額が海外赴任期間中に確定しないというやむをえない事情の存在を無視した課税と考えられるため、同様に経済的利益のない非課税所得である旨を通達などで明らかにされたい。

(3) 譲渡所得関係（アーンアウト条項により価額調整が行われた場合の取扱い）

【理 由】

- M&A契約にアーンアウト条項が付されている場合において、その条項に基づき価額調整が行われ、売主側に追加の対価が支払われることがある。売主側が個人である場合、その追加で支払われた対価の取扱いにつき以下の点を明らかにしていただきたい。
 - ① 追加で支払われた対価は譲渡所得か否か。（なお、対価の一部返還は株式の売買代金の返還であると認められた裁決事例（平成18年9月8日、裁決事例集No.72 P.325）がある。）
 - ② ①で追加の対価の支払いが譲渡所得であるとされる場合において、たとえば当初売買価額が支払われた

年（Year 1）の翌年（Year 2）に追加の対価の支払いが行われるときは、Year 2に係る確定申告で譲渡原価はゼロとして譲渡所得の申告を行うのか、Year 1の修正申告を行うのか。

(4) 所得控除関係

1) 生命保険料控除制度の安定的運営、制度拡充の検討

【理由】

- ・ 生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります。生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

① 国民生活の安定に資する生命保険の役割

国民生活には、「死亡」「介護」「病気・ケガ」「老後の資金不足」といったリスクが存在します。生命保険は、加入者間の「相互扶助」の原理により、これらのリスクに対する保障を提供することで、国民生活の安定に寄与しています。また、「相互扶助」の原理により、個人、世帯、企業など、異なる経済主体が支え合う仕組みである生命保険は、保障の提供等を通じて社会全体の資金循環を効率化することにより、健全な経済発展や国民生活の安定に寄与しています。経済・社会構造の変化や生活保障ニーズの多様化に伴い、過去から生命保険のカバーする領域は広がってきています。少子高齢化の急速な進展やライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、生命保険の果たす役割は、今後、ますます増していくものと考えられます。

② 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ118兆円であり、この20年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2025年には社会保障給付費が約150兆円程度に達すると推計されています。また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代（15～64歳）の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の4人に1人が高齢者（65歳以上）ですが、2060年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代の割合は現在の6割から2060年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています。これにより、社会保障給付費に充当される国の一般歳出の増大が懸念されます。このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが重要となります。多様化する国民の生活保障ニーズに応じて、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。

社会保障制度のおかれた状況を踏まえると、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、自助努力を

支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を、より明快に推し進めることにもなります。

③ 多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民一人ひとりにとって必要な保障の種類、保障額は異なり、年齢や家族構成の変化などに伴って、生活保障ニーズも変化していきます。そのため、国民生活の安定に向けては、国民一人ひとりが、自身や家族にとって保障分野ごとに必要な保障を準備し、見直していくことが重要です。例えば、日ごろの生活や将来に向けて不安に感じていることとしては、「自分の介護が必要となること」「年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること」は男性の60代、女性の50代～60代で高く、「自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること」は男性の30代～40代、女性の30代～50代で高くなっています。また、「老後の生活が経済的に苦しくなること」は、男性の50代、女性の40代～50代で高くなっています。このように年齢や性別によって不安と感ずることには差異があり、ライフステージの変化によって必要とする保障も変化していきます。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。生命保険については、個人保険・個人年金保険の保険金・給付金・年金合計で年間約10兆円（平成27年度）が支払われ、各分野で公的保障を補完しています。平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されたところです。また、生命保険文化センターの「平成28年度生活保障に関する調査」によれば、男性は平均2,957万円、女性は平均1,312万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備えとして必要と考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は、男性が平均1,793万円、女性は平均794万円であり、必要と考える死亡保険金額に比べておよそ6割となっています。国民が必要としている保障金額の遺族保障に加入できるよう、生命保険料控除額を相応に拡充することが必要と考えられます。また、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中、国民にとって老後の生活資金の確保は喫緊の課題となっており、「老後保障」の重要性は一層高まっています。加えて、公的介護・医療制度の補完として保障ニーズが高まりつつある「介護医療保障」については、医療技術が進化し、平均寿命と健康寿命の差が大きくなる中、従来以上に当分野での十分な備えが必要となっています。これらが全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能し、国民が安定した生活を送るためには、各分野において一層、国民の自助努力を促していく必要があります。生活保障に対する国民の意識では、遺族・医療・介護・老後の全てにおいて約5～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人が「充足感がない」と考えており、私的保障のより一層の充実が必要とされています。一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が30歳未満の若年層においては、足元では下げ止まっているものの、加入率が極めて低い水準まで低下しています。現在の若年層における私的保障の準備不足は、今後、国民全体の私的保障の準備不足へと波及することが懸念されることです。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には、「個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。遺族保障、介護医療保障、老後保障という3つの生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制を継続・強化することが重要です。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、より有効かつ効率的に、国・地方の財政負担を軽減しつつ、多様な生活保障ニーズを充足することが可能です。したがって、多様なニーズに対応する自助努力の更なる充実につながるよう、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度について、社会保障制度の見直しに応じて拡充していくことを要望します。

④ 必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。平成24年の改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から平成28年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところです。このような状況を踏まえると、現在の制度全体の所得控除限度額は、一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計では、昭和49年の水準の2倍の10万円、個人年金保険料控除も合わせた総額で15万円以上の水準が妥当と考えます。そこで、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除について、それぞれの所得控除限度枠を現行の4万円から5万円とし、制度全体の所得控除限度額合計を15万円とすることを要望します。また、平成23年12月以前契約についても、制度の簡素化の観点から、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の枠を設け、それぞれの控除限度枠を5万円とすることを要望します。

⑤ 国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、平成4年以降増加傾向にあり、当時に比べ約3倍の水準にある生活保護費については、保護開始理由の4分の1以上が働いていた者の死亡・傷病・介護であり、健康な間にそれらの備えを行ってれば生活保護の支給を回避し、抑制できた可能性があります。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、また、地方財政の健全化のためにも国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。上述のとおり国税（所得税）について拡充を要望していますが、制度の簡素化の観点から、地方税（個人住民税）法上の所得控除限度額の内訳についても、現行の各枠2.8万円（平成23年12月以前契約は各枠3.5万円）から少なくとも各枠3.5万円（全体の所得控除限度額は7万円）とすることを要望します。

2) 地震保険料控除制度の充実

【理由】

- ・ 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクはより大きなものに見直されております。これを踏まえ、平成29年1月に地震保険料率の引上げが実施されており、今後も段階的に料率の引上げが実施される予定となっております。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」についての充実策を検討する必要があるものと考えます。

(5) 源泉所得税

1) 完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当については、源泉徴収の対象外とすること

【理由】

- ・ 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止を要望する。
 - 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されておられません。
 - 一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の約20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当

該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に資金負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

(6) その他

納付期限の延長・確定申告期限の延長

【理由】

- ・ わが国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、特に取引量の多い大企業の場合は現行の支払月の翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び期限後納付防止のためにも納付期限を支払月の翌月末日とすること。
- ・ 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3カ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。（たとえばアメリカの場合、4月15日が提出期限となっているが、10月15日まで6ヵ月間の延長が認められる上、海外赴任者については12月15日まで8カ月の延長が認められている。また、イギリスの確定申告期限は、課税年度終了後9カ月となっている。）

日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成に十分な時間を割くことができなかつた企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等

【理由】

- ・ 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。）について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めることを要望します。

上場会社が発行する株式であっても、上場基準に適合しない要件が付されている等の理由により上場できない種類株式は非上場株式として取り扱われ、特定口座への受入れや配当所得との損益通算、損失の繰越控除等の適用を受けることができないこととされている。

しかしながら、例えば上場企業の発行したとある種類株式については投資家からの人気も高く、また、上場会社が発行した株式であれば、当該上場会社に係る適時開示は確保されることが考えられることから、非上場株式であっても、上場会社が発行しており、その発行が公募により行われている等の一定の要件を満たすものについては、上場株式等と同様の取扱いとすることを要望するものです。

- ・ デリバティブ取引を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすることを要望します。

※1 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

※2 実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

平成28年から公社債等の利子等及び譲渡に係る損益について株式等と通算することが可能となっており、また、かねてより、商品の垣根を越えた総合取引所の実現に向けた議論が進められていることを踏まえると、デリバティブ等の金融商品から生じた決済損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが急務

であると考えられることから、損益通算の対象を幅広い金融商品に認め、さらにデリバティブ取引に係る損益通算を特定口座において可能とする措置を要望するものです。

- ・ 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大され、金融所得課税の一体化に向けた制度整備が進展しているなか、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることで、一体化のさらなる推進を要望する。

その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

なお、与党の平成30年度税制改正大綱においては、金融所得に対する課税のあり方について、「家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」とされている。今後、具体的な検討を行う場合には、家計の資産形成の妨げにならないよう、極めて慎重に検討すべきである。

(2) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

1) 特定口座制度の拡充

【理由】

- ・ 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃することを要望します。

一般に、受贈者が同一銘柄を保有している場合の一部贈与が認められていない理由は、一部贈与による取得価額の調整が懸念されるためだと言われているが、特定口座においては、例えば、親から子へ、保有株式を少しずつ贈与するニーズがあるところ、受贈者が同一銘柄を保有している場合の一部贈与が認められていないことにより、取得価額を調整する意図のない贈与まで行うことができず、過剰な規制となっていることから、改正を要望するものです。

- ・ 株式報酬のうち、現在、事前に株式を交付するもの（特定譲渡制限付株式等）については譲渡制限解除時に特定口座への受け入れが可能となっているものの、事後に株式を交付するもの（パフォーマンス・シェア・ユニット等）は受け入れが認められていない。わが国の上場企業による「攻めの経営」実現を後押しし、「稼ぐ力」の向上につなげるためにも、多様な業績連動型の報酬体系を導入しやすくするための環境を整備する必要がある。

2) 個人番号および法人番号の告知・記載書類に関する見直し等

【理由】

- ・ 平成28年1月以降、証券取引を行う顧客は、証券会社に対してマイナンバーの告知を行うことが義務付けられている。それよりも前に口座開設を行った既存顧客については、平成31年1月以降最初に売却代金や配当金等の支払いを受ける時まで経過措置期間としてマイナンバーの告知が猶予されているが、証券会社からの求めにもかかわらず、思うように進んでいない状況にある。マイナンバー制度が果たす社会的基盤としての役割を確かなものとするために、証券会社への告知を促すようなインセンティブの導入を要望する。

- ・ 内国法人が税法上の告知のために法人番号を提出する際には、それを受ける側で、法人番号通知書の写し等の提示を受ける義務がある。法人番号は国税庁の法人番号検索サイトで公表・検索が可能となっていることを考えれば、マイナンバー制度の一層の普及のためにも、法人番号の提示を受ける側が、法人番号検索サイトを通じて当該法人の法人番号を確認できた場合には、法人番号通知書等の写し等の提示を不要とするような改善が必要である。

- ・ 金融機関は、平成28年1月以降、投資信託や債券に係る取引等において、お客さまから個人番号や法人番号の告知を受け、金融機関から税務署に提出する法定調書等に個人番号および法人番号を記載することとされた。

このうち、個人番号については、平成28年度および平成30年度税制改正により、告知が必要とされる一部の取引や手続きにおいて、すでに個人番号の告知を受けている場合には、一定の条件の下、改めての告知

を不要とする措置（二度目の告知の不要）が手当てされた。

しかしながら、例えば手続きの頻度が高い住所変更等において、新たに住所等確認書類の提示が必要とされたほか、法人番号については、公開情報であるにも関わらずお客さまから告知を受ける必要があるとされているなど、お客さまおよび金融機関にとって大きな負担となっているため、告知を不要とする取引および告知方法についてさらなる見直しを要望する。

加えて、告知書の提出を求められている取引について、お客さまの告知書への記入に代えて、銀行職員により電子計算機へ登録すること等を可能とし、当該取扱いを行った場合に紙による書類保存を不要とするなど、番号取得の方法等についても見直しを行うべきである。

また、財形貯蓄制度に係る書類における個人番号および法人番号の記載を見直すことや、法人のお客さまに係る先物取引の差金等決済に関する支払調書の作成・提出が不要とされている現状を踏まえ、同取引に係る告知を不要とすることで、お客さまおよび金融機関の実務負担の軽減を図ることも望まれる。

さらに、個人番号を活用した複数の特定口座間の損益通算を可能とするほか、法人番号を活用して連結確定申告書の添付書類を簡素化するなど、確定申告手続きの簡素化を図るべきである。

(3) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置

1) NISA（少額投資非課税制度）の拡充及び簡素化

【理 由】

- ・ ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じることを要望。ジュニアNISAについては、NISAと比べて口座開設数が伸び悩んでいるところ、18歳までの払出し制限の緩和や贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じることにより、現行制度での口座開設をためらう層の利用を後押しし、世代間の資産移転を促進する効果が期待されるため。
- ・ 成人年齢引下げに伴い、NISAの対象年齢を18歳以上とすること（※つみたてNISAも同様）を要望。
現行のNISAの利用可能年齢（その年1月1日において20歳以上）は、民法上の成年年齢との平仄を意図したものであると考えられることから、民法上の成年年齢の引下げに合わせてNISAの利用可能年齢も引き下げるべきと考えられるため要望するものです。
- ・ 資産分散投資、時間分散投資、長期保有を制度の柱とするつみたてNISAは、我が国長年の課題であった「貯蓄から資産形成へ」という動きを確実なものとし、家計の安定的な資産形成を促すための重要な政策手段と位置付けられている。特に、時間分散投資について、政府は、これまで20年間の積立て・保有によるシミュレーションに基づく有効性（安定的なリターン等）を国民に説明してきており、制度上も平成30年からつみたてNISAを始めた場合は20年間のつみたてが可能となっている。しかしながら、現行制度では、平成31年以降に利用を開始した場合、投資が可能かつつみたて期間が毎年1年ずつ縮減してしまうことから、本制度創設の意義を失わないためにも、早急に、この問題を解決する制度改善が必要である。
- ・ NISA制度は、平成29年末時点で約1,100万口座が開設され、累計買付額は12兆円を超えており、「国民の自助努力に基づく資産形成の支援・促進」のための制度として、広く国民に浸透している。しかしながら、一般NISA、ジュニアNISAは新規投資が平成35年末まで、つみたてNISAは平成49年末までの時限措置とされている。「国民の生活の安定」を目的に、確定拠出年金制度や勤労者財産形成貯蓄制度が根拠法を有する恒久的な制度として導入されていることを鑑みれば、同様の制度趣旨を持つNISAについても根拠法を制定し、恒久的な制度とする必要がある。
- ・ 非課税期間が5年間の一般NISAでは、購入した上場株式等を5年以内に売却するインセンティブが働いてしまう。新たな非課税管理勘定への移管（ロールオーバー）によって、非課税期間を延長することが可能であるものの、その分だけ新規投資の非課税枠は減少してしまう。また、つみたてNISAにおいてはロールオーバーができないため、非課税期間の終了時に上場株式等の売却が集中してしまう可能性がある。国民の自助努力による資産形成を支援し、市場へのリスクマネーの供給をより一層促進するためにも、非課税期間の恒久化又は延長が必要である。
- ・ NISA及びジュニアNISAにおいてロールオーバーするには、移管依頼書の提出が必要となるが、現在これを電磁的に提出する方法は、公的個人認証とあわせて行われる場合に限定されている。そのため、実質的

に証券会社等のほとんどでは電磁的提出が利用できない状況にある。平成30年末には実際にロールオーバーが発生する事例も出てくることから、証券会社の管理コストを削減するとともに制度利用者の利便性を向上させるためにも、移管依頼書の電磁的提出の方法について、住所等確認書類の画像データの送信等で、提出者が本人であると確認できた場合まで範囲を拡大する必要がある。

- ・ 現行法上、NISA口座開設者が一般NISAからつみたてNISA（またはつみたてNISAから一般NISA）に変更できるのは、非課税口座異動届出書を提出した翌年以降の口座に限られている。国民が希望するタイミングでNISAの種類変更が行えない状況を改善するとともに、つみたてNISAを個人の自助努力による資産形成を促進するための新たな制度として普及・定着させるために要望するもの。
- ・ 英国ISAでは、非課税枠で購入した商品を売却して新たな商品を購入することが可能であるが、NISAではこれが認められていないため、長期投資を行っていくうえで重要なポートフォリオの見直しができないという指摘がある。NISAの更なる普及・定着のためには、この問題を改善し、投資家にとってより使いやすい制度とすることが不可欠と考えられることから、売却代金の範囲内での非課税枠の再利用を可能としてもらいたい。
- ・ 各種NISAについては、今後、これらを一層普及・定着させ、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資の機会を提供し、国民の自助努力による資産形成を支援する観点から、非課税期間および投資可能期間の恒久化を行うこと、少なくとも非課税期間および投資可能期間を延長することを要望する。

また、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減の観点から、各種NISAについて、a. 書面による提出・通知が求められている書類について、電磁的方法による提出・通知を可能とすること、b. 関係書類の保管期限を届出書受理後5年間等に短縮すること、ならびに、ジュニアNISAについて、c. 購入した上場株式等や配当金・売却代金等の払出しに関する年齢制限を廃止または緩和すること、d. ジュニアNISA口座への金銭の拠出について、口座開設者本人に限定する制限を廃止すること、等の措置を講じることを要望する。

なお、与党の平成29年度税制改正大綱において、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討することとされているが、検討を行う場合には、各種NISAの利用状況等を踏まえながら、極めて慎重に検討すべきである。

(4) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

【理由】

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長することを要望。
現行制度上、ある年において上場株式等の譲渡損失が発生した場合、その損失を翌年以後3年に亘って繰越控除することが可能とされているが、実際に、リーマンショック時に大きな譲渡損失を被った投資家において、その後3年間で損失のすべてを控除できたケースはほとんどなかったことや、各年の利益についてはすべて課税される（損失のように「控除しきれない」（課税されない）というケースがない）こととの整合性を踏まえると、現行の繰越控除期間では十分ではないと考えられるため、その延長を要望するものです。

(5) 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例

【理由】

- ・ 一定の外国法人（外国ファンド等）が国内金融機関と行う、振替国債を用いたレポ取引に係る利子等については、非課税とする特例措置が講じられていますが、その適用期限は平成31年3月末までとなっています。また、外国債券等を用いたレポ取引に係る利子等については、非課税措置の対象とされていません。
国内金融機関の短期資金調達の日滑化の観点から、同特例措置の適用期限を延長するとともに、外国債券等を用いたレポ取引に係る利子等についても非課税措置の対象とすることを要望します。
- ・ 平成29年度税制改正において、証券会社等が外国法人（外国ファンド）との間で日本国債を対象債券として行うレポ取引についても、一定の要件のもと上記の特例の適用対象とする措置が講じられたが、当該措

置は平成31年3月末をもって日切れとなるため、適用期限の延長を要望するもの。また、同特例措置の対象債券について、外国国債等を加えるなど拡大を図るべき（清算機関を介する取引についても同様とする）。

- ・ レポ取引に係る利子課税の特例措置の延長と対象債券の拡大を要望する。
 - 平成29年度税制改正において、レポ特例の対象となる金融機関等に、短資会社及び国内外の清算機関が加えられました。また、外国ファンドなど一定の外国法人が国内金融機関等と振替国債を用いて行う債券現先取引で一定の要件を満たすものにつき受け取る利子等を非課税とする措置が講じられました（2年間の時限措置）。
 - ますます加速するグローバル化に対応するためにも、同特例措置の延長を求めるとともに、対象となる債券に外国国債等を加えるなど拡大を図ることが必要と考えます。

(6) クロスボーダーの債券現先取引に係る特定利子

【理 由】

- ・ わが国金融機関においては、海外展開を加速させている取引先企業の外貨調達ニーズに応えるため、安定的な外貨調達態勢を整備することが急務となっている。特に、平成27年度以降に導入されている流動性比率規制により、金融機関は適格流動資産（HQLA：High Quality Liquidity Asset）として外国債券を保有することが求められているが、緊急時への備えとして多様な資金調達手段を確保することが重要となっている。

このようななか、平成29年度税制改正において、平成31年3月末を期限として、外国金融機関等以外の外国法人（海外ファンド等）と行う一定のクロスボーダーの債券現先取引のうち、振替国債を用いた取引に係る特定利子について、非課税措置の対象とされた。

しかしながら、海外ファンド等が行うクロスボーダーの債券現先取引においては、運用商品に係る制限により振替国債を利用できず、外国債券や海外の政府保証債を利用するケースも多いことから、非課税措置の適用期限を延長するとともに、外国金融機関等と国内金融機関等との間で行われる取引と同様、外国債券等を用いた取引に係る特定利子についても非課税措置の適用対象とすることを要望する。

(7) その他金融商品への投資について

【理 由】

- ・ 平成30年度税制改正により、投資信託等が外国で納付した税額について、公募株式投資信託や、株式数比例配分方式を選択している場合のETFやREIT、JDRの分配金のように投資信託等（外国税額を納付した者）と源泉徴収義務者（支払の取扱者である証券会社等）が異なる場合でも、その国内における収益の分配に係る源泉徴収税額から控除することが可能となったが、控除すべき外国税額の按分計算や外国税額の通知等において、実務上、運用が困難な場合があるため、見直しを要望するもの。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）は、国連加盟国全体で取り組むべき目標であり、政府においても「SDGsアクションプラン」を定め、目標達成への取り組みを推進しているところである。しかし、達成に必要な資金が大幅に不足していることから、国内の民間資金を活用するとともに、投資家にとって安定的なりターンを確保するための施策を求めるもの。

(8) 都市・住宅対策促進税制の延長、PEI事業促進税制の整備等

【理 由】

- ・ 具体的要望として、都市・住宅対策促進税制の延長、優良な住宅ストック形成を促進するための税制、公共施設等運営権者の株式購入に対する優遇措置の創設を要望する。
- ・ 平成18年に制定された住生活基本法においては、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別

控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充され、平成25年度および平成27年度税制改正においても、消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を緩和する観点からの措置が行われた。平成31年に予定される消費税率の引上げに伴う需要変動の平準化、景気変動の安定化に向けては、住宅投資減少を抑制するための十分な手当が望まれるところである。

したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を行うことを要望する。

3 確定拠出年金税制等の見直し

1) 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和等

【理由】

- 厚生年金基金、確定給付企業年金では、中途脱退給付が認められています。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付することができず、制度普及の障壁となっています。また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズが増えつつあり、さらには厚生年金基金制度の見直し等に伴い、制度の普及・充実がより一層求められているにもかかわらず、この支給要件があることにより、制度普及の障壁となっています。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額にかかわらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。

- 拠出限度額の引上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じることを要望します。

現行制度では、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限されており、困窮時の引出しも認められないため、企業にとっても個人にとっても利用しづらいとの指摘がある。また、マッチング拠出についても上限が課されており、利用者の自助努力による資産形成の妨げになっているという指摘があることから、これらの緩和を要望するものです。

- 少子高齢化が急速に進行し、マクロ的な社会保障負担が経済全体に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

- 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の普及の観点から、企業型においては、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

- 確定拠出年金については、累次の改正により拠出限度額の引上げや個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象者拡大などがなされたが、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、一層の限度額規制の緩和が望まれる。具体的には、a. 拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げを行うこと、b. 企業型確定拠出年金（企業型DC）の実施企業において、従業員がiDeCoの加入者となることを規約に定めた場合に、企業型DCとiDeCoの限度額を合算する制限を廃止すること、c. 企業型DCのマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件を緩和することを要望する。また、個人の置かれた環境に応じて複雑となっているiDeCoの拠出限度額について、簡素化を図ることを要望する。

確定拠出年金のさらなる普及に向けては、制度の利便性向上も期待される。具体的には、a. 追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を創設するなど、脱退一時金の支給要件のさらなる緩和を行うこと、b. 10年以上の通算加入者等期間が必要となる老齢給付金の支給要件を緩和すること、c. 60歳となっているiDeCoの加入者資格喪失年齢を、規約に定めることで65歳まで引上げ可能な企業型DCに合わせ、65歳に引き上げることを要望する。

加えて、第3号被保険者がiDeCoに加入する場合において、自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が掛金を拠出した場合には、当該掛金を負担した者の課税所得から控除する等、iDeCoへの掛金に対する税制優遇措置を設けることを要望する。

Ⅲ 相続・贈与税等

(1) 相続税評価額等の見直し

1) 非上場株式の評価方法にDCF法を追加すること

- ・ 非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等ではDCF法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。

2) 株式及び株式投資信託の相続税の評価

【理由】

- ・ 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式（ETF及びREIT等を含む。）並びに公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じることを要望します。
2008年のリーマンショック時には、被相続人の死亡後に、相続財産となっていた上場株式等の株価が大幅に下落したにもかかわらず、その上場株式等については被相続人の死亡時の価格により相続税評価がされたため、値下がりした上場株式等を相続した相続人において納税資金の確保に苦慮する場面が生じたことから、このようなケースへの救済措置を要望するものです。
- ・ 上場株式（ETF及びREIT等を含む。）及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すことを要望します。上場株式等については、原則として死亡時の時価により相続税評価されることとなっており、不動産等の他の財産と比較して相続財産上不利になっているという指摘があり、これを踏まえ、相続発生から申告までの間の値下がりリスク等を考慮し、上場株式等に係る相続税評価額の見直しを要望するものです。

(2) 事業承継税制

【理由】

- ・ 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する事業承継税制については、平成30年度税制改正において、10年以内に承継を行う者を対象として抜本的な拡充が行われているが、より一層使い勝手のよい制度とすることにより、事業承継のさらなる促進、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持をサポートすることが期待される。

具体的には、海外展開している中小企業者が増加基調にあることを踏まえ、外国子会社を保有している非上場会社のオーナーが自社株式を贈与する際の株式評価に当たって、当該外国子会社の株式について、納税猶予の対象財産への算入を認めることを要望する。

また、中小企業者の納税負担を緩和するため、個人株主からの自己株式取得時のみなし配当課税について、撤廃または軽減するとともに、納税猶予制度における特例非上場株式等の第三者への譲渡等による納税猶予額に係る利子税について、一定の要件のもとで課税を免除することを要望する。

さらに、制度の利便性向上を図るため、事業承継税制に係る各種手続きを簡素化するとともに、制度利用者間の公平性等を確保する観点から、平成30年度税制改正以前の旧「事業承継税制」を適用している中小企業者について、同改正後の新「事業承継税制」への切替えを認めることも望まれる。

(3) 金融資産の世代間移転

【理由】

- ・ 相続の場面では、上場株式等を相続により取得した相続人が、相続税の支払い等のために、相続株式をすぐに売却してしまうケースが多く見受けられ、相続を契機とした株式離れが進んでいる実態がある。これを防ぎ、世代間の資産移転及び市場へのリスクマネーの供給を促進するため、親子二世代にわたって上場株式等への投資を行う場合には、当該上場株式等に係る相続税等に係る税制優遇措置を講じることを要望する。

- ・ 現在、被相続人がNISAで保有していた上場株式等は、死亡日の時価でNISA口座から払い出され、相続税の課税対象となる。平成29年末時点で、60歳代以上がNISAを通じて累計約7.4兆円を買い付けていることを鑑みれば、NISA口座において相続を契機とした株式離れを防ぐ措置を講じる必要がある。さらに、世代間の資産移転及び市場へのリスクマネーの供給を促進し、NISAの利便性をさらに向上させるためにも、NISA口座で保有する上場株式等については、相続税を非課税とするべき。
- ・ 世代間の資産移転を促す観点から、平成31年3月末までの時限措置である教育資金一括贈与制度の適用期限を延長すべき。また、上場株式等により運用を行った場合の損失が贈与税の課税対象となる点について見直し、運用対象の多様化によって利用者の様々なニーズに応えられるようにすべき。さらに、現在金融機関が行っている領収書の管理コストが制度普及の障害になっているとの指摘があることから、手続きの簡素化もあわせて要望する。
- ・ 現状は高齢者層に偏在している上場株式等について、子や孫への生前贈与が促進されれば、適切な議決権行使などを通じ、企業のコーポレート・ガバナンスの強化に資することが期待される。また、こうした生前贈与を進めていくことは、上場株式等が相続前後に現預金にシフトする傾向を抑制し、世代を越えた中長期的なリスクマネーの確保に繋がるうえ、若年層における消費の活性化にも寄与すると考えられる。
- ・ わが国の個人金融資産は1,800兆円を超えているものの、その資産は高齢者層に偏在しており、こうした豊富な金融資産を若年層の教育費や結婚・子育て費用として活用することは、若年層における資金の余裕度を高め、消費活性化を通じたわが国経済の好循環をもたらすことが期待される。
したがって、平成31年3月末が期限とされている「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、それぞれ制度を恒久化するか、少なくとも延長することを要望する。
また、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、明細書の提出による口座からの資金の払出上限額を引き上げるほか、両制度について、預金保険制度を適用した場合の贈与税課税範囲を限定するなど、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減に資する所要の措置を講じることを要望する。

(4) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持

【理由】

- ・ 生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い状況（53.1%、生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」より）となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており、その社会的重要性が広く認められているところから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増しています。死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような「相互扶助」の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

相続財産の大半（4割強）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは、「遺族年金」や「現預金」、「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、会社員の世帯主を

亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子遺族世帯の場合、「遺族年金」は月額十数万円程度であり、必要な生活資金がピークとなる被相続人が30歳代から40歳代の場合、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。

また、生命保険文化センターの調査によれば、30歳代から40歳代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は2,000万円～2,500万円となっていますが、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、厚生労働省の「平成27年 国民生活基礎調査の概況」における1世帯あたりの「平均世帯人員」は減少傾向を示しており、母と未成年の子1人の母子遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかありません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

Ⅳ 消費 税

(1) 消費税制度全般

1) 軽減税率の導入のに対する意見

【理 由】

- ・ 既に法律は平成31年10月1日以降の適用開始ということで成立しているが、今からでも軽減税率の導入を改め単一税率を維持することで、現場実務での無用の混乱を回避すべきと要望する。または当初案のように基礎的食材（米・味噌・醤油・塩）に限定し、新聞への軽減税率適用は取下げるべき。

軽減税率の適用対象範囲を食料品全般へと幅広く定めたことで、かえって軽減税率と標準税率との線引きを巡り判断が難しくなった。店内飲食と出前との区分、買い物持ち帰りとイトインとの区分、加工・調理済み食品の加工・調理等の程度による区分など、適用開始後の現場実務での混乱は必至であり、無益である。

- ・ システム改修や事務処理により負荷が高まる、実務処理の正確な運用が脅かされることから、軽減税率制度にかかる複雑な線引き導入の取り止めに要望する。
- ・ 税率引き上げ・軽減税率の導入により企業はシステム改定に大規模なコストをかけざるをえない。改定後も事務処理で相当な負荷がかかることが明白である。将来、これ以上の複雑な制度変更を行わないことを要望する。
- ・ システム改修や事務処理にかかる負担増が見込まれるため、現行の税率（国税6.3%、方消費税1.7%）と軽減税率（国税6.24%、方消費税1.76%）で、国税と地方消費税の税率の内訳が異なるため、一致させることを要望する。
- ・ すべての免税事業者が本方式導入後、インボイスを発行する課税事業者に転換するとは限らず、また、仕入事業者が課税事業者を選択することが実務上容易でない場合も想定されるため、当面の間は当該経過措置を適用することを要望する。

2) グループ企業間取引について消費税を非課税とする連結消費税制度の導入

【理 由】

- ・ 欧州付加価値税（VAT）を導入しているEU加盟国では、グループ企業間取引について非課税とするVATグループ課税制度を認めている。

国際的な競争力を確保するため、わが国でも同様の制度の導入を要望する。

- ・ 消費税の納税義務の有無の判定が過度に複雑化している。また、過去の税制改正（及び適格請求書等）により一部手当てされているものの、未だに小規模事業者に係る納税義務の免除を利用した「益税」の余地が残されているため、免税事業者の廃止を要望する。

3) 未経過固定資産税等の取扱い

【理 由】

- ・ 固定資産税の課税対象資産の所有権が年の中途で移転した場合に、取引当事者間で商慣習として通常授受されるいわゆる「未経過固定資産税」を固定資産税そのものではなく「固定資産税相当額」として当該資産の譲渡対価であるとする取扱いが定着しているが、次の理由により、「未経過固定資産税」を資産の譲渡対価として扱わないことを通達に明記することを要望する。

- 固定資産税の負担を所有権の移転に伴い按分することは、資産の所有コストを所有期間に応じて分担し合うというものであり、経済的行為として合理性があること。
- 固定資産税の負担を所有権の移転に伴い按分するのは、固定資産税の仕組みが賦課期日を1月1日としていることに基づくやむを得ないことから行われる便法であり、したがって固定資産税相当額は固定資産税そのものであると解されること。
- 会社分割において分割法人と分割承継法人との間で未経過固定資産税の授受が行われると、現行の組織再編税制上移転資産の対価として金銭の交付があったとされ、同税制の適格性判定に関する規定が想定していないところにおいて、分割が非適格とされてしまう可能性が残っていること。

4) 課税になじまない取引

【理由】

- ・ 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっております。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の「税の累積」・「税の中立性の阻害」という2つの課題を発生させております。

付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施しております。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

5) 現物出資、株式交換・移転に係る消費税法上の課税標準額の取扱い

【理由】

- ・ 企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、消費税法上の取り扱いを法人税法上の取り扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価格とすべきである。

または、当該再編に係る消費税法上の取扱いを不課税取引とする事を要望する。

- ・ 簿価譲渡を前提としている現物出資を行った際に時価をベースとし非課税売上高の計算基礎とするが、消費税の取り扱いを不課税として頂きたい。法人税法上、適格現物出資は課税の繰延べであり、簿価譲渡を前提としている為、実務的に時価情報の取得が困難であり、また企業再編を促進させる上でも不課税が望ましいと考えられる。

- ・ 法人税法上の適格現物出資が行われた場合に、法人税法上の処理と消費税の経理処理との整合しない部分が生じることとなるため、消費税の課税の対象から除外することを要望。

法人税法上は帳簿価額での資産の移転となる一方で、消費税上は時価による譲渡が行われたものとして取り扱われることとなり、簿価での移転が認められる適格組織再編成にも関わらず、各移転資産の時価を用いることは実務上の負担が伴うため。

- ・ 適格株式交換・適格株式移転を行った場合の資産の譲渡等の対価の額を、直前の株式の帳簿価額とすることを要望する。適格株式交換・適格株式移転を実施した場合、法人税法上は帳簿価額が承継され課税関係が生じないこととされている。一方、消費税法上は資産の譲渡等に該当することとされ、対価の額を算定するために株式の時価評価が必要になり煩雑である。法人税法との整合をとることが合理的と考えられる。

- ・ 株式交換・移転（「株式交換等」という）が行われる場合、完全子法人の株主はその所有する完全子会社株式と完全親会社株式との交換による有価証券の譲渡取引を行うこととなる。

当該取引は、現行消費税法では「有価証券等の譲渡」に該当し『非課税取引』とされるが、これを『不課税取引』とするよう要望する。

組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状下で、株式交換等についてのみその消費税における取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する左記税制の趣旨に合致しない。

合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべきである。

- ・ 株式交換・株式移転が行われた場合の「有価証券の譲渡」を対象外取引とするよう整備することを要望する。

消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。

一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。

株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられるM&Aの手法である以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編成を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。

- ・ 適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして法人税法上取り扱われる（法62条の4）。

また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる（法61条の2⑧）。

一方、消費税法上、現物出資における非課税売上高の計算の基礎となる金額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる（消令2①二、消45条②三四他）。

これらの株式について、将来譲渡を行った場合には再度、非課税売上高に含まれてしまうこと、また、企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、現物出資については、消費税法上の取扱いを不課税とする、若しくは法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価額（×5%）とすべきである。

また、株式交換・移転についても、少数株主の意思にかかわらず起こってしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引として頂きたい。

6) インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額の利息を非課税取引として取り扱うこと

【理由】

・①対価性

平成28年5月20日付けの全銀協通達で、インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額を不課税取引として取り扱う旨が規定されている（資産の貸付の対価や借入人が貸付人に対して行う役務提供の対価には該当しない整理）。

しかし、一般的に、銀行に預金が滞留すると日銀当座預金へマイナス金利相当額を支払われなければならないため、日銀当座預金に適用される利率以下であれば、貸付人はインターバンク市場でマイナス金利相当額を支払う意義がある。このため、貸付人は現金をインターバンク市場で貸付することによって、日銀当座預金へのマイナス金利支払いを免れるという便益を負っている事になるため、不課税取引として処理することは問題がある。

②整合性

また同通達では、日銀当座預金の利子については、金融機関が受取る利子（純額）を非課税資産の譲渡等の対価として取り扱う旨規定されている。インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額を不課税取引として取り扱う一方、日銀当座預金の利子については非課税取引として取り扱うため整合的ではないと史料。

(2) 仕入税額控除

1) 大企業等に対する95%ルール不適用の見直し

【理由】

- ・ 複数税率の管理など、消費税に係る納税事務等の負担増大が懸念される中、平成23年度税制改正により廃止となった仕入税額控除の95%ルールを復活することで、消費税の納税事務等を効率的・簡素に実施できるため、消費税の課税売上割合が95%超の場合の、全額仕入税額控除の復活を要望する。
- ・ 平成23年度税制改正による「95%ルール」撤廃に伴い、仕入税額控除ができない控除対象外消費税等が生じることとなった。資産にかかる控除対象外消費税などの損金算入については損金経理要件が課されていることから、実務上も煩雑な処理が必要となっている中、軽減税率の導入により更なる事務負担増が予想されている。こうしたコストを抑制するべく、仕入税額控除の95%ルールの再導入または損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 平成23年度税制改正で行われた「課税売上5億円以上の事業者についての95%ルールの撤廃」により、

対象事業者は課税仕入等の税額を全額控除することができなくなった。課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測され、個別対応を証明できない間接的な仕入税額に、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることとなった。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の95%ルールを復活して頂きたい。

- ・ 来年（2019年）10月の消費税率引上げと複数税率制度（商品管理の複雑化）導入にはじまり、2023年10月には、消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式（日本版インボイス制度）が導入されるため、消費税制度の変更に係るシステム変更負荷や管理コストは必然的に大きくなることが予想される。

課税売上割合が95%以上の場合に全ての仕入取引で仕入税額控除を認めていた「95%ルール」は、事業者の納税事務負担を削減し、消費税関連制度の変更対応を少しでもスムーズに行うために有益な制度であると考えられる。

よって、消費税の95%ルールを再導入されたい。

- ・ 消費税に係る納税事務等を効率的・簡素に実施するためには、平成23年度税制改正により廃止となった、課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除することができるルールを復活させることが必要。
- ・ 業務の煩雑さを解消するため並びに、リバースチャージでの費用負担を排除するため、95%ルールの見直し・復活を要望する。
- ・ 軽減税率の導入、インボイス制度の導入により消費税に係る事務負担は益々増大します。企業の膨大な事務コストの削減や税務調査に係るコストの削減等の観点から、課税売上高が5億円を超える事業者についてもいわゆる「95%ルール」の復活をいただくよう要望いたします。
- ・ 軽減税率導入により事務負担の増加が見込まれる事業者の事務負担軽減を図るため、いわゆる「95%ルール」の復活を要望する。
- ・ 課税売上高の規模に関わらず、課税売上割合95%以上の事業者全てに対して全額控除方式の採用を認めることを要望する。
売上に対応する仕入区分ごとに取引を把握するために多大な事務量を費やしており、課税売上割合が高い事業者については売上規模にかかわらず全額仕入控除が適用できるようにすることが事務効率化につながると考えられるため。
- ・ 課税売上割合が95%以上にも拘わらず、売上に対応する仕入区分毎に消費税を把握する必要から業務負担が大きい。この為、本ルールを全ての法人に適用してもらいたい。
- ・ 事務負担を考慮し、事務手続きをより簡便化するため、仕入れ税額控除の95%ルールを再導入することを要望する。
- ・ 課税売上割合が100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、会社経理が煩雑なものとなっている。企業の事務処理負担の軽減、経理処理の簡素化を図るべく、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 課税売上割合が95%未満の場合の仕入税額控除の計算における特例計算の導入又は計算の見直しを要望する。

金融機関や医療法人等非課税売上が多額に計上される法人については、低い課税売上割合に起因する控除対象外消費税による消費税負担の影響が大きく公平性に欠ける。

また、少額の非課税売上のみが計上される法人についても課税売上高が5億円超となった場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかによる仕入税額控除の計算が求められるが、個別対応方式による場合には事業者における事務負担が大きく、また、いずれの計算方法においても少額の非課税売上に起因する控除対象外消費税が生じ、実態に即した税負担になっていないものと考えられるため。

2) 「課税資産の譲渡等」のみ要する」の定義の明確化

【理由】

- ・ 課税売上等との直接的な対応が必要と理解するが、取引の目的である売上が課税売上等であれば直接的な対応があると判断して良いのか、取引の目的そのものではないが結果生ずる売上に非課税売上を含まないことまでを要求しているのかが明確でなく、実務上解釈の差異が生じ、国税当局との見解の相違により課税の

安定性が損なわれる懸念がある。また、納税者によって取り扱いが異なる場合、課税の公正性を確保できない。このため、法解釈のさらなる明確化を要望する。

3) 課税売上割合の計算方法の見直し

【理由】

- ・ 貸付金等の金銭債権の譲渡対価の5%や、有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、業種特性を勘案した見直しを要望する。
銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較しても課税売上割合が極めて低く、他業種との公平性に欠ける。
有価証券売買は導入時に、金銭債権は平成26年度税制改正で5%のみを分母に算入する手当がされたが、さらなる引き下げ検討を要望する。

4) 仕入税額控除の帳簿等に関する要望

- ・ 仕入税額控除の要件を「帳簿及び請求書等」の保存から「帳簿又は請求書等」の保存へ緩和することを要望する。仕入税額控除は、帳簿に一定事項の記載をすること及びその記載要件を満たした帳簿と請求書等の両方の保存をすることを要件としているが、その記載内容は重複していることから、帳簿か請求書等のいずれか一方のみの保存を容認し、事務負担の軽減を図る。
- ・ 法人税法が認める帳簿代用書類が消費税法上認められないため、消費税の要件を満たすべくシステム対応が必要となっており、企業の負担となっている。
法人税法では、法定事項を帳簿に記載することに代えて、それらの記載事項の全部又は一部が記載されている取引関係書類を整理・保存すること（帳簿代用書類）を認めているが、この帳簿代用書類は、消費税法第30条第8項《仕入れに係る消費税額の控除》に掲げる帳簿として扱われないことから、消費税法上も十分な証憑の保管を前提に帳簿記載事項の軽減を認めて頂きたい。

5) インボイスを発行できない免税業者や個人に対する仕入税額控除

【理由】

- ・ 適格請求書（いわゆるインボイス）方式導入後の消費税の仕入税額控除は、控除取得額の総額が担保される適格請求書等が最終的に具備されることを前提に、請求書の発行日にかかわらず一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って経理した日に認識できることを法令上明確化して頂きたい。

(3) 申告・納付期限の延長等

【理由】

- ・ 会社法の規定に基づき監査役や会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しないため、法人税法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により確定申告期限の1月間延長を受けている法人は、消費税についても同様に確定申告期限を延長する特例を設けることを要望する。
法人税では第75条の2の特例が認められている一方、消費税には同様の規定がないため、会計監査人等の監査により納付すべき税額に異動を生じた場合には、修正申告又は更正の請求を行うしかない。
- ・ 法人税の確定申告の場合、確定決算に基づく申告が求められていることから、決算が確定しないこと等の理由による申告期限の延長が認められている。
消費税においては、法人の事業年度が課税期間とされているが、法人の決算が確定しない限り、消費税の課税標準額及び課税仕入れ等の税額も確定しないこととなる。
したがって、たとえば、課税期間の末日が事業年度の末日である場合には、消費税の確定申告期限の延長を認めることとすれば、確定決算に基づいた消費税の申告が行えると共に、決算の確定に至る過程において生じた調整額を適正に消費税の確定申告書に反映できるようになり、納税者の事務負担の軽減と適正な申告を推進する効果が期待できると考えられる。
- ・ 法人税と消費税は連動している部分が多く、法人税側で消費税に影響のある調整を行った場合、消費税側

で修正申告、更正の請求いずれかの手続きが必要となるため、法人税確定申告期限の延長特例と同様に、消費税の申告・納付期限の延長を要望する。

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望する。
- ・ 法人税と消費税は連動する項目が多いため、消費税申告書提出以後、消費税に連動する申告調整が発生した場合、消費税についてのみ修正申告or更正の請求が必要となってしまうため、消費税についても申告期限の延長制度を導入していただきたい。
- ・ 消費税は法人税と連動することから、法人税と期限を合わせるべきである。法人税の申告延長制度を適用する場合は、消費税も同様に申告延長とすることを要望する。調査の事前通知が消費税だけ先に実施されることがあり（法人税は未提出時点）、消費税の修正申告対応が難しい。
- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側で5月末の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望したい。
- ・ 地方税及び法人税は、申告期限の延長が1か月は認められているが、利子税がかかってしまう為、法定納期限自体を2か月から3か月に延長していただきたい。
- ・ 消費税の課税標準の確定は法人税の所得と同期連動しており、法人税の確定申告期限に延長が認められる中、消費税についても確定申告期限を法人税と同じとするよう延長措置の導入を要望します。
- ・ 消費税の申告・法定納付期限につき、法人税と同様に1ヶ月間延長特例を法制化すること。
- ・ 確定決算にもたれるとともに、法人税と整合させるため、法人税の申告延長との整合を要望する。
- ・ 消費税の確定申告期限は決算日から2ヶ月以内となっている。一方、法人税については、申告期限の延長が認められている。このため、法人税の課税所得の変動があった場合には、確定申告の時点で消費税の修正申告または更正の請求を行わざるを得ず、事務手続きが煩雑となっている。
については、法人税と同様、消費税にも申告期限の延長を認めていただきたい。
- ・ 事業年度終了後2カ月で、申告納付期限の延長は認められていないが、法人税の申告と消費税は並行して進んでいるものであり、法人税の申告内容確定と作業が同タイミングとなる。
マスターファイル、CbCR、ローカルファイルの作成により、事業年度終了後の事務工数が増加する為、消費税についても、申告期限の延長を認めるべきである。

(4) その他（電気通信利用役務の提供含む）

1) 電気通信利用役務の提供等

【理由】

- ・ 電気通信利用役務の提供が事業者向けに該当するか、もしくは消費者向けに該当するのかを判定するにあたり、詳細なガイドラインを設定したり、役務提供者に何らかの登録を求めた上、役務提供者ごとに取扱いサービスが事業者向けに該当するか、消費者向けに該当するかを、法令等で明確化することを希望する。
役務受領者に対し、役務提供者（国外事業者）から当該役務が事業者向けか消費者向けかの通知がなかった場合、役務受領者側においてその判定を行う必要があるが、当該判定は困難と考えられるため（※）。
（※）役務提供者（国外事業者）は日本の税法に熟知していないため、役務受領者に対する通知がないケースが多く、また、大手の役務提供者（国外事業者）であったとしても、自ら提供するサービスが事業者向けに該当するか消費者向けに該当するか判定に迷うケースが存在している（実例：役務提供者側では事業者向けとして判定していたものの、顧客から消費者向けに該当するのではないかという問い合わせがあり、国税局に見解を求めたというもの）。
- ・ 事業者向け電気通信役務を行う「国外事業者」から、国外事業者の国内支店を除外することを要望する。
国内支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っているため、消費税の補足は容易に可能。したがって、当該事業者から受ける役務提供をリバースチャージの対象とするには不適切。
- ・ 電気通信利用役務の提供の範囲が明確でなく、実務上の判断に支障をきたすことが予想される。たとえば、

以下の問題がある。

- 消費税法基本通達5-8-3（電気通信利用役務の提供）において、「電気通信利用役務の提供」に該当する取引の例として、「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」が挙げられている。

「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」も、顧客からの依頼により何時間もかけて情報収集・調査をして提供されることが多いことを考えると、国税庁のパンフレット（「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について」）において、『「電気通信利用役務の提供」に該当しない取引の具体例』で示されている「他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているもの」との相違点が見いだせない。

- 「電気通信利用役務の提供」の定義規定（消法2①八の三）に例示として「電気通信回線を介して行われる著作物の提供（その著作物の利用の許諾に係る取引を含む）」が示されている。この括弧書きの挿入は、著作物の提供には著作権法第63条（著作物の利用の許諾）に該当する行為が含まれうることに配慮したものだと考えられる。

一方、国税庁の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A」問2では、「電気通信利用役務の提供」に該当しないものの例として、「著作権の譲渡・貸付け」が挙げられている。「著作権の貸付け」は、消費税法基本通達5-4-2等から「著作物の利用の許諾」に近い概念だと考えられる。

したがって、「著作物の利用の許諾」に係る取引のうち、「電気通信利用役務の提供」に該当するものと該当しないものとの区分が明確でない。したがって、「著作物の利用の許諾」に係る取引のうち、「電気通信利用役務の提供」に該当するものと該当しないものとの区分が明確でない。

- ・ 平成27年度税制改正により、国境を越えた電気通信役務（電子書籍・音楽・広告の配信等）の提供等に対する消費税の課税方式として、リバースチャージ方式（国内事業者が申告納税する方式）が導入され、平成27年10月から適用されている。これにより、電気通信役務の提供に係る内外判定基準について、役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直された結果、国外事業者から日本市場向けに国境を越えて行われる電気通信役務の提供については、国内における取引となり、国内事業者が消費税の納税義務が課されることとなった。

しかしながら、国内に支店等を有する外国法人も国外事業者とされ、国外事業者の日本支店から国内事業者に提供される電気通信役務もリバースチャージ方式による課税の対象となっている。日本に支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っており、消費税の捕捉は容易であることから、当該国外事業者から受ける役務提供については、リバースチャージ方式による課税対象から除外することを要望する。

なお、電気通信役務を提供する国外事業者に対しては、国内事業者において納税義務が発生する旨を表示する義務が課せられているが、十分に周知されているとはいえない状況にあることから、国外事業者へのさらなる理解促進を図ることが必要である。

2) 収益認識基準に係る消費税

【理由】

- ・ 収益認識基準の「契約における重要な金融要素がある場合」については、売上の一部を利息として認識するものであり、課税資産の譲渡等の対価とすべき金額は売上に計上された金額のみとすることが適切であると考えられるため、契約における重要な金融要素がある場合の消費税の取り扱い、会計上の売上に対してのみ8%を計上することを要望する。
- ・ 消費税と法人税・会計で処理が異なる場合が生じるため一致させることを要望する。1つの取引で2つの処理を伴うことは現実的に実務上困難であり、大幅な事務負担増が見込まれるため。

V その他の国税

(1) 印紙税

1) 印紙税の廃止・簡素化

【理由】

- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないため、この際印紙税を廃止されたい。

また金額が少額にも関わらず、課税文書か不課税文書の判断（委任、請負の判断等）に迷う場合も多く、その判断に手間がかかる場合も多いため廃止することを希望。
- ・ 一部の文書にのみ課税され、税の公平性が損なわれており、同じ内容の契約でも電子契約の場合には課税されない。また、諸外国に同様の課税制度はないため廃止を要望する。
- ・ 経済実態と著しく乖離している印紙税は直ちに廃止すべき。
- ・ 電子商取引など商取引形態の多様化により、課税の根拠は既になく、不公平な課税となっているため廃止を要望する。
- ・ ペーパーレス化が進んでおり、文書に対して課税する制度は公平性に欠くと考えられるため、本税を撤廃してもらいたい。
- ・ 電子商取引が一般的となる中で契約文書にのみ課税することは課税の公平性に反するため、ペーパーレス化の進展に応じ、印紙税を廃止することを要望する。
- ・ 行政手続の簡素化・IT化方針が示されているだけでなく、同一契約に関して紙の契約であれば課税、電子契約であれば不課税というような時代に馴染まない課税の不公平が発生していることから早急に廃止すべきである。
- ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の廃止を要望する。
- ・ 電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止すること。
- ・ 流通課税として、消費税との二重課税としての側面もあり、何らかの抜本的な見直しが必要ではと思慮される。電子取引と紙とで課税の公平性が確保されていない点に鑑みて廃止を検討してほしい。
- ・ 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することを要望する。

例えば、銀行の預金通帳について、一部の預貯金通帳等と同様に、印紙税の非課税措置の対象とされるべきである。
- ・ 印紙税については廃止又は少なくとも課税金額を引下げ、課税文書や税額計算の簡素化を要望する。

電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じていること、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活性化・円滑化に支障をきたすものとなっている。
- ・ 電子商取引の増加やペーパーレス化が進展している中で、課税対象は紙媒体の文書のみであり、合理性を失っているため、制度自体の廃止を要望する。
- ・ 作成文書に担税力を求める文書課税は、電子商取引の急速な普及によりペーパーレス化の進む現状では不合理かつ公平性を欠くものとなっている。付加価値税を導入している諸外国では、印紙税の撤廃、もしくは付加価値税非課税取引のみ印紙税を課税するのが主流であるため、印紙税の廃止あるいは消費税非課税取引のみに課税対象を制限するなど、抜本的見直しを行われたい。
- ・ 印紙税制度を残す国は少なく、未だに印紙税制度を残している国でも、不動産取引等の高額取引のみが課税対象となっており、修理加工等の承り書（請負契約文書、額面1万円以上：第2号文書）や、レシート等金銭の受領書（額面5万円以上：第17号文書）のように、個人消費活動に関する書類まで課税していない。

印紙税の第2・第17号文書は廃止されるか、課税文書となる最低金額を大幅に引き上げられたい。

- ・ 情報化社会が浸透し電子商取引も一般的となりつつあるなかで、契約文書にのみ課税することは課税の公平性の原則に反するため、印紙税の廃止を要望します。少なくとも1号、2号、7号、17号などは課税対象から外すよう見直しを要望します。
- ・ 平成26年4月から導入された「工事請負契約書に係る印紙税の大幅な負担軽減措置」の期限である平成32年3月31日をもって印紙税そのものを廃止されたい。理由は下記の通りである。
 - 消費税との二重課税
 - 業種による税負担の不公平
 - 重層請負構造による多重負担
 - 文書課税という課税根拠の不合理
 - 諸外国との課税状況の比較

(2) 登録免許税

1) 登録免許税の軽減・簡素化

【理由】

- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る税率の特例の適用期限の延長を要望する。
土地に対する投資を促進し、都市や地域の活力を高めることに資すると考えられるため、土地の売買等に係る登録免許税の特例の延長を要望する。
- ・ 都市・住宅対策促進税制の延長、PFI事業促進税制の整備等の具体的要望として公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の免除（軽減）措置の拡充を行ってほしい。
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記などに係る登録免許税の税率の特例の延長を要望。

2) 投資法人等に措置されている登録免許税の軽減措置の期間を延長

【理由】

- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。
- ・ 現在、投資法人等に対しては、不動産取得時の登録免許税及び不動産取得税の軽減措置が設けられているが、いずれも適用は平成31年3月末までとなっていることから、投資法人等に係る不動産市場における取引コストを低減し、土地の有効活用を進める観点から、期限の延長を要望する。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し

【理由】

- ・ 課税標準の計算が企業の財務諸表だけでは対応できないほど複雑となっており、企業に多大な事務負担を強いているため、過大な事務負担が生じている事業税・外形標準課税（特に付加価値割）の計算方法を見直すとともに、住民税均等割、事業所税等の他の外形標準課税制度との整理・統合を図り、地方税制度の簡素化を図ることを要望する。
- ・ 現行の地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っている。
そこで、地方税の課税について統合を図る等の簡素化する事を要望する。
- ・ 地方法人税（国税）の創設により、地方税の一部見直しが行われたが、地域間の税源の遍在性の是正と財政力格差の縮小をさらに進めるべく、比重が大きい地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合／一本化する（地方の財源は国税からの交付金にて調整）これに伴い、連結納税制度・外国税額控除制度等に係る国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消することを要望する。
- ・ 地方税は地方行政サービスの対価として支払われるものであり、受益と負担のあり方の適正化の観点から、地方法人二税の適正な課税のあり方についても検討すべきである。
- ・ 地方税の税目（特に外形標準課税の項目）は多岐にわたっており、税額に比して算定の事務負担が膨大であるため、簡素化を要望する。特に事業所税は外形標準課税や固定資産税との二重課税にもなっていることから、廃止を要望する。
- ・ 納付と申告のタイミングは本来一致すべきであるうえ、地方自治体からの納付書の記載事項が多様であり、層別に負荷が掛かることから、利子税を廃止し、申告期間の延長後を延滞税の計算期間に変更することを要望する。
- ・ 地方税は申告書類が多く、計算が複雑であり、また、税率の異なる地方自治体にそれぞれ申告・納付を要することから、企業の事業活動が広域化、多様化している現状を考慮すると、現在の方式は極めて煩雑であり、納税側・徴収側双方の事務負担やコストも計り知れない。
そのため、地方法人課税の抜本的簡素化を進めて頂きたい。具体的には、申告書類の削減、フォーマットの統一を進めると共に、法人番号制度を活用し、本店所在地都道府県等への地方税の一括納付を可能とするシステムを検討頂きたい。
- ・ 地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜しており、法人事業税の外形標準課税は、その複雑さに更に拍車を掛けている。そのため、企業は二重課税による過重な税負担を強いられており、二重課税排除・税制簡素化などの観点を踏まえて、地方法人課税全体の整理・統合など抜本的見直しについて早急に検討すべきである。とりわけ、過重となっている法人二税について、地方法人特別税の廃止も含めて、全体の法人税負担の軽減の観点から見直して頂きたい。また、連結納税制度の導入を検討して頂きたい。
- ・ 地方税及び延滞金の過誤納還付について、共同収納体が各自治体の還付額を計算した上で、納税者に一括還付されるようにしていただきたい。
各自治体が重複して行う業務（還付額の計算、計算書の作成、還付額の送金手続き）を最小化することで税務行政のスマート化を実現し、納税者の利便性向上につなげていただきたい。

- ・ なお、地方法人二税については、地方行政サービスの対価としての受益と負担の適正化や、地方税収の偏在是正の観点も踏まえ、法人の総合的な税負担の議論を一体的に進めるために、国税への組み替え等を含め、そのあり方について検討すべきである。
- ・ 多岐にわたる地方税を統合・簡素化し、納税事務負担を軽減するとともに、国際的にも稀な償却資産税等を廃止すること。

(2) 法定外税

1) 総務大臣による不同意要件の明確化

【理由】

- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体がその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題。
法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。

2) 超過課税・法定外税の廃止

【理由】

- ・ 地方税法では標準税率を定めており、特例として各地方自治体の財政状況によって超過税率（標準税率の2割増を限度）を適用することを認めているが、現状は多くの自治体が超過税率を適用しており、企業に過重の税負担を強いているため、法人事業税並びに住民税法人税割の超過税率を撤廃されたい。
- ・ 超過課税の廃止により、全国一律の税率とすることを要望します。
- ・ 法人への負担偏重の是正、実効税率計算簡素化のため、標準税率に統一し、法定外税をやめることを要望する。

(3) 連結納税制度の導入

連結納税制度の導入

【理由】

- ・ 現在、連結納税制度は国税に限定されており、法人住民税・法人事業税は単体申告を行う必要があるため、申告手続きが非常に複雑なものとなっている。地方税についても連結納税制度の対象とすることで、連結納税を採用する企業の事務負担を軽減し、制度全体の簡素化を図ることが望ましい。
- ・ 連結納税は、法人税についてのみ適用できる制度であり、事業税や住民税には適用がない。よって、連結納税を導入しても、事業税や住民税は従来どおり単体申告をする必要がある。このため決算・申告における税額計算が非効率となっているのに加え、税効果会計も税目ごとに計算する必要が生じ非常に煩雑である。
- ・ 法人税法上、連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減すべく、法人事業税・法人住民税にも連結納税制度を導入することを要望します。
- ・ 事務手数の削減、納税コストの削減、地方偏在是正の実現、連結ベースでの数値管理のため、地方税を地方法人税に一本化し、地方税にも連結納税を導入することを要望する。
- ・ 国税と地方税で制度に差異があることにより連結納税が複雑化しており導入の阻害要因の一つになっているとおもわれるため、連結納税を地方税においても導入していただきたい。
- ・ 国際競争力維持のため、諸外国と同等水準まで持株比率を引下げ（米国80%、英国75%）、地方税についても連結納税制度を導入してほしい。
- ・ 地方税（法人住民税、法人事業税）においても連結納税制度を導入して頂きたい。
連結納税制度における法人税の中間申告が前年度実績による予定申告又は仮決算による中間申告の何れかを選択できるのと同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においても何れかを選択できるようにされたい。

- ・ 地方法人二税の国税化が実現しない段階においては、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。一方、年を追うごとに、制度の複雑化も進み、実務負荷も看過できない水準に達していると考えられる。諸外国の制度も参考にしながら簡素化も図るべきである。

持株会社化等、わが国企業における組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成14年度に連結納税制度が導入されたものの、その適用範囲は国税である法人税に留まっており、実情にそぐわないため、要望する。

- ・ 持株会社化等、わが国企業における組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成14年度に連結納税制度が導入されたものの、その適用範囲は国税である法人税に留まっている。地方法人二税の国税化が実現しない段階においては、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。一方、年を追うごとに、制度の複雑化も進み、実務負荷も看過できない水準に達していると考えられる。諸外国の制度も参考にしながら簡素化も図るべきである。

また、地方税の納税については、平成30年度与党税制改正大綱において、全地方自治体が共同で収納を行う仕組みを整備することとされたが、連結納税を採用している企業にとって、連結納税が適用されない地方税については、自治体毎の対応を余儀なくされ、申告・納税に係る事務負担が極めて大きい。地方税に連結納税制度が適用されない場合であっても、連結納税ベースでの本店所在地自治体における一括納付制度の導入など、納税事務の軽減を推進すべきである。

(4) その他

1) 地方税における外国税額控除

【理由】

- ・ 外国税額控除の控除余裕額及び控除限度超過額の繰越制度の創設を要望する。地方税から地方法人税に移行されており、一般的に納税者の税負担は変わらないと言われているものの、地方法人税法における外国税額控除の控除余裕額及び控除限度超過額の繰越制度は存在しておらず、実質的に税負担が増えている為是正すべきと考える。
- ・ 地方法人税の控除余裕枠の繰越制度の導入を要望する。法人地方税の控除余裕枠の繰越制度が未導入である理由が不明確。地方法人税は復興特別法人税のように時限措置ではないため、控除余裕枠の繰越制度は導入されるべき。
- ・ 法人住民税法人税割（以下「法人税割」）の課税標準を計算する場合において、法人税額の計算上適用した租税特別措置法の税額控除規定があるときは、その税額控除額を足し戻した額を法人税割の課税標準とすることとされている。（法人が中小企業者等である場合には、特例あり。）

一方で、法人税割における外国税額控除限度額は、「法人税の外国税額控除限度額×法人税割の税率」と規定されており、この計算で用いる「法人税の外国税額控除限度額」は、租税特別措置法の税額控除規定適用後の法人税額をベースに計算することとされている。

このような計算構造となっている結果、租税特別措置法の税額控除規定の適用により、法人税及び法人税割の合計納付額が、これを適用しない場合と比して増加してしまうケース（税額控除規定の適用により法人税の納付額は減少するものの、法人税割における外国税額控除限度額が租税特別措置法の税額控除額に対応する分だけ減少してしまい、法人税割の納付額が法人税の納付額の減少分以上に増加してしまうケース）が生じることがある。

各種政策等の観点から創設した租税特別措置法の適用の妨げにならぬよう、地方税法における外国税額控除限度額の計算方法の適切な見直しが必要と考える。

- ・ 法人税法では外国税額が当期の控除限度額を超えている場合でも、前年までに積み立てた控除余裕額があれば控除できる規定となっており、赤字で当期納付すべき税額が無い場合でも、法人税は即時還付されます。しかし道府県民税、市町村民税については法律に還付規定がないとの理由で、赤字の場合は控除未済外国税額として3年間繰越し、その間の納付税額と相殺することとなり、相殺できなければ失効し二重課税となります。従って、国際的な二重課税排除の実現と、法人税との整合性を確保するため、地方税においても即時還付を要望します。

- ・ 地方法人税には、所得に対する二重課税を排除する観点から、法人税と同様に外国税額の控除が認められているが、控除限度超過額および控除限度余裕額について、繰越制度は措置されていない。

こうしたなか、わが国では、近年の法人税率引下げを受けて、控除限度額は縮小しているほか、平成31年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴い、繰越控除制度のない地方法人税の税率引上げが行われる一方で、同制度のある法人住民税法人税割の税率引下げが行われることとされており、実質的に繰越控除制度が縮小されることになる。これにより、支店形式で海外展開を行うことの多い銀行の繰越余裕額が縮小し、将来的に銀行における税負担が増加することが想定される。

地方法人税において繰越控除制度が措置されていないことの合理的な理由が見当たらないことを踏まえ、地方法人税においても、控除限度超過額および控除限度余裕額について、それぞれ繰越制度を創設することを要望する。

さらに、地方税（法人住民税法人税割）について、国税は控除税額が本税額を上回った場合は還付することとされている一方で、地方税は還付ではなく翌期以降への繰越を行うこととされていることから、地方税についても国税と同様に、還付制度を設けることが望ましい。

2) 税額控除の順序

【理由】

- ・ 地方法人税法において、地方法人税の課税標準は「各課税事業年度の課税標準法人税額とする」と記載されている。しかしながら、実際に申告書作成の段階では法人税額から租税法による特別控除を控除してから税率を乗じる必要があり、この点は法文からは不明確。他税目を課税標準とする税を導入する場合は、法文に税額控除の順序を詳細に記載すべき。

地方法人税の課税標準が、特別控除後の法人税額である点が法文からは不明確。このため、主に決算時の税金計算の過誤リスクが高い。企業活動において決算は極めて重要な要素であり、納税者に決算過誤リスクを負わせかねない税制は適切ではない。

3) 地方税の延滞金

- ・ 延滞税等の計算は、課税期間、課税標準、年度ごとの税率等の複数の要素が絡むために計算が複雑になって誤りが生じやすく、企業側がいくら精緻に試算をしても、実際の要納付額との間に差額が生じる場合が少なくない。未納額が生じていると納税証明書が取得できず、時期によっては入札等の企業活動に悪影響を与える一方、過納付となっていれば還付が発生する。地方税では多数の自治体から少額の還付金を受け取るような事象が生ずることもある。

このような状況に鑑み、特に地方税の延滞金について、修正申告後の自治体からの通知に従って確定した延滞金を納付できるようにして頂きたい。この際、納税証明書が取得できないことが起きないように、修正申告後に対象となる自治体からの通知が届き、社内支払処理に通常必要とされる期間までに生じる延滞税等は未納税額としないような措置を合わせてご検討頂きたい。

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化

【理由】

- ・ 事業税・住民税は事業所の所在する全都道府県・市町村との申告書類の提出・控え入手・納付還付手続きがあり、事務処理が煩雑となっているため、申告・納税事務の一元化を要望する。
- ・ 事務負担軽減、課税の公平性を確保のため、整理統合を要望する。例えば、総務省所管の事務センターに一括申告納付する体制の構築をお願いしたい。
- ・ 各都道府県、市町村に個別に申告することは、事務手続き上の負担となっていることから、申告納税窓口を一本化してほしい。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望したい。
- ・ 現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市区町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事務負担が非常に大きい。都道府県・市区町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。
- ・ 徴税・納税コストの削減及び課税標準の重複を排除のため、固定資産税と事業所税（資産割）を合わせて、地方税を抜本的に見直し、分割基準をやめて申告・納付を一元化することを要望する。
- ・ 法人事業税・住民税の申告納付が分割基準の対象となる場合、事務所や事業所が所在する道府県及び市町村ごとに行うのではなく、主たる事務所あるいは本店が所在する道府県及び市町村に一本化することを要望する。

複数の道府県や市町村に事務所や事業所を有する法人が、分割基準により算定した法人事業税・住民税の申告納付を道府県及び市町村ごとに行うための事務負担がきわめて高いことに加えて、申告納税漏れリスクもあるため。

- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望する。
- ・ 法人住民税及び法人事業税については、国・地方を通じた税制抜本改革の中で、他の税目との整理・統合も視野に検討されるべきであり、地方税の抜本改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税を廃止することの他、地方税を国が一括徴収し、各地方自治体へ配分するような制度への移行等も含め、早期に抜本的な改革を図られたい。

また、早期に抜本的な改革がなされない場合においても、現行の地方法人課税は制度が複雑であり、とくに建設業においては全国多数の現場事業所が短期間で設置・廃止され、他産業に比べて事務負担が大きいことから、2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人における事業税、住民税（法人税割）の課税標準の分割は、事業年度終了の似日における従業員数ならびに授業所又は事務所数にて税率を判定する（いずれも事業所又は事務所の新設、廃止による設置期間は考慮しない）等の申告・納付手続きの簡素化を図られたい。

(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化

【理由】

- ・ 平成28年度税制改正において、法人実効税率の20%台への引き下げ時期が早まった関係で、その財源のため、法人事業税の外形標準課税が強化された。

外形標準課税は人件費課税で雇用所得の拡大を目指す政策方向に逆行するものであり、企業業績回復の足枷にもなるため、更なる課税強化が行われないようにして頂きたい。また、企業規模や業態により課税の負担が偏る不公平税制であり、制度の抜本的見直しが必要である。加えて、付加価値割の算定方法など集計要素に相当の実務負担を要しており、簡素化もしくは見直しを行って頂きたい。

- ・ 事業税外形標準課税は、雇用の維持・拡大や自己資本の充実等に悪影響を及ぼすほか、企業の国際競争力

をそぐなど問題が多いので、内容を抜本的に見直して頂きたい。内容の抜本的見直しが困難な場合、現在の付加価値割の算定方法が煩雑で納税実務負担が大きいと、算定方法を簡素化して頂きたい。

また、資本割の課税標準について、会計上の「資本金+資本準備金」を上限として頂きたい。グループ内の適格組織再編の結果、法人税上の資本金等の額が増え、税制適格を選択したにも関わらず非適格再編をした場合と比べ、資本割の負担が大幅に増えるケースがみられ、著しく不公平な税負担となっている。

- ・ 第6号様式にある報酬給与額に関する明細書や労働者派遣等に関する明細書について、申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってはかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化をしていただきたい。

(3) 外形標準課税における課税標準の見直し

1) 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

【理由】

- ・ 平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。しかしながら、与党の平成29年度税制改正大綱の検討事項において、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。」とされています。一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。
- ・ 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続を要望します。
 - 損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、平成28年度の税制改正により、8分の5まで拡大するものの、所得割も8分の3部分残されており、このため、仮に上記4業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。
 - しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。

2) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

【理由】

- ・ 電気供給業については平成28年4月から、ガス供給業については平成29年4月から、小売全面自由化が実施され、規制料金や総括原価方式などの事業税制度創設時に前提としていた課税環境が大きく変化している。その他の事業と同様の経営環境となっていく中、特定事業のみに異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同一の取扱いに改めることを要望する。
- ・ 電力小売りの全面自由化などの経営環境の変化を考慮すれば、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきであるため、電気事業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする枠

組みの見直しを要望する。

- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業においては所得（利益）や付加価値額、資本金等に対して課税されているが、電気事業を始めとする3業種では収入金額（売上）のみに対して課税されており、税制における公平性が保たれていない状況。

電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の利用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いは解消すべき。

平成30年度与党税制改正大綱においても検討課題とされており、H28年4月から小売の全面自由化が実施され、規制料金によるお客さまからの税コスト回収が担保されなくなるなど、電気事業を巡る環境は事業税制度創設時とは大きく変化していることから、早急に課税標準の見直しが必要。

- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式とするよう要望したい。
- ・ 「重複課税回避」「電気事業における託送料控除とのイコールフットィング」「自由化促進」のため、現行制度の恒久化を要望する。
- ・ 収入金課税について所得課税に一本化してほしい。

所得課税事業と収入金課税事業を併営する場合に、区分計算を実施する事務作業量が負担となっているため。また固定買取制度の導入により電気供給への新規参入する者との課税の公平性を確保するため。

- ・ ガス事業で採用されている収入金課税方式は、所得課税方式に比べ税額が大きくなる傾向があり、その他事業と比べ著しく不公平である。

平成30年度税制改正大綱では、旧一般みなしガス小売事業者（経過措置料金対象事業者）及びガス製造事業者は、非託送事業においても収入金課税方式が継続されることとなっており、他事業との比較だけではなく、ガス事業内でも不公平な税制となる。自由競争環境下におけるイコールフットィングを確保するため、ガス事業に課される事業税を、その他事業と同様の所得課税方式に統一することを要望する。

- ・ ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から、ガスの供給に係る収入金額のうち、託送料相当額を控除する制度の恒久化を要望する。

収入金額に対し法人事業税を課される他のガス事業者がガスの託送を委託した場合に、それぞれのガス事業者に対して全収入金額を課税標準として課税するとすれば、同一のガスについて、重複して法人事業税を課税することとなる。

重複した課税の回避、エネルギー事業間の整合性確保、ガス事業の自由化促進の観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたり、託送料を収入金額から控除する現行制度の恒久化が必要。

3) 分社化に伴うグループ会社間取引に係る事業税（収入金課税）上の取扱いの見直し

【理由】

- ・ 電力システム改革に伴う法的分離（分社化）により、従前は内部取引であった取引が外部取引化することとなる。この結果、分社化後に外部取引として扱われることとなる受委託契約等について、それぞれの事業会社が収入金に対して課税されることにより、従来発生しなかった課税取引が生ずることから、当該取引について課税標準からの控除など軽減措置を要望。

4) 外形標準課税制度の更なる課税強化の抑制

【理由】

- ・ 法人税実効税率の引き下げが行われたものの、外形標準課税の拡大により税負担軽減の効果を企業は享受できていない。特に、従業員を多く抱えている法人においては、賃金上昇に伴い付加価値割の負担が増える傾向にある。この為、更なる外形標準課税の拡大がなされないようにしてもらいたい。
- ・ これまで行われた法人税実効税率引き下げでは、財源確保を目的に、法人事業税の外形標準課税（付加価値割）を拡充したため、労働集約産業である百貨店では大幅な増税となった。

そもそも、景気回復を国民に実感させるためには、雇用の安定と実質賃金の上昇が不可欠であり、これを妨げる支払給与額や従業員数等に課税する①法人事業税の付加価値割（「報酬給与額」への課税）、②事業所

税の従業者割（「従業者給与総額」への課税）、③法人市町村民税の均等割（「従業者数」への課税）は、廃止していただきたい。

5) その他・課税標準の見直し

【理由】

- ・ 資本金の額を好きなように決められるため、資本金の額と会社規模が比例していない場合がある中で、資本金に対して税金をかけるというのは、資本割の趣旨から考えてもあまり意味がないように思う。そのため、資本割の撤廃を要望する。
- ・ 外形標準課税の適用につき資本基準が設けられていますが、企業実態は何ら変わらずとも減資によって適用対象外となることは合理性に欠けると考えられます。また、添付を必要とする書類が多様であり、派遣従業者や賃貸借を多く擁する企業の実務に多大な負担を強いているため、純額でマイナスとなる場合や金額が僅少なものは明細不要とする、保存要件とする等簡素化を要望します。
- ・ 外形標準課税の資本割の課税標準を会計上の「資本金+資本準備金」を上限とすること。グループ内の適格組織再編の結果、法人税上の資本金等の額が増えてしまい、税制適格を選択したにも関わらず非適格再編をした場合と比べ、資本割の負担が大幅に増えるケースがみられ、著しく不公平な税負担となっている。
- ・ 外形標準課税のうち、資本割の課税標準が「資本金等の額、資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい金額」に見直されたことにより、自己株式を取得した法人は、自己株式の消却有無を問わず、課税標準が増加するが、自己株式を消却した法人に関しては、課税標準を従前の「資本金等の額」とするよう、追加の見直しを行うことを要望する。
- ・ 資本割の課税標準について、「資本金+資本準備金」となっているところ、自己株式の控除を認めて「資本金+資本準備金-自己株式」への変更を要望する。
- ・ 資本金又は資本準備金を減少し、その他資本剰余金を欠損填補に充てた部分の金額については、資本割の課税標準である資本金等の額から控除することとされている（地法72の21①三）。
しかし、合併前に被合併法人がこの規定の適用を受けていたとしても、合併後の合併法人が同様の調整を行うこととする規定がなく、不合理であると考えます。
- ・ 地方税法上、資本割の課税標準は、各事業年度終了の日における資本金等の額とされていることから、たとえば期中に合併が行われた場合には、以下のそれぞれの期間について資本割が課税されることになる。
(A) 被合併法人の期首から適格合併の日の前日までの期間
(B) 合併法人の期首から期末までの期間
しかし、(A)の期間については資本割の課税が重複することとなることから、(B)における同期間について、資本割の課税を免除していただきたい。
- ・ 平成16年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金ならびに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。特に、資本の大半を海外資源開発事業等に投資している場合において、海外に事業所がない場合や投資先が子会社ではない場合は、資本割の負担が著しく重くなる。
従って、外形標準課税について、資本割の軽減措置の拡充（※）を図るとともに、計算方法の簡素化及び住民税均等割、事業所税等、他の外形標準課税制度との整理・統合による地方税制度の簡素化を検討していただきたい。
（※）特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きいため、基準の引き下げ等をお願いしたい。
- ・ 外形標準の付加価値割の構成要素から役員関連を除く報酬給与を除外していただきたい。報酬給与の収益や利益に対する割合は業種によって大きく異なっており、業種間における課税の公正性を欠くことになっていると考える。

(4) 法人住民税額の計算

- ・ 法人住民税の均等割は資本金などの額及び従業者数により定められており、企業にとって一種の必要経費と考えられるため、法人税の計算上は損金に算入することを認められたい。
- ・ 法人住民税の均等割は資本金等の額及び従業者数により定められており、現行方式では資本金の大きな企業の小規模事務所（1人事務所等）は受ける便益に比べて過重な負担となっていることから、法人住民税の均等割額を事務所の規模に応じた応益的なものに改め、税率の区分を細かくされたい。
- ・ 現行通達上では設置期間が6カ月を超えると「事務所・事業所」に該当し、その地方自治体から受ける便益に比べて法人事業税、法人住民税の納付が大きな負担となっているため、設置期間が1年未満の仮設的、短期的に設置される建設工事現場などについては原則非課税とされたい。
- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。

(5) 上場株式等の配当等に係る住民税の課税方式

- ・ 平成29年度税制改正により、上場株式等の配当所得及び源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得について、国税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されている。しかし、そのためには国税に係る確定申告書と地方税に係る申告書の両方を提出する必要があり、納税者における作業負担を増やしている。納税者の利便性向上のため、国税の確定申告書の提出のみで住民税の異なる課税方式の選択を可能とすることを要望する。

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止等

【理由】

- ・ 事業所税は、固定資産税及び事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、二重課税であるため、廃止されたい。
- ・ 事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなりますが、これらは固定資産税と事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合の中で廃止することを要望します。
- ・ 事業所税（資産割）は固定資産税と重複、事業所税（従業者割）は外形標準課税の報酬給与額と重複し、二重課税となっているため、廃止を要望する。
廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準を早急に見直すべきである。納税側での実務負担（捕捉が困難）から鑑みるに、ここだけ連結の考え方をもち込むのはおかしい。
- ・ 特定自治体に限定された偏った課税であるため極めて事務負担が高いため廃止を要望する。
- ・ 事業所税は、都市計画税との関係があいまいであり、加え、都市部の活性化に貢献している大企業により多く課税される公平感に欠けるものであるため、廃止されたい。
- ・ 事業所税は、新たに導入された事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、二重課税であるため、早急に廃止されたい。廃止されない場合、事業所税については、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しを行われたい。例えば、既に単一の会社として免税点を超えて納税義務者となっている場合、グループ全体の事業合理化のためにグループ会社の入居家屋を集約するような場合においては、みなし共同事業課税の免税点の判定における床面積（または従業者数）に算入しないことを要望する。

(2) 課税標準の見直し

【理由】

- ・ また、事業所税については申告を要しますが、共有部分を専用部分の面積に応じて按分する必要があることや、自治体により課税判断が異なる等により、大きな事務負担となっているため、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等、事業所税の課税事務簡素化を要望します。

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

【理 由】

- ・ 国際的イコールフットイングを確保することで、企業の国際競争力向上、国内への投資促進を図るため、また、諸外国には無い稀な課税制度であり、他の投資優遇税制等の効果を減殺してしまうことから廃止を要望する。
- ・ 国際的に稀な償却資産税を廃止、もしくは大幅に縮小し、国際競争力強化のためイコールフットイングの実現をすべき。
- ・ 本制度は国際的にも例外的な制度であると共に、投資に対する負担も大きいことから本制度を廃止してもらいたい。
- ・ 行政サービスとの直接的な受益関係が見出しにくい償却資産税の廃止を要望する。あるいは、法人税の考え方と乖離しており、各企業において複数帳簿対応を強いており、事務負担が高いため課税標準最低額5%の廃止をすべきであると要望する。
- ・ 国際的にみても償却資産に対する課税は特異であり、国際競争力の観点、また設備投資促進の観点より償却資産税の廃止を要望します。平成19年度に導入された新減価償却制度と償却資産税の評価額計算が統一されておらず、納税実務が煩雑となっており、廃止が実現されない場合であっても、最低限、法人税法と地方税の償却計算方法の統一を図ること及び残存価格5%を廃止することを要望します。
- ・ 償却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にもあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・ 償却資産を課税客体とする税制は国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。中小企業を対象に、期間限定で、一部資産を対象とした軽減措置が導入されたが、不十分と言わざるを得ない。

設備課税と所得課税との二重課税、設備型産業への税負担の偏重、地方の行政サービス等の受益と負担のバランス等、多くの課題を内包していることから、償却資産に対する固定資産税は廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

少なくとも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきであると考え、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

- ・ 企業の国内における設備投資意欲を低下させ、雇用の増加を阻害する要因ともなり得るため、償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であり廃止もしくは簡素化することを要望する。

廃止されない場合、圧縮記帳の取扱い、残存価額、償却方法など法人税と相違する部分を統一することにより事務負担の簡素化を進めて欲しい。

- ・ 償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有しているが、本制度による税負担は設備型産業に偏重するという性質を持ち、大型設備を保有する非鉄金属業界においても相応の負担をしているところである。

また、償却資産への課税は国際的に見ても極めて異例である。特に昨今我が国企業の置かれる事業環境は以前に増してかなり厳しい状況にあり、国内産業の空洞化が懸念される状況にある。国内産業の空洞化は企業の利益の問題だけでなく、雇用の問題や税収の問題にも波及する。

国内産業の保護・活性化、国際競争力確保の観点からも、償却資産に対する固定資産税については段階的な縮小・廃止をお願いしたい。その中で、償却資産の課税標準については法人税法に合わせて、以下の2点を認めていただきたい。

①5%残存価格の撤廃

②中小企業に対する少額減価償却資産の特例(30万円未満は損金算入)

その際、地方財政の健全化を損なわないように代替財源の手当ても必要である。

- ・ 5%の根拠(法人税法)が廃止されてかなりの時間が経過しているにもかかわらず、市町村の税収確保の

ためだけに、維持しているのは、公平ではない。廃止して欲しい。継続する場合は、理論的根拠を示して欲しい。

- ・ 償却資産税については、平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しにより残存価額や償却可能限度額が廃止されたにもかかわらず、償却資産の評価方法については改正が行われず、一物二価の状態を生んでいる。

また、固定資産と償却資産の区分についての判定や抽出作業が難解で税の明確性に欠けており、申告手続きに要する労力ならびに税金の負担も大きいので廃止されたい。

- ・ 償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。平成28年度税制改正に引き続き、平成30年度税制改正でも、中小企業の一定の設備について、固定資産税をゼロとする措置が導入されるなど、中小企業向けの軽減措置は順次拡充されているが、わが国企業全体の国際的なコスト競争力の阻害要因除去の観点からは、不十分と言わざるを得ない。

そもそも、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中での受益と負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、償却資産に対する固定資産税は廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

また、政府の成長戦略では、国内における設備投資等を促進させるとの基本方針が示されてきたが、新たに取得される機械・装置等の償却資産の保有に対して固定資産税を課すことは企業の設備投資意欲を減退させることから、そのような流れにもそぐわない。少なくとも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきであると考え、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

- ・ 店舗内のエレベーターやエスカレーター、建物と一体となった電気設備や可動間仕切、絨毯、保冷・冷蔵設備、陳列什器等は、事業用償却資産として土地・建物とは別に課税されているが、欧米主要先進国では、営業収益を生む事業用償却資産を課税している国は少ない。事業用償却資産は、バリアフリー化や商品の鮮度（安全性）を確保し、消費者の利便性を向上させるものである。

また、事業用資産の更新（設備投資）は、生産性向上につながる。よって、事業用償却資産への課税は廃止されたい。

- ・ 償却資産に課税を行うのは国際的に見ても稀であり、設備を多く有する特定業界に負担が偏重し、課税の公平を失うため、また、減価償却資産に対する法人（所得）税と固定資産税との二重課税を排除するためにも償却資産税の廃止を要望します。

- ・ 機械装置、工具、器具備品等の償却資産に係る固定資産税を廃止することを要望する。

耐用年数の短い動産は、原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきである。

- ・ 機械類等に対する固定資産税の課税は、中小企業に限定しつつ平成28年度より3年連続して軽減、免除が図られたが、本来機械類等への償却資産課税は国際的に見て極めて異例の税制であり、我が国産業の国際競争力を低下させており、機械業界として大企業も含め引き続きその撤廃を要望する。

- ・ 「生産性革命」や地域経済の活性化に向けた設備投資促進の流れに逆行する制度であり、国際的にもアメリカ・カナダの一部の州にしか存在しない稀な税制であることから、制度の廃止（最低限、新規取得の機械・装置について廃止）、特に無電柱化関連設備については早急な減免措置を要望する。

- ・ 平成19年度の税制改正における減価償却制度の見直しにおいて、我が国において特異な制度となっていた5%の残存価額制度が廃止されたが、固定資産税においては従前のままの制度で現在に至っている。地域経済の活性化を図る上で、サービス分野を含めて生産性の向上を図るための投資の活発化が求められるなかで、国際的にも例を見ないような制度が地方税において残存している状況に改善が求められる。新しいイノベーション時代の地方への波及を図るうえにおいても、見直しを強く要望する。

(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一

【理由】

- ・ 固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務簡素化を要望します。
- ・ 固定資産に対する償却費の計算方法が会計、法人税、償却資産税で異なっている。業務負担を考慮して少なくとも法人税と償却資産税の計算方法を統一してもらいたい。
- ・ 新定率法および旧定率法等、複数の計算方法を採用している企業の現状は効率的であるとは言えないと考える。また、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となる制度の廃止も含めて検討することで、企業の投資活動活性化にもつながる。
償却資産にかかる固定資産税における償却計算を法人税と同一にすることで、企業の申告作業の効率化に繋げていただきたい。
- ・ 固定資産税の課税対象につき、家屋・償却資産の区分、償却方法等を法人税法上の区分と同一にして、固定資産税の課税方法を簡素化することを要望する。
固定資産税の課税実務においては、家屋と償却資産の区分が不明確であり、法人税法上の取扱いと相違しているため、課税標準の計算等における事務負担が大きい。
- ・ 現状、1月1日を課税時期としているが、12月決算ではない法人も多く、同一の償却資産に対し、複数回の申告事務負担を要している。そこで課税時期を決算月に統一することで事務負担を軽減させるため希望する。
- ・ 現状同一の資産に対し、複数の課税標準が存在しているため事務的煩雑を軽減させる。また、自治体による調査も、法人の固定資産台帳をベースに行うことができ、調査事務負担の軽減にもつながるものとする。
- ・ 減価償却の方法は、現在、企業における減価償却資産の使用実態等に応じて適切な方法を選択できる方式となっているが、法人税率引下げ等の財源確保のため、平成28年度税制改正において新規に取得する建物付属設備・構築物について定額法に一本化された。しかし、①企業の経営実態や投資計画も踏まえて適切な方法を選択できる現状の変更は、結果として成長分野を中心とした投資活動に対して抑制効果を及ぼす可能性があることや、②IFRS（国際会計基準）においては、「資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するものでなければならない」との基本的考え方の下で、定額法とともに定率法や生産高比例法の適用の余地が認められており、その基本的考え方との整合性を確保する必要があることから、定額法への一本化については反対し、現在の定額法と定率法の自由選択方式の継続を要望する。
- ・ 固定資産税・都市計画税について、次に掲げる項目を含め抜本的な見直しを行って頂きたい。
 - ① 土地については、地価が一貫して下落を続ける中で、その負担（不動産取得税・登録免許税について同じ）が過重なものとなっており、地価公示価格に対する7割評価の是非も含め、収益力に対して過重な負担とならないよう評価水準などの見直しを図られたい。
 - ② 建物については、評価方法に関する抜本的見直し（収益還元価値を基準とする評価方法への転換）を図られたい。

(3) 固定資産税の負担の軽減

1) 固定資産税の引下げ等

【理由】

- ・ 固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、税率や評価額について適正な水準まで引き下げるよう要望します。
また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。

- ・ 土地保有に係る税負担は過重であり、企業の国際競争力を阻害し、我が国の立地競争力低下をも招いている。一方、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。

土地評価替えの平成30年度改正において、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するため、税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

- ・ わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。一方、地方自治体が条例により負担水準60%まで引下げることができるとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことなどからほとんど機能していない。一方、地価上昇が三大都市圏から地方に徐々に拡大しているものの、その動向は地域等により一様ではなく、負担水準の変動が見込まれるため、平成30年度税制改正において、据置措置を含む負担調整措置は、そのまま3年間延長された。こうした状況から、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するためには税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、負担水準の均衡化に留まらず、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。
- ・ 非住宅用地の固定資産税負担の均衡化・適正化は、平成16年度税制改正で地方条例による減額措置が創設されたが、減額による減収に対する国庫よりの財源措置が図られない（地方交付税の不对象）こともあり、一部の自治体を除いてほぼ全ての自治体において減額措置が見送られている。負担水準の均衡化・適正化は全国一律に図られるべきであり、負担水準の上限の引下げ（70%から60%へ）を地方税法において速やかに措置するべきである。

2) 固定資産税の評価方法の明確化・見直し

【理由】

- ・ 賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要があるが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様になっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。
- ・ 減価償却費の評価額の算出は、国税と地方税とでは評価時期が異なり、複雑な税務申告における実務を強いられているため、それぞれ評価額の計算時期を会計年度末にそろえるなど、企業における税務申告の簡素化を図って頂きたい。
- ・ 不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落したなかで過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。

3) 営業店舗に係る商業地等の固定資産税を軽減

【理由】

- ・ 百貨店は、来店客の利便性の高い大きな駅等の隣接地や中心市街地に出店しており、地域を代表する百貨店は、地域経済・中心市街地活性化のために役立ってきた。
街のインフラとしての百貨店の公共性も高いことを評価し、営業店舗に係る商業地等の固定資産税を軽減されたい。
- ・ 百貨店（店舗）は、定期的に大規模なリニューアル工事を行うことで商業集積としての魅力を維持しており、店舗等建物に係る固定資産税の経過年数が65年とされているのは長すぎるため、法人税耐用年数と同じ39年とされたい。

4) 無電柱化推進計画に係る固定資産税を軽減

【理由】

- ・ 緊急輸送道路等の防災上重要な道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例

制度の適用期限の延長を要望する。

無電柱化の推進に関する法律に基づく「無電柱化推進計画」が国により策定されており、防災、安全・円滑な交通の確保、景観形成・観光振興等の観点から、無電柱化の必要性の高い道路について、関係者との合意のもと、無電柱化を実施している。

一方で、無電柱化による支出は、一般的に道路上に設置される電柱に比べコストが割高であることから事業者には負担を伴うものでもあり、現行制度の適用期限の延長が必要である。

- ・ 無電柱化関連設備については非課税措置化を要望する。法で定められた無電柱化※1は防災・景観等で公共性が極めて高い一方、電線管理者の負担は大きい。公共性を同じくする他業種と同様（道路会社の道路、鉄道事業のトンネル等）、地方税法上の用途非課税対象とすべき。最低限、期限切れをむかえる「電柱管理者に対する固定資産税の特例措置※2」の延長と、無電柱化計画に沿った対象道路への適用拡充を要望する。
※1 無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月16日公布）
※2 「防災・減災に資する道路の無電柱化促進に係る特例措置」
対象施設：電線管理者が緊急輸送道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等
特例の内容：道路法第37条に基づき電柱の占有を禁止している道路の区域→課税標準4年間1/2 等
特例期間：3年間（平成28～30年度）
- ・ 国の進める災害時における電柱の倒壊を未然に防止するため等の無電柱化の推進のためには、道路管理者と電線管理者が連携して進めることが不可欠。従い、道路管理者による道路法第37条に基づく新設電柱の占有禁止の取り組みに加え、電線管理者が整備する設備等のコスト負担を軽減する支援措置が引き続き必要であるため。

5) その他

【理由】

- ・ 固定資産税の納税通知の電子化を要望。市区町村毎に異なる納税通知書の様式や、送付・到着のタイミング等を起因とする、多大な事務処理に手間・時間を要している。納税者側のみならず行政側のコストも削減できることから確実な早期実現を要望する。
- ・ 低公害車の燃料供給設備（天然ガス自動車用充填設備等）の課税標準の特例の適用期限延長を要望する。
天然ガス自動車や燃料電池自動車の普及台数が少なく、採算性等の問題から設置が進んでいない本設備の普及を支援するため。
- ・ 都市・住宅対策促進税制の延長、PEI事業促進税制の整備等の具体的要望として、BOT方式のPFI事業における固定資産税等の特例措置の拡充を行ってほしい。
- ・ コージェネレーションの課税標準の特例の適用期限の延長を要望する。
コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図り、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完することによって電源セキュリティの向上を図るため。また天然ガスをはじめとした化石燃料のクリーン利用（省CO2）および省エネルギーを通じて、地球温暖化問題に対応するため。

V 不動産取得税

(1) 不動産取得税

1) 不動産取得税の廃止等

【理由】

- ・ 消費税との二重課税排除の為、廃止を要望する。
- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。
- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

2) 破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税

【理由】

- ・ ○ 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。
- 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成30年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。
- ・ 保険会社の経営が破綻した場合のセーフティネットとして、平成10年12月に保険業法に基づき保険契約者保護機構（以下、保護機構）が創設されました。その後、平成12年6月には破綻処理の迅速化・多様化を図るため、救済会社が現れない場合の対応として、保護機構の出資により設立された子会社（以下、承継保険会社）による保険契約の承継を可能とする措置や協定銀行との間で資産買取りの委託契約に関する協定を締結する措置が設けられました。

また、破綻保険会社および承継保険会社、清算保険会社からの保険契約の移転に伴い土地等を取得した承継保険会社・協定銀行に対しては、不動産取得税が課税されない措置が設けられていますが、協定銀行に対する非課税措置の適用期限は平成31年3月末までとなっています。しかしながら、破綻保険会社等からの協定銀行の土地等の取得は、形式的な所有権の移転であること、本非課税措置は、破綻保険会社等の保険契約の移転等を円滑に進め、保険契約者保護を図るための制度であることから、恒久的措置とすること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し

【理由】

- 地球温暖化対策のための税については、当該税制の必要性、妥当性等を再度検証するとともに、その導入による経済・雇用等への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセスが不可欠である。

現在、ほとんどの原子力発電が停止状態にある中、火力発電を最大限に活用せざるを得ず、政府が閣議決定した日本再興戦略においても電力・エネルギー政策の克服とコスト低減を指向し、高効率火力（石炭・LNG）の導入等の施策を掲げており、エネルギー政策として石炭、LNG、石油等の化石燃料の使用増加を進めなければならない状況下での、化石燃料への課税強化は政策としての統一性を欠いている。現に火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買い取り制度等による電気料金の上昇が全国的な問題となっており、震災復興、経済回復の足かせとなることから、地球温暖化対策のための税は廃止すべきである。

また、本税制の用途拡大や新税の創設には断固として反対する。

- COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）のパリ協定発効を受け、世界各国は地球温暖化ガス排出量削減の長期目標の実現に向けて取り組む必要がある。我が国ではその実現を図るうえで、原子力発電についての適切な評価とあわせ、再生可能エネルギーの利用拡大及び省エネルギーの推進が大きな課題となっており、削減目標実現に向けた政策ツールの充実が求められるなかで、税制に関して次の通り要望する。

① 成長戦略との調和を図るうえで安易な課税拡大による対策には反対

地球温暖化対策税は、エネルギー価格の上昇に拍車を掛け、国民生活や産業活動に大きな影響を与えており、我が国経済の回復、成長の足かせとなるおそれが高く、廃止も含めた抜本的見直しが必要である。併せて、地球温暖化対策税収の用途拡大（森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策への充当）及びこれに関連した企業負担を増大させる増税や新税（大型炭素税等）の創設に反対する。

② 地球温暖化防止や環境改善を促進する優遇税制の創設

地球温暖化防止、環境改善などに著しい効果をあげる新製品開発を実現した場合の研究開発費の税額控除、風力発電・環境対応自動車他の環境問題に対応する製品を生産する設備・装置等の導入促進のための法人税等の支援策など、所要の優遇措置を講ぜられたい。

(2) 軽油引取税の減免

【理由】

- 本税は地方税の目的税（道路特定財源）として新設され、その後、平成21年度税制改正において一般税に変更された経緯があるが、公道走行を伴わない鉱山坑内での使用等、政策的配慮から特定の用途については課税を免除されて来た。本特例措置が廃止された場合、事業者による価格転嫁は難しく、鉱山経営の悪化から安定供給が損なわれる懸念もあり、維持・存続をお願いしたい。

(3) 石油石炭税の本則非課税化

【理由】

- 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化を要望する。

(4) 自動車関連税

【理由】

- ・ 天然ガス自動車に対する自動車重量税の免除措置の適用期限の延長を要望する。
排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車の普及を促すことにより、大気汚染問題や地球温暖化問題に対応する。
また、天然ガス自動車の普及により運輸部門におけるエネルギーの多様化を図り、エネルギーセキュリティ向上に資することができる。
 - ・ 平成31年度税制改正において、保有・取得段階における複雑で過重な税体系を抜本的に見直し、車体課税の簡素化と負担軽減を実現すべきである。また、自動車ユーザーの税負担は国際的に極めて過重であり、平成31年10月の消費増税によってユーザーの税負担が今以上に増加することはあってはならない。
(保有課税の簡素化・負担軽減)
 - ① 国際的に過重な自動車税の税率を、国際水準である現行の軽自動車税を起点に引下げて頂きたい
 - ② まずは自動車重量税の当分の間税率を廃止して頂きたい(取得時課税の簡素化・負担軽減)
 - ① 消費税10%時に自動車取得税廃止に代わって導入される自動車税・軽自動車税の環境性能割は、現行の自動車取得税より十分な軽減を図って頂きたい
 - ② 自動車税の「初年度月割課税」は廃止して頂きたい(期限切れ租税特別措置の延長)
 - ① 期限切れとなる「エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）」「グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）」を延長して頂きたい
- なお、上記措置に伴う代替財源を自動車ユーザーに求めるべきではない。

Ⅱ 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化等

【理由】

- ・ 平成23年税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する。
 - ① 納税者の権利利益の明確化及び法制化
 - ② 国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化
国税通則法を改正し、納税者の権利利益や国税庁に求められる役割・行動、及び国税庁の使命と税務職員の行動規範について法制化することにより税務執行の透明化を促進していただきたい。

(2) 法人税の納付

【理由】

- ・ 法人税の積立納付制度（海外の予定納付に近い）の導入を要望する。内容は下記の通り。
 - ① 法人税を余分に納めることができる制度
 - ② 確定申告後に、調査等で過小納付が発覚した場合、追加税額を積立金額から充当し、積立金額の範囲内であれば付帯税を賦課しない
 - ③ 逆に、過大納付となった場合は、過大納付額を積立額に加算できる
 - ④ 但し、積立額には利息等は発生しない。（利率ゼロ）
 - ⑤ 積立の払戻請求が出来るのは会社清算/倒産時等に限定（滞納税金等の精算後）
調査更正が発生した場合の付帯税発生リスクを排除できる。マイナス金利で、銀行では手元の余分な現金が不要な状況。
また、国債購入でマイナス利回りとなるよりもデメリット小さい。法人番号制度が導入され、当局側で納税者の納税状況が把握しやすくなった。国庫にとっては、税収の先取りが可能となる。税務当局にとって延滞税計算や還付事務・滞納徴収事務等の関連事務が軽減される。
等の理由から要望を行うものである。

(3) 更正の請求期間の延長

【理由】

- ・ 更正の請求をすることができる期間を9年以内（現行5年以内）とすること。また、後発的理由による請求期間の特例については、1年以内（現行2ヶ月以内）とすることを要望する。
納税者の権利確保の観点から、更正等の期間と整合させるべきである。

(4) 申告期限の延長

【理由】

- ・ 我が国の法人税及び消費税の納付期限は事業年度終了後2カ月以内となっており、ドイツ、英国、米国等の外国に比べて短いため、1カ月間延長して頂きたい。なお、仮りに延長が難しい場合にあっては、消費税の申告期限について、法人税と同様、1カ月間延長特例を法制化して頂きたい。
また、我が国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、現行の支払翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、納付期限を支払翌月末日として頂きたい。

(5) 充当・還付加算金の順序の明確化

【理由】

- ・ 複数要因による還付が発生した場合、還付加算金額の検証が困難であり、還付加算金の起算日を明確にするため、充当の順序を明確化願いたい。

(6) 納税証明書（未納の税額がないこと）

【理由】

- ・ 官公庁件名の入札時の必要書類として「納税証明書（未納の税額がないこと）」が必要であるが、更正通知日から納付日までの間は「未納あり」としてその証明書が入手できず、件名受注推進に大きな障害となっている。

更正通知日から納期限までは「未納なし」として取り扱い、その証明書の入手が行えるよう改正をいただきたい。

(7) 税理士法の緩和

【理由】

- ・ 連結子法人が連結親法人の連結確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、税理士法第52条に違反する懸念がある。一方、最適な連結経営に資するため、財務部門の機能の一部を親法人から切り離すケースもあるため、少なくとも連結納税グループについては、第52条の要件を緩和すること。
- ・ 国税庁において、大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの向上を推進されているが、税理士法の制限により、グループ内企業間での税務指導等に限界があるため。大企業グループにおいて、グループ内企業間での税理士業務を行えるようにしていただきたい。
- ・ 連結子法人が連結親法人の連結確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、税理士法第52条に違反する懸念がある。一方、最適な連結経営に資するため、財務部門の機能の一部を親法人から切り離すケースもあるため、少なくとも連結納税グループについては、第52条の要件を緩和して頂きたい。

(8) 各種税制の簡素化及び手続きの合理化

【理由】

- ・ 日本企業にとって、ホワイトカラーの生産性向上は政府もご認識されている重要課題である一方、BEPS行動計画による移転価格文書化を始めとして企業にとっては税務申告等に関する事務負担が増え、今後BEPSに関連した新たな規制（過大支払利子税制、無形資産取引に係る所得相応性基準、タックスプランニングの義務的開示制度）による負担増も予想される。企業の事務負担軽減の為に、地方税、CFC税制、受取配当金益金不算入に係る区分計算等の複雑なルール及び手続きの簡素化・合理化を望む。

(9) 電子申告・納税システム

1) e-Taxの更なる推進・イメージデータ等での申告書の提出

【理由】

- ・ 電子申告義務化の方針が示される中、e-Tax、eLTAXの機能改善。自治体ごとに異なる届出書の様式統一、重複して提出される届出書（例：連結納税適用の場合の個別帰属額の届出書）の電子申告データ共有による重複提出排除、特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出書と申告書のシステムの同一化、国税庁HPに掲示されている申告書等のword、excel版掲示等を実施することにより、行政の効率化のみでなく、

企業の事務効率向上及び工数削減により働き方改革に寄与する制度とするよう要望します。

- ・ 平成30年度税制改正大綱では貸倒引当金や固定資産明細等、別システムで管理している情報を光ディスク等で提出することが想定されるが、社内管理しているファイルをそのままe-Taxにて提出できることで効率的な申告作業に繋がる。
- ・ eLTAX（地方税ポータルシステム）においては、ファイル添付機能がすでに備わっているため、eTAXの完全な電子化を要望する。国税庁の仕様準拠で作成されていないもの（例えば、WordやExcelなどで作成している明細書、PDF形式以外のイメージデータ）等の添付書類についても電子データで送信可能にしていきたい。
数日にまたがるメンテ等によりインストーラーがダウンロードできないうえ復旧の予定も記載がない場合があるため、e-Taxのシステムメンテナンスの頻度減少を要望する。
- ・ 電子申告の義務化により、財務諸表の提出はCSV形式に変換し、勘定科目コードも数字やアルファベットを組み合わせたコードを利用することが求められるが、PDF等イメージデータでの提出も可能とするよう要望する。提出できるデータ形式が限定されているため、義務化に伴い財務諸表等の書式変更など多大な事務負担増が想定される。
- ・ 平成30年度改正において電子申告の進展に資する手続きの簡素化が図られたが、全ての添付書類のPDF提出を認める、地方税ポータルシステム（eLTax）におけるPDF書類を一括アップロードする仕組みの構築（例えば県に一括送信し、市町村はそこにアクセスする仕組み）など、更なる改善をお願いしたい。

2) ICTを活用した年末調整手続きの簡素化・合理化

【理由】

- ・ 行政手続コスト削減の観点から、平成30年度税制改正において、2020年度以降、大法人の法人税・地方法人税・消費税の申告に関し、添付書類も含めた申告書等の電子的提出が義務付けられることとなった。その具体的な制度設計については、前広な情報公開と共に、「ワンス・オンリー原則」も踏まえ、企業および政府・自治体の双方の負担軽減や申告・納税コスト削減に真につながるものとするための配慮が必要である。
また、地方税の納税については、平成30年度与党税制改正大綱において、全地方自治体が共同で収納を行う仕組みを整備することとされたが、連結納税を採用している企業にとって、連結納税が適用されない地方税については、自治体毎の対応を余儀なくされ、申告・納税に係る事務負担が極めて大きい。地方税に連結納税制度が適用されない場合であっても、連結納税ベースでの本店所在地自治体における一括納付制度の導入など、納税事務の軽減を推進すべきである。
- ・ 電子申告の義務化の対象となる法人について、税務署は設立の届出書・異動届出書・申告書等に記載された情報で把握できるため、適用開始届出の提出はワンスオンリー原則に逆行するため撤廃して頂きたい。加えて、既に電子申告を実施している法人の届出提出要否についても再度検討し、提出を不要とする措置を講じて頂きたい。

3) 電子申告普及に向けた取組み

【理由】

- ・ 電子申告普及に向け、必要な申告書類の精査（内容が重複する帳票の削減等）、電子署名手続き簡素化（会社単位の電子署名を可とする等）を要望する。
- ・ 行政手続コスト削減の観点から、平成30年度税制改正において、2020年度以降、大法人の法人税・地方法人税・消費税の申告に関し、添付書類も含めた申告書等の電子的提出が義務付けられることとなった。その具体的な制度設計については、前広な情報公開と共に、「ワンス・オンリー原則」も踏まえ、企業および政府・自治体の双方の負担軽減や申告・納税コスト削減に真につながるものとするための配慮が必要である。

4) 電子帳簿保存法（スキャナ保存制度）

【理由】

- ・ 電子帳簿保存法につき、改正が行われ要件が緩和された。企業にとって利便性向上のため、更なる要件緩和を要望する。

- ・ ○ 銀行は自社の取引データ以外に膨大な顧客の資金移動データ等を保管しており、紙保存の義務は現実的ではない。
- 紙の保存量は膨大であり、保管コストも膨大、地球環境にも影響大。
- 銀行は監査法人以外にも、金融庁、日銀等の監査・考査を受けており、一般法人と比べて帳簿書類のデータ保存による改竄リスクはきわめて低い。
- 生産性向上にはデータ保存が必要。
- ・ 申告における添付要件と保存要件の区分見直しを要望する。

平成32年度からの大法人の電子申告が義務化されることを見据え、申告に係る煩雑な事務負担の軽減に向けた添付要件と保存要件の区分見直しを要望する。特に、勘定科目内訳明細書と外国子会社合算税制における特定外国関係会社・対象外国関係会社の財務諸表の添付を保存に改めて頂きたい。又、電子申告時に提出する添付資料のデータファイルについて、電子データでの提出が困難なファイルはイメージデータでの添付を可する、又は提出フォーマットの柔軟化を実現を要望する。
- ・ 国税関係書類および国税関係帳簿に関して、これらをスキャナや帳票ソフトを使用して電磁的記録により保存するための適用要件については、平成28年度税制改正等で電子帳簿保存法の見直しが行われるなど、規制緩和が進められている。しかしながら、依然として適用要件が厳格であることから、納税者は書類を書面で保存せざるを得ないケースが多く、デジタル化を推進するうえでの妨げとなっているほか、保存義務者にとっても書面の保管や輸送が大きな負担となっている。

納税者における電磁的記録による保存を促進する観点から、現行は帳簿、書類単位で承認申請が必要である、帳票ソフトを使用した電磁的記録による保存について、帳票ソフトのベンダーによるシステム単位や帳票ソフト単位での認定制度を導入すること等を要望する。

また、スキャナを使用して書類イメージを電磁的記録として保存するスキャナ保存について、〔1〕 国税関係書類（取引関係書類）に対象書類が限定されており、国税関係帳簿（お客さまから受領した入出金伝票等）が含まれていないこと、〔2〕 重要書類については、入力期間が書類受領後37日以内に制限されていること、〔3〕 書類ごとに認定事業者が発行するタイムスタンプを付与することやフルカラーによる保存を行うことに伴い高額のコストを要すること、等がデジタル化推進の妨げとなっており、所要の措置を講じるべきである。